

平成24年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成24年12月 3日 開会

）

平成24年12月17日 閉会

吉田町議会

平成24年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月3日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告について	6
○議会閉会中の委員会活動報告	13
○議会改革特別委員会委員長報告	14
○議案第62号～議案第68号の一括上程、説明	15
○散会の宣告	24

第 2 号 (12月5日)

○開議の宣告	25
○議事日程の報告	25
○議案第68号の質疑、討論、採決	25
○散会の宣告	26

第 3 号 (12月12日)

○開議の宣告	27
○議事日程の報告	27
○一般質問	27
増田剛士	27
佐藤正司	34
杉本幸正	44
平野積	58
○日程の追加について	70
○議案第69号～議案第71号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	71
○散会の宣告	78

第 4 号 (12月13日)

○開議の宣告	79
○議事日程の報告	79
○一般質問	79
三輪正邦	79
藤田和寿	82
山内均	94
○散会の宣告	106

第 5 号 (12月17日)

○開議の宣告	107
○議事日程の報告	107
○議案第69号～議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
○議案第62号の質疑、討論、採決	109
○議案第63号の質疑、討論、採決	110
○議案第64号の質疑、討論、採決	113
○議案第65号の質疑、討論、採決	113
○議案第66号の質疑、討論、採決	122
○議案第67号の質疑、討論、採決	125
○吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について	131
○議員派遣について	131
○議会閉会中の継続調査について	132
○町長あいさつ	132
○議長あいさつ	133
○閉会の宣告	133

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成24年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様元気な顔に接してうれしく思っております。

12月の先生も走る月でございますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げます。

一昨日は、皆さんもテレビの前で一喜一憂されたこととは思いますが、市町村対抗駅伝、本当に吉田町のチームが頑張ってくださいまして、4位、実際記録は3分以上縮めたということで、本当にすごいことであると、このように思っております。

ことは、第1回目からずっと行っていることでございますけれども、下でそれぞれの市町の特産物の販売がございまして、吉田町長というたすきをかけて、ウナギの販売に1日中奮闘しました。

ほかの市町の市長さんは、そんなことはしませんけれども、何でそこまでやるのと言われても、やっぱり吉田町のウナギというのはブランドですから、やはり売っていただくと。今が一番大事なときでございますので、頑張らせていただきました。

それから、昨日は午前中が地域の防災訓練、午後が消防団のOBたちの集まりでございます、まとい会の総会がございました。地域防災訓練で何か所か回らせていただきましたけれども、地域の皆さまから寄せられた声を聞き、100%とってよろしいと思っておりますけれども、津波防災タワー、津波避難タワーというのは、いつ町長できるんだ、いつ建つんだ、それがやはり一番の最大の関心事でした。今月の7日に入札がございまして、議会の同意が得られれば、来年の3月までには皆さんの目の前に二、三基のタワーが見えますよと。そうか、それなら大丈夫だなと。あと12基はどうだ。12基につきましても、できる限り25年度中に着手したいと、そういうことで町民の皆さんの不安というものに、まずもっておこたえしようと思っております。

それから、まとい会の席で出た御意見でございますけれども、町長、吉田町で、住吉、下片岡、川尻の土地は、もう全然動きがございません、はっきり申し上げて。売りたい人も売

れない、買いたいというものもない、そういうふうな状況で、これには町長、どういうふうな形で対処するのかねと。これは一つには決まっております、津波堤のかさ上げでございます。いわば、皆様にはスーパー津波堤という形でお話し申し上げているスーパー津波堤をつくって、いわば中においても問題ないんだよというふうな態勢をつくらない限り、この原状を回復することはできません。町民の皆様がおっしゃられました津波タワーの建設から、防潮堤のかさ上げ、これは当然のことながら、大井川の堤防のかさ上げもそうでございますし、坂口谷川の水門の設置、それから堤防のかさ上げと。こういうふうなことがすべてでき上がった段階において、いわば3月11日以前の吉田町に戻れると私は考えています。いわば3月11日以前の安全とは違った新しい安全、すなわち吉田町の津波ハザードマップの数字で申し上げれば、8.6メートルのいわば津波、1000年ストロー津波に耐えられる町につくれるかどうかと、ここにかかっていると私は思っております。

当然、この津波防災町づくりは、今申し上げましたような内容でございますけれども、これは町民の皆様が安心して暮らしをし、そして企業の皆様が安心して、いわば生産管理を継続すると、これが眼目でございます、この津波防災町づくりの成功の実現性というものが私には問われていると、こんなふうに思っております。

この実現性という問題は、二つの観点からアプローチをしなければならないと私は思っております。一つは、当町がやらなければならないこと、一つは、国の介助でやっていただくこと、この二つがあります。まず、皆様御承知のとおり、5月9日に東大地震研究所にツジ先生をお訪ねして、津波ハザードマップの作成を依頼しました。1000年に一度、1498年の明応の東海地震をベースとする、いわば吉田町の津波ハザードマップの作成です。これがあらゆるものの基本です。津波防災まちづくりというのは、このハザードマップの上ですべてを構築します。この津波ハザードマップ、昨年11月にできましたけれども、その上に津波避難計画、それから津波避難施設の建設、さらには、今後発注いたしますこの町の完璧な津波防災のためのいわば町のあり方、これは当然のことながら、先ほど申し上げた大井川の堤防のかさ上げからスーパー津波堤、坂口谷川の水門設置、それから坂口谷川の堤防とかさ上げということになるわけでございますけれども、要は、その計画をつくるというふうなことで、これをもって基本的にはいわば国の介入をお願いするというわけでございますけれども、こういう3月11日以降に起きることに対して、国が関与しようとする場合、国というのは大きな図体の象でございますので、動くというのは緩慢にならざるを得ません。このような場合に一番大事なことは、先手を制することです。先を制することです。吉田町は、皆様御承知のとおり、6月5日には、当時の国土交通大臣大島さんを訪問しまして、1時間の時間をもらいまして、吉田町のスーパー津波堤、それから津波避難タワーの概要につきまして、イメージ図を持って、すべて1時間説明をいたしました。恐らく同行した現在の防災課長の 大石課長にしてみれば、初めての経験かもしれませんが、国というものは、まずこのような場合には、結果が出てくる場合、対策が出てくる場合には、時間がかかります。したがって、トップから持っていくしかほかに方法がありません。でき得れば総理に会うのが一番でしょうけれども、総理は、なかなか個人には会っていただけません。ならば所管の事務事業を担当する大臣だと。これが先手です。大臣に会って下におろしてくる、これが基本的なルールです。それでやりました。その後、三井副大臣を初め、現在官房副長官になっている竹歳氏とか、あとは各局長を含めて、もうあとは、じゅうたん爆撃です。

そのような形の中で、いわば皆様に何度もお話ししましたが、お二人の国からの関与のための人間の派遣をお願いしました。現在、副町長の須永氏、それから理事の梅村氏、国の関与をまずもって担当してもらおう。そして津波避難施設であるとか津波施設の問題に関しては、国に実質標準仕様書をつくってもらおうと。国がつくる標準表というのは、今後の日本の津波避難等のすべてを消します。であるならば、国に全面的に関与してもらってやっってもらおうが一番であると。これは当然のことだから、梅村理事に指示させて、委員会の検討をさせると。国のほうにお願いしていただきました。

そして、皆様にもお話ししました標準仕様書、今後の津波避難タワー、全国に展開する津波避難タワーの標準設計書をいただくと。その後、当然のことながら国の関与というものは、中部地方整備局で設置されました地震・津波に強い町づくり検討委員会の設置の中の委員に入るということです。これも実現をいたしました。

皆様御承知のとおり、3月5日には吉田町の津波避難タワーの問題というものは、衆議院予算委員会で取り上げられました。前代未聞です。こんな小さな町のこのような事業が予算委員会で取り上げられました。これは財務省の主税局長がびっくりした言葉です。「本当かね」というふうなことで、これも実現いたしました。

要は、町のいわば取り組みと、あとは国の関与というものが、うまく現在はマッチングして進んでおります。一番大事なのは、国の関与というものは、内閣官房から国土交通省、それから財務省、このトライアングルの中ですべてが進んでおり、吉田町に対する完璧なバックアップ体制というのはできつつあります。年を越せば、またそれが一つの具体的なものとして出てくるものと私は確信をしております。いろんな意味で、町民の皆様、企業の皆様が持っている不安というものを、いかに解消するか、これが津波防災まちづくりの最大の仕事であります。最終的には、重ねて申し上げますけれども、スーパー津波堤から大井川の堤防のかさ上げ、坂口谷川の水門の設置から、坂口谷川の堤防のかさ上げということに尽きます。渾身の力でもってこれに当たらなければなりません。ほかの町との、現在走っている吉田町を除くほかの町との差というものは、スタートダッシュであり、当町の取り組みであり、国の関与であり、これがすべてあらゆるものの差になっております。ぜひとも、議会の皆様におかれましては、これを短時間のうちに完成しなければ吉田町のあすはないものと思っております。昨年、10年と言いましたけれども、10年待っていただけないと私は思っております。でき得れば、より早くこれが町民の皆様、また、企業の皆様の要望にこたえる道だと思っておりますので、今後とも全力で歩み続けたいと思っております。

議会の皆様のさらなる御支援と御理解を賜りますれば、うれしく思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員でございます。定足数に達しておりますので、平成24年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、11番、河原崎昇司君、12番、藤田和寿君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日12月3日から12月17日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

9月13日木曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が、静岡市内で開催されました。協議事項として、総会では、1、平成23年度静岡県町村議会議長会事業報告について、2、平成23年度静岡県町村議会議長会歳入歳出決算について、また、議長会議では、1、平成24年度定期総会について、2、関係団体役員候補者の推薦について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月10日水曜日、平成24年度静岡県町村議会議長会定期総会が、静岡市内で開催されました。初めに、自治功労者表彰があり、県内の町議会から8人の方が表彰されました。続いて、議事に入り、平成24年度定期総会要望事項として、災害対策の充実強化を初めとする8項目の要望事項が承認されました。さらに、定期総会決議として、真の地方分権改革のさらなる推進を求めて、8項目の要望事項の速やかなる実現を期待する決議を採択し、閉会いたしました。また、午後に行われた議長・副議長・事務局長研修会では、岩手県知事や総務大臣を務められました野村総合研究所顧問の増田寛也氏による「地域主権と地方議会の役割」と題しての講演がありました。

10月23日火曜日は、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会の議員研修会が、牧之原市で開

催されました。当日は、講師に元北海道栗山町議会事務局長、東京財団研究員の中尾 修氏を迎え、「全国に広がる地方議会改革」を演題に、議会の運営や基本条例に係るエピソードを交え、議会や議員のあり方などについて研修会が行われました。

10月31日水曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会の主催による第2回政策研修会が、静岡市内で開催されました。初めに、お茶の水女子大学名誉教授の藤原正彦氏による「日本のこれから、日本人のこれから」と題した講演が行われました。続いて、静岡市以東と焼津市以西の市町の2班に分かれ、それぞれの市町の議会改革の取り組み状況や議会運営の課題などについて情報交換が行われました。

11月14日水曜日、第56回町村議会議長全国大会が、東京のNHKホールで開催されました。大会宣言の後、議事に入り、初めに、真の地方分権型社会の実現を目指して、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議を初めとする24項目の要望事項が承認されました。続いて、9項目の要望事項を求める決議案を採択、さらに決議に伴う5項目の特別決議案を採択し、閉会しました。また、閉会后、地方財政審議会会長・東京大学名誉教授の神野直彦氏による「地方財政の現状と課題」と題した特別講演が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査並びに財政的援助団体監査、定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況につきまして、御報告申し上げます。

さて、国政では、野田内閣総理大臣が、国民に信を問うため、衆議院を解散し、今月16日には、衆議院議員総選挙が行われる運びとなりました。国を挙げて取り組む予定でありました経済対策や津波・地震対策等も一時凍結され、また、平成25年度の予算編成につきましても、年を越えることが確実視されるなど、先行き不透明な状況になっております。

一方、地方では、国政の混乱のあおりを受けており、ほとんどの自治体が補助事業等を一時中断しながら、今は、ただ国政の行方を見守り、その結果を受けて、今後、どのような政策転換が図られていくのかを見きわめようとしている状況ではないかと推察しております。

しかしながら、こうした混沌とした状況下にあっても、基礎自治体としましては、町民サービスの低下を招かないよう、常にアンテナを高く張り、国の正確な動向をしっかりと把握し、いち早く町の政策へ反映させる準備をしなければなりません。

とりわけ、現在、町民の生命、財産を守るための最重要施策に位置づけております「津波防災まちづくり」につきましても、国の確かな情報を、いの一歩で収集し、一日でも早く町民の皆様が安心していただけるような事業を展開していかなければなりませんので、引き続きこれまでと同様の御理解と強力な御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、当町の現在における事業進捗につきまして、御報告申し上げます。

まずは、津波防災まちづくり事業における津波避難タワーの整備に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

さて、本年の第3回吉田町議案会定例会の行政報告で申し上げました津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会でございますが、津波避難タワーの設計に関する第3回目の技術検討委員会が、9月27日に当町で開催され、道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準が定められました。

今回、定められました津波避難タワーの標準仕様設計基準は、国土交通省が初めて関与した津波避難タワーの標準仕様設計基準となるものであり、国の関与のもとで定められた大変画期的なもので、他の先例となるものでございます。

国では、平成17年6月に避難ビルの標準仕様設計基準に当たる津波避難ビル等に係るガイドラインを公表しておりましたが、津波避難タワーに係る標準仕様設計基準は、いまだ示されておりませんでした。当町では、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災と同様の規模である、いわゆる1000年に一度の巨大地震及び大津波を想定した「津波ハザードマップ」をいち早く作成し、大津波による被害想定を行っておりましたことから、国の関与を得ることができ、1000年に一度の大津波を想定した津波避難タワーの標準仕様設計基準を定めることができたものでございます。

また、当町では、全国的にも例を見ない道路上の津波避難タワーを検討しておりましたので、国・県の関係機関の御支援をいただきながら、道路上に津波避難タワーを建設する場合の標準仕様設計基準もあわせて御検討いただき、今回の道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準を定めていただきました。このことは、道路上に津波避難タワーを建設する場合は、法的にも構造的にも、国のお墨つきをいただいたこととなります。言いかえますと、道路上の津波避難タワーにつきましても、当町の津波避難タワーが、我が国における標準の仕様ということになります。

この標準仕様設計基準は、1000年に一度の巨大地震と大津波が同時に発生した場合でも、使用部材のすべてが弾性領域内におさまるばかりでなく、液状化にも対応した設計となっております。また、道路上に設置する津波避難タワーの場合は、通常時には歩道橋として、災害時には避難施設として利用できる道路法に基づいた兼用工作物となることも決定されました。また、道路上に津波避難タワーを設置するには、道路を占用する必要がありますが、現行の法令等の規定上、占用できるものは、政令で制限列挙されておりますことから、津波避難タワーの設置が不可能でありましたが、今般、国土交通省道路局が政令を改正して、占用できるようパブリックコメントの進捗を進めており、来年の4月から占用物件と認められるように政令改正の進捗が行われる状況にあるとでございます。これは、当町が、国や県の支援を受けて、道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準を定めたことや、国への要望活動の成果であると認識をしております。

こうした国の関与をいただき定めました津波避難タワーの標準仕様設計基準に従いまして、まずは、住吉地内の2基の川尻地内の1基の津波避難タワーの設計を行い、このほど入札の準備が整いましたことから、今月7日に入札を執行する予定でございます。順調にいけば、今年度末には、町民の皆様も、堅固で安心感のある津波避難タワーを御確認いただけるものと思っております。

今後は、さきの第3回吉田町議会定例会で補正予算をお認めいただきましたものも含め、残りの12基の津波避難タワーの建設に向け、スピード感を持って津波避難タワー整備に向けて取り組んでまいります。

このように、行政におきましては、津波防災まちづくりに向けて順調に事業を進めておりますが、他方、民間におきましても、津波防災まちづくりの推進に参画していただく、大変うれしいこともございます。

まず、実例を御紹介申し上げますと、津波ハザードマップにおきまして浸水区域内に所在することとなりました川尻のレック株式会社では、従業員ばかりではなく、地域住民も対象とした避難施設として、鉄筋コンクリートづくり4階建ての防災倉庫を建設されました。建設に当たりましては、町にも声をかけていただきましたので、町としても、かねてから当町の津波避難施設として活用させていただくことを前提として津波避難計画をつくることができました。このほど、この施設が完成いたしましたことから、10月11日に、津波避難ビルに指定をさせていただき協定を締結させていただいたところであります。地域の皆様も、この避難施設を活用した防災活動を定着させるべく、早速、昨日の地域防災訓練におきまして、倉庫4階の屋上まで避難する訓練を実施いたしております。

また、11月25日には、住吉荘年会の皆様が、町の防災対策を支援しようと、募金活動を実施されました。集まった9万6,000円余の募金は、津波避難タワーの建設などに役立てることを前提として、11月27日、町に御寄附いただきました。

これらの尊い善行は、ただいま進めております町の津波防災対策を全面的に御支援いただいているあらわれであろうと受けとめており、大変心強く感じ、皆様の思いに着実にこたえなければならぬとの使命感がさらに強まってまいりました。今後さらに、津波避難タワーの建設を初めとする防災対策を全力で進めてまいりますので、一層の御支援をお願い申し上げます。

続きまして、「健康でいきいき暮らせる町づくり」を目指す「健康・福祉」関連事業について御報告申し上げます。

まず初めに、健康づくり事業でございます。

当町では、健康づくり事業の一環として、ダンス・健康づくり推進委員によりオリジナルダンスの普及を行い、ダンスを通して健康づくりを進める事業を実施しております。

今年度、4回目となるダンス発表会「笑っしょいよしだフェスティバル」は、11月18日に実施し、延べ人数で約650の方がダンスを披露し、応援者を含めると、1,000人を超す方々がダンスと触れ合い、健康を意識するよい機会となりました。今後も楽しく体力づくりに取り組める機会を町民の皆様に数多く提供してまいりたいと考えます。

次に、子育て支援事業でございます。

当町では、産みやすく、育てやすい環境を整備するため、現在「すみれ保育園」の建設を進めているところでございます。

現在の事業の進捗でございますが、9月には保育園の設計業務を委託し、10月には保育園用地の地質調査の業務委託を行ったところでございます。

また、建設事業用地の取得の状況でございますが、地権者の皆様の御理解、御協力をいただきまして、本年11月5日までに、すべての地権者の皆様と仮契約を締結させていただいたところでございます。なお、この用地の取得に当たりましては、議会の議決が必要となりま

すことから、今議会定例会におきまして、議案を上程させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

現在は、保育園全体の位置や歳児別の部屋の配置、広さなど、保育に必要とされる基本的な内容を初め、新たに併設します一時預かりや病後児保育機能を検討しながら、設計を進めているところでございます。

また、建設するすみれ保育園は、従来の保育園機能に加え、発達が気になる子への支援を行う施設整備を予定しておりますことから、園長と園長補佐を除く保育士を、現在、発達支援事業を実施している施設へ派遣し、実習によるスキルアップを図りつつ、きめ細やかな支援体制の構築に向けた準備を進めております。

今後は、実習を通じて得た成果を生かしながら、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉事業でございます。

町では、高齢者の皆様が、地域社会から疎外され、孤独になることを未然に防止するための取り組みとして、地域が一体となって支援する「吉田町高齢者身守りネットワーク事業」を今年度中に立ち上げるため、現在、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、警察署などの関係団体を初め、町内の新聞、郵便、電気、ガス、宅配、金融機関などの事業所の皆様方に対しまして、当事業への協力の要請をお願いしているところでございます。

事業所の皆様は、これから急速に進展していく高齢化への対応を深く認識されており、当事業の趣旨に快く賛同していただいておりますことから、今年度目標としていた30社の協力事業所の登録を達成できる見込みであります。

今後は、当事業を適正かつ円滑に運営していくために、関係団体や協力事業所で構成する「吉田町高齢者身守りネットワーク連絡会」を、今月19日に設置する予定でございます。この連絡会では、協力事業所証の交付式を初め、静岡福祉大学の清水教授を講師にお招きして研修会を開催し、問題意識の共有化を図るとともに、連絡体制の確認と高齢者を見守る対応マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

また、来年の1月18日には、「五体不満足」がベストセラーになりました作家の乙武洋匡氏をお招きし、「吉田町高齢者身守りネットワーク設立記念福祉講演会」を吉田町学習ホールで開催する予定でございます。

今後も、高齢者の皆様が安心して生活できるよう、行政、地域、企業等が一体となって施策を展開していけるよう、引き続き努力をしてまいります。

続きまして、「安全で安心、快適な町づくり」を目指す「生活環境」の整備について御報告申し上げます。

まずは、上水道事業の整備でございます。

町では、安全で安定した水の供給を図るため、老朽管の布設がえ、配水管の新設等を、計画的に実施しております。

石綿管布設がえ工事につきましては、坂部45号線ほか1路線配水管布設がえ工事の準備が整いまして、10月に発注したところでございます。

また、石綿管以外の布設がえ工事につきましては、向原線ほか1路線配水管布設替工事を11月に発注するとともに、日の出向原線ほか1路線配水管布設がえ工事の発注に向け、現在、

準備を進めております。

なお、道路改良事業に関連します榛南幹線配水管布設工事ほか5本の工事につきましては、既に発注を終え、工事に着手しているところでございます。

次に、公共下水道事業の整備でございます。

現在の当町における下水道の整備状況でございますが、340ヘクタールの事業計画区域のうち、昨年度末までに239.58ヘクタールの整備を完了し、整備率が70.5%に達しております。また、本年10月末時点で2,721戸の下水道への加入があり、1日当たりの平均で約2,511立方メートルの汚水を処理している状況でございます。

本年度は、住吉地区の榛南幹線、県道吉田港線、県道住吉金谷線と、片岡地区の高島高畑線を中心に、管延長にしまして約1.6キロメートルの布設工事を行っているところでございます。

続きまして、「心豊かな人を育むまちづくり」を目指す「教育・文化・交流」につきまして御報告申し上げます。

まずは、静岡県市町対抗駅伝競走大会でございます。

一昨日の12月1日に開催されました「静岡県市町対抗駅伝競走大会」では、我が吉田町チームは、2時間21分24秒という過去最高タイムで、町の部第4位という好成績をおさめることができました。

12月の寒空のもと、郷土の誇りと期待を背負い懸命に走る選手の皆さんの姿は、とても凛々しく、また見ている者を感動の渦へと引き寄せ、目頭が熱くなるものでございました。沿道で応援をしてくださりました皆様、そしてテレビをごらんいただきました町民の皆様も同じ思いであったのではないのでしょうか。

この大会に向け、御指導いただきました吉田町体育協会の役員を初め、吉田町スポーツ推進員、また、小・中・高等学校の先生方には感謝申し上げますとともに、出場した選手の皆様の御健闘を心からたたえたいと思っております。

次に、文化芸術事業でございます。

町では、吉田町文化協会の皆様の御協力をいただきながら、地域に根差した芸術文化活動に親しみを持ち、心豊かな暮らしの創造に努めているところでございます。

去る10月20日から11月3日にかけて、吉田町文化協会と吉田町教育委員会の共催により「吉田町文化祭」を開催いたしました。この文化祭は、日ごろの学習成果を発揮する場として芸能祭を皮切りに、文化展、囲碁大会、将棋大会、茶会を開き、さらには、「文集よしだ第17号」の発刊と盛りだくさんの内容となっております。特に芸能祭や文化展は、芸術に携わる町民の皆様が年に一度、一堂に会して発表する場でございますので、芸能祭は40演目の披露が、また文化展は1,031点の展示があり、芸能祭には762人、文化展には2,117人が入場され、多くの町民の皆様が地域に根差した文化芸術に触れられました。

今後も文化協会の活動を支援しながら、幅広い年代の皆様が芸術・文化に触れ合っていたけるような機会を多くつくるよう、環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、「自然と調和した、人にやさしいまちづくり」を目指す「都市整備」関連事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、国の補助を受け、社会資本総合交付金事業として進めております榛南幹線の町施工区間である新田工区についてでございます。この工事は、本年6月に道路改良工事と排水

路工事を発注し、現在、順調に工事が進んでおります。そして、第2工区として9月に発注いたしました道路改良工事につきましても、来年3月の完成を目指し順調に進んでいるところでございます。さらに、本年度から県費助成により事業実施を行っている榛南幹線水路事業につきましても、二級河川坂口谷川への樋門設置工事と道路内排水路設置工事を発注したところでございます。

これら一連の榛南幹線整備事業につきましては、国や県との連携をこれまで以上に密接に図り、平成25年度末の完成に向け努力してまいります。

次に、東名川尻幹線でございますが、町施工区間である国道150号から高畑高島線までの本年度の施工部分につきましては、このほど完成を迎えたところでございます。また、この完成により、これより北側部分も国道150号を終点とする県道路局施工区間につきましても、現在工事を行っているところでございまして、順調に進んでいるとの報告を受けております。この東名川尻幹線につきましても、榛南幹線と同様に平成25年度末の完成を目指しております。

続きまして、中央幹線の整備状況でございますが、8月に発注した交差点改良工事も順調に進み、来年3月中旬の完成を目指しておるところでございます。これを受け、関係機関との調整を行った後、町道西の宮線から東名川尻幹線と町道下片岡山通り線との交差点までの区間につきましては、供用開始を行う計画でございます。

次に、大幡川幹線の整備についてでございますが、先月、工事発注を行ったところであり、本年度工事完成後には横手橋から南側へ町道大坪7号線までの約450メートル区間を供用開始する計画でございます。

次に、県費助成事業の西の坪大浜5号線の整備でございますが、本年度に入り地権者の皆様の御理解、御協力のおかげで、すべての用地を取得することができました。今後は、工事発注に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、準用河川大窪川の改修でございます。

河川改修工事につきましては、例年出水期を避けた期間に実施しておりますことから、本年度も10月末に発注し、3月中旬までに約70メートルの護岸を整備する計画でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業における避難路等の整備でございます。

亀の尻線の整備につきましては10月に、高島4号線と中瀬高畑2号線工事につきましては、このほど工事を発注いたしました。また、日の出線につきましても、今月中旬には工事を発注する計画でございます。

続きまして、橋梁補修工事について、御報告申し上げます。

本年7月に橋梁補修工事の受委任に関する協定を締結いたしました。東名高速道路をまたぐ二つの跨道橋、北原東橋と北原西橋につきましては、東名高速道路の集中工事期間中であり、10月に足場の設置工事を終え、現在、この2橋からコンクリート剥離に伴う東名高速道路走行車両への第三者被害を防止するためのコンクリート剥落防止対策工事と、橋梁通行者の転落を防止するための高欄取りかえ工事を進めている状況でございます。足場等の撤去工事を含め、来年3月には、工事が完了する予定でございます。

続きまして、「魅力ある産業を振興し、活力あふれるまちづくり」を目指す「産業振興」関連事業につきましても御報告申し上げます。

まずは、吉田漁港の整備でございます。

平成23年度繰越明許費としてお認めいただきました水産基盤整備事業費は、既に工事の発注を終え、12月上旬に発注予定の今年度の改修工事とあわせて、来年3月に完成する予定でございます。これで、昨年6月に崩落をしました吉田漁港6号岸壁の改修工事がすべて終了いたしますので、漁港関係者の皆様の安全な職場環境を確保することができるようになりました。引き続き、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るよう環境整備に努力をしております。

次に、都市防災総合推進事業における吉田漁港津波堤現況調査業務委託でございます。

この調査は、吉田漁港周辺にございます約1キロメートルの津波堤が、東海・東南海地震や地震の影響により発生する津波に耐え得るのかを調査するものでございます。この調査を行うために準備を進め、今月上旬に発注のめどが立ったところでございます。

海に面している当町にとりまして、現況の津波堤が、どの程度の地震動、液状化、津波力に耐え得るものなのか実態を把握する調査は、町民の皆様の生命と財産を守るためには、必要不可欠なものでございます。今後は、この調査結果をもとに、巨大地震による津波に対しましても効果を発揮するような構造への補強対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、当町では、目下、平成25年度当初予算編成に向けて準備を進めているところでございます。予算編成では、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震の被害想定を映し、津波リスクがある沿岸部の地価の落ち込みや、企業の新規投資意欲の鈍化などに伴い、町税の減収が懸念される中で、子育て支援の充実、高齢化社会における社会保障などの行政需要はますます拡大をしていくことが予想されます。

また、当町の最重要施策であります「津波防災まちづくり事業」につきましても、町民の皆様の生命と財産を守り、町内企業の皆様が安心して生産活動を行えるよう、引き続き、さまざまな施策を展開してまいりますので、議員各位におかれましても、より一層の町政運営への御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） 御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告いたします。

委員会は、所管事務調査の町と自主防災会の連携についてを調査しました。

9月15日に委員会を開催し、4地区自治会、各自主防災会と委員会の懇談会を開くことを決め、日程や事前配付の資料と出席者の確認を行いました。懇談会の目的を、調査案件の町と自主防災会の連携について、各自主防災会が吉田町地域防災計画などの活動の中で、何ができたか、まだ何ができていないかの現状を調査し、委員会として、自主防災会と町の連携

に関する是正を担当課に提案していくこととしました。

懇談会は、10月3日に片岡区自主防災会と、10月15日に川尻区自主防災会と、10月17日に北区自主防災会、10月17日に住吉区自主防災会とを開催いたしました。懇談会后、11月13日、21日、28日に委員会を開会し、自主防災会と委員会の懇談会のまとめを行い、報告を当局に届けました。

12月6日も委員会を開催し、町の今後の計画と12月2日に行われた各自主防災会の地域防災訓練内容と、訓練の結果、防災ラジオについてのアンケート結果と対策などの説明を受けることを決め、委員会を閉会いたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成24年11月20日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

平成23年6月9日から平成24年9月18日まで行ってきました所管事務調査の産業振興と都市整備について検証を行い、協議を行いました。

以上で、当委員会の議会閉会中の調査活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長は御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を、議会改革特別委員会委員長から報告願います。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。

それでは、議会改革特別委員会から委員会活動について御報告申し上げます。

10月15日、役場4階第2会議室にて、午前9時から40分まで、委員12名で第24回委員会を行いました。議会基本条例について、当局との懇談会について現状報告を行い、申し入れについて協議を行いました。議長名で町長あてに文書を提出し、再度、懇談会を申し込むことを確認し、閉会いたしました。

11月7日、役場4階第2会議室にて、午前9時から午前11時5分まで、出席委員数13名、1名遅刻で、第25回委員会を行いました。協議に先立ちまして、報告事項を行いました。10月17日、議長と正副委員長にて、町長へ懇談会を再申し出を行い、開催が決まったことを報告しました。

2点目に、県からの市町議会の概要や議会改革の取り組みについて、県市町議長会の研修資料に基づき、報告を行いました。特に、行った市町の議会報告会の現状や議員定数について報告しました。

次に、懇談会の進め方について協議を行い、提出資料と条例について意見をいただくこと、座長は委員長、仕様説明は副委員長とすること、また進行で、当局と調整が不通になったときは、委員長判断で懇談会をまとめる。

以上について、委員にお諮りしたところ、異議なく決定しました。

また、議会報告会の報告書について、各担当者がまとめ、それをもとに報告書を、正副議長で案をつくり、全協で決定することも決定いたしました。

11月29日、役場4階第2会議室にて、午前9時から午前11時5分まで、町長、副町長、理事、総務課長、企画課長、ほか担当職員の出席をいただき、委員13名と議会基本条例に係る当局との懇談会を開催しました。

同日、懇談会終了後、同会議室で第26回委員会を行いました。協議内容は、懇談会の内容を受け、1、義務規定について今後協議すること、2、議会と行政との関係について、正副委員長が12月中に担当課に説明を行うこと、3、当局からの議会と行政とのかかわる部分について回答を受け、内容を協議し、今後の進め方を協議すること。以上のことについて委員に確認したところ、異議がなく決定いたしました。閉会は11時22分でした。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長は御苦労さまでした。

◎議案第62号～議案第68号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 続きまして、会議規則第35条の規定により、日程第6、第62号議案から日程第12、第68号議案までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第4回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について1件、条例の一部改正について2件、補正予算について2件、土地の取得について1件、人事案件について1件の合計7件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第62号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号））について）でございます。

本議案は、平成24年11月16日に衆議院が解散したことに伴いまして、衆議院議員総選挙を本年12月4日告示、16日を投票日とする閣議決定がなされましたことから、衆議院議員総選挙に係る選挙執行経費といたしまして、平成24年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ111億1,953万8,000円とする補正予算を、平成24年11月16日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、吉田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が平成24年6月27日に公布施行されましたことに伴いまして、防災会議の所掌事務長に、新たに町長諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を申し述べることを追加するとともに、防災会議の委員の任命に当たり、自主防災組織を構成する者または識見を有するものの委員を新たに追加し、多様な主体の参画を図り、防災会議の諮問つき機能の強化を図ろうとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、吉田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が平成24年6月27日に公布施行されましたことに伴いまして、本条例で引用する法律条項の条項ずれが生じたため、その条項ずれに対応する内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,760万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ111億7,714万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成24年度の水道事業会計予算につきまして、収益的支出の既定額に327万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億888万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、すみれ保育園建設事業用地の取得についてでございます。

本議案は、すみれ保育園建設予定地として、吉田町川尻792番地の1、萩原勇次氏ほか7名から、吉田町川尻791番ほか20筆の1万2,081.70平方メートルを取得するにつきまして、

お認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現教育員会委員長であります藁科浩子委員が、本年11月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き、藁科浩子さんを吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が、上程いたします7議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、第68号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、現委員の任期は平成24年12月14日までとなっております。このため、任期満了日前までに議会の同意をお願いする必要がありますので、早期の議決につきまして、議会の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から、詳細なる説明を順次お願いします。

最初に、総務課長、田村政博君。

〔総務課長 田村政博君登壇〕

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。第68号議案について御説明申し上げます。

第68号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の11ページ及び参考資料ナンバー4をごらんください。

本議案は、現在、吉田町教育員会委員長でもあります藁科浩子委員が、本年12月14日をもって任期満了となりますことから、引き続き、藁科浩子さんを教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

藁科さんの住所につきましては、吉田町神戸1801番地、氏名は藁科浩子、生年月日は昭和21年11月4日、現在66歳でございます。

藁科さんは、昭和44年4月から平成13年3月までの間、小学校での教員生活を送られた後、町の教育相談員を初め、子供と親の相談員として御活躍され、さらに、平成16年12月からは吉田町教育委員会委員に任命され、本年10月からは教育委員会委員長に就任されております。藁科さんは、人格が高潔であり、教育現場はもちろんのこと、保護者を初め、地域住民の方からの信頼も大変厚い方でございます。

簡単ではございますが、以上が総務課からの1議案につきましての御説明でございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、防災課長、大石悦正君。

防災課長、大石悦正君。

〔防災課長兼防災監 大石悦正君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 防災課でございます。

防災課関係の議案は、第63号議案、第64号議案の2議案でございます。

初めに、第63号議案 吉田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明を

申し上げます。

議案書の3ページ、4ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域にわたる被災住民の受け入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置を定める等の必要があることから、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が、平成24年6月27日に公布施行され、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部が改正されたことに伴い、吉田町防災会議条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条関係につきましては、新たに町長の諮問に応じて、吉田町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べることを防災会議の所掌事務とするというものでございます。

3条関係につきましては、新たに自主防災組織を構成する者、または識見を有する者のうちから町長が任命するものを委員に充てることとするとともに、委員の定数も変更するものでございます。

附則につきましては、改正後の条例について、公布の日から施行するというものでございます。

次に、第64号議案 吉田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、吉田町防災会議条例の一部を改正する条例と同様に、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が、平成24年6月27日に公布施行され、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部が改正されたことに伴い、吉田町防災対策本部条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条関係につきましては、条例が引用している災害対策基本法の規定の整備を行うものでございます。

附則につきましては、改定後の条例について、公布の日から施行するというものでございます。

以上が、2議案につきましての説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、塚本昭二君。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

企画課からは、第62号議案、第65号議案の2議案につきまして御説明を申し上げます。

最初に、第62号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）でございますが、議案つづりの1ページと2ページ並びに別冊となっております平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）、さらに平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

この補正予算でございますが、11月16日に衆議院が解散となりまして、臨時閣議の結果、衆議院議員選挙の日程が12月4日公示、12月16日投票と決定され、すぐさま、この日程に基

づいた選挙事務に着手する必要が生じたことから措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、衆議院の解散に伴い、緊急に事務を進めなければならない国政選挙にかかわるものでございます。議会を開催していただくいとまがない中での対応でございましたので、議案つづりの2ページのありますとおり、平成24年11月16日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思っております。

補正予算の内容を御説明申し上げますが、第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,157万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,953万8,000円とするものでございます。

また、第2項でございますが、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきまして、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、14款県支出金に1,157万2,000円を計上いたしております。これは、今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の全額につきまして、県からの委託金を財源にするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、4ページをごらんいただきたいと思っております。

2款総務費に歳入と同額の1,157万2,000円を計上させていただいております。そして、総務費の4項選挙費、3目の衆議院議員選挙費に、その全額を計上いたしております。

内容といたしましては、衆議院議員選挙執行に伴い選挙管理委員及び投・開票管理者などへの報酬、期日前及び当日の投・開票事務に従事する職員の手当。投票入場券郵送料などの役務費及び投・開票に伴う事務器の借り上げ料。また、老朽化いたしております最高裁判所裁判官国民審査用の自動読み取り集計器を更新するための備品購入費などの経費を計上しております。

以上の内容が、第62号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）の内容でございます。

続きまして、第65号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

別冊となっております平成24年度吉田町一般会計予算（第3号）をごらんいただきたいと思っております。

補正予算（第3号）でございますが、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,760万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億7,714万7,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

それでは、補正内容でございますが、別冊の説明書に沿って御説明を申し上げます。

平成24年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、1款町税でございます。3,086万6,000円の増額の計上をしております。

1項町民税、個人町民税につきまして、平成24年度税制改正に伴い、年少扶養控除と16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ分が廃止されたことに係る現況額が確定いたしましたことから、所得割額を3,086万6,000円増額するものでございます。

次に、13款国庫支出金でございますが、1,214万4,000円増額を計上いたしました。この全額を1項1目の民生費国庫負担金の中の自立支援給付費負担金として計上しております。これは、居宅介護給付費、共同生活介護サービス費、就労継続支援給付費及び療養介護給付費などの心身障害者自立支援事業にかかわる扶助費の増額に合わせて、その増額する給付費の半分につきまして国が負担することとなっておりますことから、それに合わせて増額するものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思っております。

14款県支出金でございますが、614万6,000円の増額となっております。

まず、1項1目民生費県負担金の中の自立支援給付費として607万2,000円を計上いたしております。これは、国庫支出金の中で説明をさせていただきましたが、心身障害者自立支援事業にかかわる扶助費の増額に合わせて、その給付費の4分の1を県が負担することとなっておりますことから、増額するものでございます。

次に、2項2目民生費県補助金の中の地域自殺対策緊急強化基金事業費として7万4,000円を計上いたしております。これは、町民を対象に、自殺の防止のための啓発活動を実施する事業につきまして、県の補助金を活用するものでございます。

次に、19款諸収入でございますが、845万3,000円の増額でございます。5項2目の雑入の総務費雑入でございますが、まず、ことし7月に静岡県と友好提携を締結しているモンゴル・ドルノゴビ県に海外情勢調査研究事業として派遣した職員2名分の旅費相当額を県市町村振興協会から市町職員海外派遣調査助成事業助成金として交付を受けることができるとなりましたことから、その実績額の72万7,000円を計上するものでございます。

また、同協会から図書館が公共施設等省エネルギー機器導入事業助成金の交付を受け、公共施設の省エネルギー対策事業を実施することといたしますことから、200万円の助成金を計上するものでございます。

次に、5ページの衛生費雑入でございますが、過年度還付金として572万6,000円を計上いたします。これは、静岡県後期高齢者医療広域連合の平成23年度決算が確定いたしましたことから、過払いとなった医療給付費及び事務費負担金を返還金として計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明をいたします。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

2款総務費でございますが、1,590万1,000円の増額でございます。

そのうち、1項総務管理費につきましては、39万9,000円の減額となります。これは、1

目の一般管理費において、吉田町牧之原市広域施設組合負担金として人事異動等に伴う、職員人件費の減額分を構成市町で案分した39万9,000円を減額するものでございます。

また、10目人事管理費においてでございますが、歳入で御説明申し上げましたとおり、モンゴル・ドルノゴビ県に海外情勢調査研究事業として派遣した職員2名分の旅費の全額72万7,000円の財源につきまして、一般財源から静岡県市町村振興協会の市町職員海外派遣調査助成事業助成金に振りかえるものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費でございますが、1,630万円の増額でございます。これは主に町民税の還付でございますが、法人町民税につきましては、法人の決算確定に伴い、前年度に既に納付していただいております予定申告、中間申告にかかわる還付と修正申告による還付でございます。個人町民税につきましては、確定申告などによる過年度分の還付申告でございますが、こちらにつきましても4月からの実績に応じて増額させていただくものでございます。

続きまして、7ページの3款民生費でございますが、2,648万2,000円の増額でございます。

1項社会福祉費、5目心身障害者福祉費につきまして、居宅介護給付費、共同生活介護サービス費、就労継続支援給付費、療養介護給付費及び療養介護医療費などの扶助費につきまして、4月からの実績に応じて増額するもので、今回増額する扶助費の一部については、歳入で御説明させていただきましたとおり、自立支援給付費負担金により、国が2分の1、県が4分の1となる負担金を充てさせていただくことにしております。

また、同じく歳入で御説明をさせていただきましたが、地域自殺対策緊急強化基金事業費を活用した自殺防止のための啓発活動に係る経費につきましても、5目心身障害者福祉費に計上しております。この事業の財源は、全額、県の補助金となっております。

続きまして、8ページ、4款衛生費でございますが、297万1,000円の減額でございます。

1項保健衛生費、3目環境衛生費において、吉田町牧之原市広域施設組合負担金として、人事異動等に伴う職員人件費の減額分を構成市町で案分した297万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、9款消防費でございますが、352万9,000円の減額でございます。

1項消防費、1目常備消防費において、吉田町牧之原市広域施設組合負担金として、人事異動等に伴う職員人件費の減額分を構成市町で案分した352万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、10款教育費でございますが、302万6,000円の増額となります。

そのうち、4項社会教育費、4目図書館費につきましては、239万9,000円の増額となります。このうち200万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、静岡県市町村振興協会の公共施設等省エネルギー機器導入助成事業助成金を活用いたしまして、全額補助で行う事業でございます。事業内容といたしましては、夏場における電気使用量の削減や、地域温暖化防止を図ることを目的として、図書館の階段部分のガラス窓にブラインドを設置しようとするものでございます。

また、39万9,000円につきましては、図書館の受水槽につながる給排水施設につきまして、経年劣化により修繕が必要となりましたことから、修繕費を計上するものでございます。

続きまして、10ページ、5項保健体育費につきましては、62万7,000円を増額するものでございます。

そのうち、2目給食施設費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合負担金として、人事異動等に伴う職員人件費の増額分を構成市町で案分した47万9,000円を増額するものでございます。

また、3目体育館運営費につきましては、総合体育館西側非常用扉のかぎや、トレーニングルームに設置しているトレーニングマシンの修繕費14万8,000円を計上するものでございます。

最後に、11ページの13款諸支出金につきましては、1,870万円を増額するものでございます。

これは、財政運営の弾力性を高めるため、今回の補正において、歳入が歳出を上回る額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上が、平成24年度吉田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 次に、社会福祉課長、大石修司君。

社会福祉課長、大石修司君。

〔社会福祉課長 大石修司君登壇〕

○社会福祉課長（大石修司君） 社会福祉課でございます。

社会福祉課からは、第67号議案について、お認めをいただこうとするものでございます。

それでは、第67号議案 すみれ保育園建設事業用地の取得について御説明申し上げます。議案書の9ページから10ページと参考資料ナンバー3をごらんください。

現すみれ保育園は老朽化が激しいことに加え、当施設が津波浸水地域に当たるため、危険を回避して浸水地域外に移転をして、新たな保育園を建設するための用地を取得しようとするものでございます。

予定地は、中央小学校の東側に位置し、東名川尻幹線と町道西ノ宮線に挟まれた場所で、保育園用地、児童発達支援施設用地に加え、防災用避難地として考えております。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号により、地方自治法施行令第112条の2第2項に定められた基準によって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例で定めている不動産の買い入れについて、予定価格で1,500万円以上、面積で5,000平方メートル以上とされていますことから、このたび、議決をいただこうとするものでございます。

具体的には、参考資料ナンバー3をごらんください。

最初に、すみれ保育園建設用地取得者一覧をごらんください。

土地の所有者は、萩原勇次氏ほか7人です。

土地の所在地は、川尻791番地ほか20筆でございます。

土地の地目は、池沼が16筆、田が5筆でございます。

土地の面積は、1万2,081.70平方メートルでございます。

土地の金額は、2億3,583万6,183円でございます。

次のページは位置図でございます。これまで御報告させていただきましたとおり、中央小学校の東側に位置しております。

次のページは、2,500分の1の公図の写しで、区域は太い実線で囲み、薄い赤色の斜線でお示ししてあります。

次のページは、500分の1の公図の写しで、これも区域を太い実線で囲み、薄い赤色の斜線でお示ししてあり、土地が21筆に分かれていることがおわかりになると思います。

本用地は収用法の適用を受け、税務署と協議をし、既に承認をいただくとともに、所有者とも仮契約を締結し、今定例会の議決をもって本契約とさせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、水道課長、八木利幸君。

水道課長、八木利幸君。

〔水道課長 八木利幸君登壇〕

○水道課長（八木利幸君） 水道課でございます。

第66号議案 平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の平成24年度吉田町水道事業会計補正予算書（第1号）をごらんください。

なお、本書は、損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画につきましては、消費税込みの金額で計上してございますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書1ページ、第2条の収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

第1款水道事業収益につきましては、補正はございません。

第1款水道事業費用は、既決予定額に327万4,000円増額し、5億888万1,000円とするものでございます。

第1項の営業費用は、327万4,000円増額し、4億1,034万9,000円とするもので、その内容につきましては、原水浄水及び配水給水費の給料及び法定福利費を259万9,000円減額するとともに、第1水源の用水管、第3水源のポンプの緊急修繕に伴い、予定より多額の支出が発生したため、今後の運営に支障を来すことがないように、修繕費を500万円増額するものでございます。また、業務費につきましては、人件費を87万3,000円増額するものでございます。

第2項の営業外費用及び第3項の予備費につきましては、補正はございません。

この結果、本予算による予定純利益は、2,661万9,000円を見込んでおります。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,360万円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税、資本的収支調整額1,168万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億9,191万2,000円で補てんさせていただくものでございます。

また、予算第8条に定めました職員給与費の金額につきまして、既決予定額から172万6,000円減額し、7,462万6,000円とするものでございます。

なお、14ページから21ページにかけて、予算に関する説明書としまして、平成24年度吉田町水道事業会計予算執行計画がございまして、よろしく願いいたします。

以上、水道課から議案についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明がありました提出議案の第68号議案1議案につきましては、12月5日、本会議3日目で、第62号議案から第67号議案の6議案については、17日、本会議最終日で審議を行います。よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時36分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会3日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第68号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第1、第68号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから、第68号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。それでは、質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前 9時02分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第10日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

〔1番 増田剛士君登壇〕

○1番（増田剛士君） おはようございます。1番、増田剛士でございます。

私は、さきに通告いたしました治山治水対策の施策について質問いたします。

近年、ゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に多量の雨が降ることにより、排水が追いつかず道路の冠水、床下浸水などの被害が当町にも発生しております。これら冠水による被害や河川増水による不安に対する治山治水対策の施策について、以下お伺いいたします。

一つ、第4次吉田町総合計画後期基本計画の実施計画書にある治山治水対策施策は、津波防災事業優先のため計画がずれ込んでおりますが、頻発する豪雨に対し早急な対策が必要と考えますが、今後の事業計画はどのようになっていますか。

二つ目、稲荷川に流れ込む中小の水路が雨水によりあふれ、冠水する状態が長年続いている地域があります。水路と稲荷川の合流地点の構造に問題があると考えますが、対策はありますか。

三つ目、新しい宅地、新しい道路の高低差により雨水が流れ込み、床下浸水の被害を受ける家屋がございます。対策が必要であると考えますが、都市計画上の対策は何かございますか。

か。

以上3点、御説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願ひいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 治山治水対策の施策についてお答をいたします。

1点目の第4次吉田町総合計画後期基本計画の実施計画書にある治山治水対策施策は、津波防災事業優先のため計画がずれ込んでいるが、頻発する豪雨に対し早急な対策が必要と考へるが、今後の事業計画はについてお答をします。

治水対策に関係する施設の中で、当町にとって影響の大きいと考へます河川及び下水路について説明をいたします。

まず、河川についてでございますが、河川法を適用した1級・2級河川、河川法の一部を準用した準用河川、河川法の適用を受けない普通河川に分類され、それぞれ国・県・町で維持管理を行っております。

一方、下水道法による都市下水路は、雨水を速やかに河川などに排水しており、町内においては住吉地内を流れる住吉都市下水路、大浜都市下水路などが挙げられ、これらは町が維持管理をしております。

町内におきまして、頻発する豪雨により道路冠水や床下浸水等の被害が発生する箇所につきましては、住吉都市下水路、宮裏川、稲荷川、問屋川等の周辺道路が挙げられます。住吉都市下水路と宮裏川の流末には排水施設を整備しており、緊急時には排水ポンプを起動させ、被害の減少に努めているところでございますが、降雨量や潮の満ち引き等さまざまな要因により道路冠水した場合には、速やかに通行どめ等の道路規制を行っているのが現状でございます。本年も6月19日の台風4号により、住吉都市下水路付近におきまして、町道寄子浜河原線や榛南幹線等の一部が道路冠水し、緊急的に通行どめの道路規制をするなど、地域の皆様に御不便をおかけしたところでございます。

また、現在整備を進めております準用河川大窪川の流域においても、水田や養鰻池の住宅化等による流下能力不足に加え、時間最大雨量39ミリを記録しました平成15年8月8日の台風10号により、広範囲において冠水した経緯がございます。

これらの対策といたしまして、初めに住吉都市下水路の対策ですが、現在、静岡県と吉田町で事業区間を定めて整備を進めている都市計画道路榛南幹線の歩道内に通常の道路側溝よりも大きい水路を設けることにより、住吉都市下水路へ流れ込む流量を減少させ、既存の下水路の負担を軽減するよう整備を行っております。この榛南幹線につきましては、平成25年度末に完成する計画でおりますので、完成後には被害の減少が期待できるものと思われます。

また、大窪川につきましては、平成元年度から富士フィルム南工場西側の大幡川合流点を起点に護岸整備に着手し、平成13年度までに国道150号の下流側までの整備が完了しており、平成20年度からは国道150号の上流側から第2大窪川合流点までの延長536メートルを事業区間として整備を進めておるところでございます。

これまでの整備状況でございますが、昨年度までに町道中瀬北原線の中瀬橋上流側までの約1.4キロメートルの整備が完了しており、改修率は42.5%でございます。本年度以降も引き続き整備を進め、平成28年度までに町道日の出線、日の出橋の上流部の第2大窪川合流点

までの整備を行う計画であります。

第4次吉田町総合計画後期基本計画では、大窪川の改修率の目標値は平成27年度で49.3%となっておりますが、現在、この目標値を上回るペースで整備を進めているところであり、今後におきましても、できる限り早く流下能力を向上させるよう引き続き大窪川の河川改修整備を進めてまいります。

このほか、問屋川の対策につきましては、平成23年度に流下能力を検証し、作成した排水計画に基づき、河川改修に伴う詳細設計を平成25年度に実施し、その後に河川改修に取りかかりたいと考えております。また、稲荷川につきましても、平成25年度以降に対策を講じるために必要な調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の稲荷川に流れ込む中小の水路が雨水によりあふれ、冠水する状態が長年続いている地域がある。水路と稲荷川の合流地点の構造に問題があると考えるが対策はについてお答えします。

御質問の稲荷川ですが、町が管理する準用河川として昭和49年12月25日に指定し、起点は吉田中学校第2グラウンドの南側から2級河川湯日川への合流点までの間で、延長は2,050メートルの河川でございます。

この稲荷川における平成20年度以降にあった大雨等による被害状況でございますが、平成20年6月29日の大雨では町道森下浜河原線、通称住吉大道と中央幹線2号線の交差点北側付近において、6軒のお宅で床下浸水の被害が発生をいたしました。このときには時間最大雨量33ミリ、総雨量174ミリを記録し、流末である2級河川湯日川が増水したことにより、稲荷川から湯日川にスムーズな排水ができないこともあり、その結果、稲荷川の水位の上昇を招き、流れ込む小河川があふれたのではないかと考えております。

稲荷川の対策につきましては、先ほども答弁いたしました。平成25年度以降に稲荷川とその稲荷川に流れ込む小河川を含めた流域全体の状況を把握する現況調査を実施し、対策を講じてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の新しい宅地、新しい道路の高低差により雨水が流れ込み、床下浸水を受ける家屋があり、対策が必要であるが、都市計画上の対策はについてお答えします。

都市計画上の対策のうち、土地利用と下水路の二つの観点から御説明をさせていただきます。

まず、土地利用に関することでございますが、当町では現在、1,000平方メートル以上の土地利用事業につきまして町長の承認を得ることとしており、その申請に当たりましては、良好な排水、有効かつ適切な排水を目的として、原則、調整池の設置を指導をしております。この調整池は、50年に一度の確率で降る大雨の降雨強度に対応できるよう設計することとしており、調整池からの排出につきましては、放流先の河川や水路が無害となるよう、流量を調整して放流する仕組みとなっております。

この調整池設置に際しましては一定の計算式を用いますが、その中の降雨強度につきましては大変重要なものであり、近年の頻発する豪雨との整合性が問題視され、本年10月1日に当町が基準としている静岡県の開発許可等に用いる降雨強度式が改正をされました。これに伴い、吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱におきましても、土地利用事業に用いる降雨強度式を同日付で改正をしたところでございます。この改正は、これまでの降雨強度式の算出に用いました平成12年までの降雨実績に平成22年までの降雨実績を加え、より現状

に即した形の降雨強度式に変更したものであり、以前より厳しい基準となっておりますので、今後より一層の調整池による保水効果が発揮され、下流域への負担が軽減をされます。

次に、二つ目として、都市下水路について御説明をいたします。

当町では、昭和60年に行いましたアンケート調査で、町民の皆様の公共下水道に対する要望が非常に強かったことから、浸水対策、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る目的で、平成元年3月に公共下水道基本計画を策定をしております。この基本計画の中では、排水区域について、現況の排水系統を遵守し、これまで整備をしましてまいりました神戸都市下水路、大浜都市下水路、住吉都市下水路、問屋川都市下水路、西の宮都市下水路の集水区域をそのまま下水道の雨水排水区域として設定し、その他の地区も含めて907.3ヘクタールの排水区域面積としております。

排水整備は下流域から始めることが原則であり、検討を行った結果、住吉排水路につきましてはポンプ場が必要となり、設置位置を住吉字浜河原とし、敷地面積は4,000平方メートル、1分間の揚水量を毎分1,010立方メートル、放流先は2級河川坂口谷川と計画しております。ただし、同時に、基本計画の中では今後の検討課題として、雨水排水計画の中で住吉ポンプ場が毎分1,010立方メートルと非常に大規模な施設となるため、財政面や維持管理工法にも課題があり、実際に事業着手する際にはポンプ場計画の見直しを行う必要があるとされております。

平成14年3月には全体計画の見直しを行い、汚水区域を826ヘクタールから920ヘクタールに拡大しましたが、雨水区域は826ヘクタールで見直しを行っていないため、雨水計画区域は平成元年3月策定の基本計画のとおりとなっております。現在の公共下水道事業計画は、汚水処理面積340ヘクタール、雨水排水区域面積は住吉排水路のほか8区域の216ヘクタールとなっております。

このように、現行の雨水排除計画を策定しましてから23年が経過していることもあり、この間に排水区域内の土地利用状況も変化していることから、流出係数の精査、流出量についての再検討が必要であると考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） では、再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中にありました住吉の大道通り、中央幹線北側の水路についてでございますが、あの水路というのは、あそこの大道を境に西と東に流れが分かれている構造になっていると思うんですが、雨が降ってちょっと雨量が増量すると、東のほうには流れないで西のほうにみんな流れてしまうという状況を地元の方から聞いているんですが、それは何でそのようになってしまうのか、お答え願います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、それこそ先ほど町長の答弁にありましたように、稲荷川の水系について、稲荷川に流れ込む小河川について何か原因があるのか、どこにふぐあいがあるのかというようなことを現況調査したいということで、町長のほうの答弁ございました。

ただいま御質問にありましたように、大道のところを起点にして、東側は東側に流れる、

西側は西側に流れるという本来の水の流れが逆の方向に流れている。その原因はということにつきましても、先ほど言いましたように、今後調査していかないと原因はわからないということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただし、町長の答弁の中にもありましたように、榛南幹線に通常の道路の側溝ではなくて、住吉下水への影響を低減させるべく、水路をただいま建設しております。これが完成すれば被害の減少が期待できるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、また、根本的な解決対策ではございませんけれども、もし現地のほうが土砂の堆積等がありましたら、そういう土砂を取り除くことによっても流れは変わると思ひますので、もしかしらば、原因の一つとして土砂の堆積等も考えられると思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 現場を見に行つて感じたことなんですけれども、稲荷川のほうへ行つていきますけれども、あれは稲荷川の手前の水路にぶつかつて、それからまた稲荷川に出るわけですね。その水路のところは直角にぶつかつていて、そこで吹き上げるべきものが、ふたがされているために吹き上がらなくて逆流してしまうとか、たまってしまう。そのようなことを地元の方に聞いているんですね。あの辺は、稲荷川へぶつかる前の前川といひますか、そのところはちょうど旧さくら保育園の北側に当たるんです。今度、避難タワーを建築の予定の非常に近いところなんです。ですから、今回、避難タワーを建てるといひことも含めて、あの辺の調査をもう一度ちゃんとしていただひて、もっと早急にやつていただければなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、津波避難タワーにつきましては、本年度から着手する計画になっております。先ほども言ひましたけれども、稲荷川の現況調査、稲荷川だけじゃなく、そこに流れ込む小河川の現況調査につきましては来年を予定しておりますので、ちょっと時期的にずれてしまうといひことがありますので、御承知願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） それでは、もう一つお伺ひしますけれども、調整池を用意して、新しい宅地であるとかといひところにはそういうものを用意して、水がそこにたまるようにといひこととやつていますよといひお話でしたが、現状、住吉のちょっと密集地に行きますと、新しい家を改築してちょっと高くする。もともとあつた家の方といひのは結構高齢の方が住んでいて、新しく家を増築といひるか、できないと、今までどおりの地盤でいると。そうすると、雨がそのまま流れてきちゃつて床下浸水になってしまう、そういった現状が結構あるんですね。そういった場合、お年寄りだけで住んでいるお宅といひるのは、これ以上もう新しくする気もないし、よそへ移る気もないといひことで、雨が降るたびに水浸しの状態であるんだよといひことを聞いているんですけれどもね。そういったものの問題点といひのはどのように考えておりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件につきましても、新たに分譲等を行う場所に

つきましては、先ほど言いましたように調整池、こちらのほうを設けるという指導をしておりますので、新しい宅地の分譲地とか、工場もそうですけれども、そういうものについては調整池をつくることによって問題ないかと思えます。

ただいま言われたように、今まで既存であった宅地、それを新たに建て直すに当たって盛り土をして高くすると。そうすると、低いところに水が流れてしまうということでしたので、そこら辺の件につきましても、現地の方の調査もさせていただいた中で、何かできることがあればやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうすると、これまではそのようなことはしていなかったということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） これまでも、そういう個々の話につきましては、連絡があったところにつきましてはそういう調査は、実際現場のほうへ行ったり、そういうふうに行っています。大きな話としまして、何回も言うように申しわけないですけども、先ほど来から言っていますように、榛南幹線の水路を設けることによって水の流れが変わってくるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺に期待をしているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 今申された新しい水路と坂口谷川への樋門ですね。今、現状ある住吉下水の樋門のところとか、坂口谷川のところ、あそこにはポンプがあって、くみ出すような形になっています。今度、新しくそれをつくるに当たって、坂口谷川が満潮時になったときの対策ということで、そのようなポンプであるとか、そういったものももうすべて織り込み済みでということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、新しい水路をつくって、それが坂口谷川に流れ込む樋門のところのポンプの設置は、現在のところは考えておりません。あくまで今回の新しい水路につきましては、現在ある住吉下水、こちらのほうの補助的な役割を担っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） そうすると、満潮時の坂口谷川が増水したときも大丈夫なように設計はされているということですか。ポンプも必要ないように排水できますよという状態で設計されているということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、やはり満潮ということになりますと、現在ある住吉下水のほうも満潮の影響を受けるような感じになっております。それよりさらに上流にありますので、住吉下水よりは影響が少ないとは思いますが、やはりちょっと影響は出てくると思っております。ここら辺につきましては、どうしても河口閉塞ということもかなり影響があると思っておりますので、河口閉塞につきましては、町のほうから管理をしています土木事務所のほうにお願いをして、河口閉塞にならないような状態に保

っていただきたいというような願いはこれからしていきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 今、自分が住吉に住んでいるものですから住吉のことをいろいろお聞きしたんですけれども、町内にはほかにも似たようなところはあると思うんです。そういうところも、とにかく雨が降って増水しそうだなというときには足しげく現場を回っていただいて、現場を見ないとわからないことがいっぱいあると思うんですね。そのようなことをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、やはり今は情報網が発達しておりまして、テレビでもそうですけれども、パソコン等でも天気のごあいまいがいち早く入手できるような状況にあります。こうした中で、町でもいち早く天気のほうが、雨が降りそうだなということを感じ取りましたところは、現場のほうを回って対策を講じておるところです。やはり十分やっているつもりでも漏れ等も、今まで気がつかなかったところでも、そういうこともあったりすることもあるかもしれません。そういうものにつきましては、情報を提供していただければ、常にそちらのほうをパトロールの中に場所として入れたりしてやっていきたいと思います。そういうことでお願いします。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） もう一つ、また稲荷川のことにはちょっと戻るんですけれども、稲荷川には三つ、四つの水門があるんですね。あれは多分農業用として、夏場というか、水を引くためにあると思うんですけれども、その管理というのを町がやっているのか、農家の方がやっているのかというのがわからないところがあるんですよ。それで、雨が降って、水門が閉まっているがために、余計またとんでもないところで増水しちゃっているというのがあるんですけれども、その水門の管理というのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、ほとんどの水門につきましては農家の方が、お願いして管理をしていただいているというようなぐあいになっております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 農家の方にこれくらいの雨が降ったときには水門をあけてくださいよってというような要請というか、そういうことは町のほうでするんですか、それとも農家の方の自主判断でやっているんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） お願いするときに警報等ということでお願いはしていますけれども、今言われたように、ほとんどが農家の方の自主判断ということが多いと思います。ただし、事前に町のほうでパトロール行ったときに、危険だなということを察知すれば、町のほうでも、農家の方にお願ひするんじゃなくて、直接さわったりすることはあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 直接さわったりというのもおかしいんだけど、夜夜中いきなり降ってくるのが、このゲリラ豪雨というのがあるんだけど、そういうときにお任せしちゃ

っていて本当に大丈夫かというのがあって、それがもう本当にとんでもないところで水がわいているというのが現実あるので、農家の方任せというよりも、町のほうでちゃんとした基準というのか、設けて管理をしていただきたいなと思うんですね。

じゃあ、水門は管理は農家の方がやっているけれども、設置したのは町ということで。さびていて上がらないとか、水門の周辺にフェンスがあったところがもう今なくなっちゃっているところもあったりするんだけれども、子供が落ちたりしないように、そういった安全面というのはどのように考えておりますか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいま言われたように、設置したのは町でございます。したがって、管理のほうも町で行うということですので、そういうふぐあいなどところがありましたら、町のほうで修繕していくような形で考えております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） チェックはしていないんですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） チェックのほうは、消防団とかそういう方たちに、自治会さんもそうですけれども、お願いしてやっております。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） そのふぐあいはまだ報告がないということでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 多少重たくなったりしているものにつきましては、ちょっとその人の判断という部分もあるかもしれませんが、動かないとかということになれば町のほうに来ますので、その都度修理をしているような状態です。

○議長（八木 栄君） 1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 了解しました。

とにかく、実際今困っている方が住民の中におられますので、ぜひ治水対策というか、雨水対策というのを先に延ばすことなく、できるところから本当にやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、1番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） おはようございます。佐藤正司です。

私は、さきに通告してある3点について一般質問をします。

1点目の学校の校舎・体育館の天井、照明器具などの耐震対策についてをお聞きします。

東日本大震災では、多くの学校において天井材の落下など非構造部材の被害が発生し、人的被害が生じた例があるなど、改めて非構造物の耐震化の重要性が認識されました。

文部科学省は、平成24年4月に「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」を取りまとめて、各学校の状況を踏まえて非構造部材の耐震対策に積極的に取り組み、学校施設の安全確保に万全を期すための財政支援と国土交通省の社会資本整備総合交付金による支援が講じられています。

町の取り組みを聞きます。

1として、小・中学校の調査は行ったのか、その結果はどうか。

2として、対策はどのようにとるのか。

2点目の中央小学校校舎改築事業計画についてを聞きます。

中央小学校の校舎は建築から44年経過し、平成19年度には建てかえの方針が出されました。その後、建設計画はどのように進められているのか、以下お聞きします。

1として、いつ建てかえを考えているか、計画をお聞きします。

2として、現児童数に対して教室は足りているのか、また、今後の見通しはどうか。

3として、トイレの一部から悪臭が発生している。至急改修の必要があるが、予定はどうですか。

4として、小・中学校建設基金について必要額（目標額）と年次計画はどうされるのか。

3点目として、小・中学校のトイレの改修について、中央小学校以外の学校についてをお聞きします。

小・中学校のトイレは建築から30年以上経過しています。改修が必要と考えられます。一部は洋式に改修されていますが、ほとんどが和式です。教育環境の改善から改修すべきと考えるが、今後の計画をお聞きします。

1として、小・中学校のトイレの現状及び現場からの要望はどうか。

2として、トイレの改修計画はどのように進めるのかということを質問いたします。

以上、お答えを願います。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 学校の校舎・体育館の天井、照明器具などの耐震対策についてお答えいたします。

学校は本来教育施設であり、平時は良質な学校教育を提供する場でなければならないとともに、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童・生徒の安全を確保することです。また、大規模災害が発生した場合には学校は避難所となるため、それ相応の耐震基準を満たした施設である必要がございます。

国もこれまで、地震に強い施設づくりを喫緊の課題ととらえ、学校施設の耐震化を推進しており、当町における学校でも耐震化事業を進めてまいりました。

一方、近年の大規模地震では、議員のおっしゃるとおり、天井材の落下など、いわゆる非構造部材による被害が発生をしております。建物本体である構造体の被害が軽微な場合でも、非構造部材の被害は見受けられ、これらは人的被害だけではなく、地域住民の避難所としての機能を損なう可能性もあるため、非構造部材の耐震対策を行うことは極めて重要と考えております。

このような状況を踏まえた中で、一つ目の御質問の小・中学校の校舎・体育館の天井、照

明器具などの調査は行ったのか、その結果はどうかについてお答えをいたします。

文部科学省は、東日本大震災前の平成22年3月に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を作成し、非構造部材の点検及び対策の方法についての指針を示し、これに基づき、すべての小・中学校で教職員による目視での点検を平成22年度中に実施をいたしましたところ、その際は問題はないということでした。

なお、教育委員会事務局や学校現場には建築に精通した職員がいないため、日常の点検で発見した異常の状態によっては、建築士に現状確認を依頼し、対策の必要性などについての提案を受けるなどして安全な運営に努めているほか、学校施設は建築基準法第2条第2項に定められた特殊建築物に当たりますことから、同法第12条第1項の規定に基づき、1・2級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者が2年ごとに調査を実施しなければならないことになっておりますので、その結果を受けて、建物の状態を確認しているところでございます。

なお、直近の平成24年11月に実施をいたしました特殊建築物の調査の結果といたしましては、非構造部材に係るものとしては、自彊小学校体育館の天井材の剥離が2カ所指摘されておりますので、今後、建築士による落下の危険性等の再調査を実施し、必要な対策を講じてまいりたいとの相談を受けております。

次に、2点目の御質問の対策はどのようにとるのかですが、仮に大規模な学校施設の非構造部材の耐震対策を実施しなければならないような状況が発生いたしましたときには、特殊建築物に係る調査を実施しました建築士と専門家の意見を取り入れながら対策を立て、国の交付金などの活用を図りながら実施してまいりたいと考えております。

次、中央小学校校舎改築事業計画についての1点目のいつ建てかえを考えているか、計画を聞くについてお答えします。

中央小学校は、北側からA棟、B棟、C棟の3棟とA棟、B棟間の特別教室棟があり、この中でA棟、B棟及び特別教室棟につきましては昭和43年に完成し、44年が経過をしており、C棟につきましては平成3年に完成し、21年が経過をしている状況でございます。このうちA棟、B棟及び特別教室棟につきましては、耐震不足の状況となっておりますことから、昭和58年度までに耐震補強を行い、現在はすべての建物が耐震基準を満たしている状況でございます。

こうした状況であります、A棟、B棟及び特別教室棟は老朽化が進んでいるため、その改修の必要性を感じておりましたことから、グラウンド拡張工事と同時に改築を進める方針を平成22年度に実施計画に盛り込んだところでございます。

中央小学校の改築は、学校施設の整備の中で優先度が高いものであることは承知しておりますが、昨年3月11日の東日本大震災以降、町の施策展開の方向が大きく変化する中で、中央小学校の改築につきましては、整備の手法や時期を今後の町政運営展開の中で、財政状況等を勘案しながら結論を出してまいりたいと考えております。

次、2点目の現児童数に対して教室は足りているのか、また、今後の見通しはどうかについてお答えします。

今年度、中央小学校では、28学級を開設しており、現時点で教室数の不足はございません。また、今後の児童数の推移予測では、少なくとも平成28年度までは教室不足の状態は生じないものと見通しております。

次に、3点目のトイレの一部から悪臭が発生している。至急改修の必要があるが、予定はどうかについてお答えします。

中央小学校を含むすべての小学校では、清掃時間を設けて、トイレを含む校舎内を児童が清掃することで、物を大切に作る心、奉仕をする心を育成をしているところでございます。

トイレにつきましては、毎日、児童がブラシを使用して一生懸命清掃しておりますが、それだけでタイル底に付着したすべての汚れや雑菌を落とし、悪臭を解消することは、残念ながらできません。対策といたしましては、一部のトイレにつきましては昨年度、吉田中学校で実施いたしましたように、現在のタイル床のトイレから、近年、家庭において普及が著しい乾式清掃ができる床の上に洋式トイレを設置する改修を行うことが最善であろうと考えております。

中央小学校につきましては、トイレ改修を実施することが最善の方法と考えますが、校舎改築事業も視野に入れていたことから、現在のところトイレ改修には至っておりません。今後、トイレ改修につきましては、早急に対応したいと思っておりますが、時期につきましては校舎改築事業の時期と勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の小・中学校建設基金について必要額（目標額）と年次計画はどうするかについてお答えします。

吉田町立小・中学校建設基金につきましては、小・中学校建設基金の積み立てを目的として設置しており、平成23年度末の現在高は1億8,939万3,000円となっております。この基金は、経済の成長期にあつて、構造的に人口増加が見込まれる時代背景の中では、常に学校施設の拡張を行政課題としないから大変有意義なものであると考えますが、現在のような人口の動きの中では、教育施設につきましても、拡張というよりは、長寿命化や更新という観点を主とした見方になるのが自然な思考であると考えております。

近隣の状況を見ますと、こうした方向にあるのは当町にとっても例外ではなく、学校施設につきましては、既存施設を踏まえて、長寿命化や更新を行えるように準備することが時代に合った対応であろうと考えております。

中央小学校の校舎につきましても、こうした考え方に基づいて対応を図ってまいりたいと考えております。そして、そのための準備として、財政的に余裕がありますれば、基金の積み増しを行ってまいるのが理想的な対応であろうと考えますが、東日本大震災が発生して以来、当町は津波防災まちづくりを喫緊の課題としているところであり、今はこうした緊急事態の中での財政運営を余儀なくされておりますので、より弾力的な財政運営を行える状況を生み出していかなければならないときであると考えております。

こうした状況から、小・中学校建設基金には、基金の運用益を積み立てる以外に、他の財源を積み立てることはせずに、当面、歳入が歳出を上回る額が発生した場合には、できる限り多くの額を財政調整基金に積み立てるようにしたいと考えております。

それでは次に、小・中学校のトイレの改修について（中央小学校以外）の1点目の小・中学校のトイレの現状及び現場からの要望はどうかについてお答えします。

小・中学校のトイレは、大便器のほとんどが和式で、洋式が少ないのが現状でございます。また、町内小・中学校のトイレは建築から年数が経過しているものが多く、臭い、汚い、暗いといったことで、特に低学年の児童がトイレに入ることをためらってしまうといった声や、現在ほとんどの家庭で洋式便器を利用していることから、和式便器を利用したことがない児

童が、どのようにして用を足すのかわからないといった声も耳にしております。

このことから、早期に便器を含むトイレを改修してほしいと、特に学校生活になれていない小学校1年生の児童を抱える保護者の皆様からの意見が上がっていると教育委員会から聞いております。

最後、2点目のトイレの改修計画はどのように進めるのかについてお答えします。

町内小・中学校におけるトイレの改修計画につきましては、これまでに実施計画上に計上しているところでございます。事業実施の際は、厳しい財政状況ではございますが、国や県から交付金等の財政的支援を受け、優先順位の高い箇所からトイレ改修事業を実施し、児童及び生徒の学習環境のさらなる整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） それでは、再質問します。

まず、1点目の学校の体育館の天井なんかのことですけれども、先ほど答弁の中で答えられているものですから確認したいんですけれども、23年度までの――22年でしたか、前には建築士に頼んで調査をしたというような答弁だったと思うんですけれども、そこはどういったところに頼まれたのか、ちょっとお聞きしておきます。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 建築士に頼んだということにつきましてですけれども、その都度、工事にかかわった建築士がでございます。その依頼をした建築士のほうに、常に学校現場のあれは依頼をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 当然そうあるべきだと私も思ったもので聞いたんですけれども、たまたま自彊小の体育館という話も出ました。私もいろいろ折あるときに体育館へ行くんですけれども、見てね、東日本のような大震災が来たらどうかなと、素人目でもちょっと、わからないけれども、ちょっと不安になりました。

先ほど答弁にあったように、体育館というのは避難所になるわけで、今回もあったと思うんですけれども、天井が落ちちゃって、片づけをしなければ避難所として使えなかったというようなことが報告されていますので、今回それをぜひ教訓にして、ふだんから大きな地震が来ても天井が落ちないというようなきちっと対策はとっていただきたいと思います。

それで、今答えられたものですかいいと思うんですけれども、それぞれ設計事務所が設計したわけですよね。そのところに、やっぱり設計された基準で、震度が6とか7とか来たときにもつのかどうなのかということのをぜひ確認をしてもらいたいと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今のところは、その年の建築確認申請を出す段階で、地震対策とか今、施工技術の基準がございまして、その基準に合った施工で現場をやっておりますものですから、震度6とか7の地震が来たときに天井がもつとかということは実際のところ聞いておりません。しかし、今後、今、議員が言われるように、そのような注意は

これから先、建築士さん初め関係者に聞いておくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 先に聞くべきだったんですけども、この調査結果を見ると、教職員がやったということになっていますよね、吉田町の。教職員がどうやってやったのかなというのがまず一つ疑問なんですけれども、県から国へ報告が上がっていると思うんですけども、その程度の調査で本当にいいのかなのか。

だから、私はさっきも言ったように、自彊小の設計をやられた会社があるわけですから、そこにちゃんと意図を伝えて、きちっと確認すべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） その件につきましては、学校というものはすべて特殊建築物、体育館も含めてなっております。2年に1度……

〔「3年」の声あり〕

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今、町長の答弁にありましたように、特殊建築物の検査をやって、その中には壁であるとか天井であるとか、そういうものを含めた5項目の最低な検査の方法がございます。それを1・2級の建築士にやっていただいております。その都度、すぐ直さなきゃいかんみたいな結果が出れば、また業者を呼んで対策をしております。そういうことを繰り返した中での学校の調査でございましたものですから、教職員が毎日、目視でそういうものを監視をしております。その結果として、吉田町として県のほうへ報告した結果がこの結果でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 局長、ちょっと私の言っていることが伝わっていないと思うんですけども、今、体育館はまだ新しいからいいですけども、いろいろ事故が起きているじゃないですか、古いものは。だから、私は、例えば自彊小学校ならまだこれは新しいですよ。体育館は平成18年につくったわけで、ここ、設計業者がいるわけでしょう。そこが一番詳しいわけじゃないですか、資料を持っているわけだから。そこの方に、天井の強度を確認しておけばより安全ではないんですかって言っているわけで、そこへ依頼したらどうですかって言っているんです。それは、そこが資料を全部持っているじゃないですか、そのことを言っているんですけども、そこに確認されたらどうですかって。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） ただいまの質問の中、県のほうの調査を目視で教師がやったというような言い方をされたものですから、自分は今言ったような言い方をさせていただきました。当然、自彊小学校だけを言えば、その業者または設計士、それに御相談するのは当然でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この事業についていろいろ対策とったりすれば、国の国庫補助の制度があるわけですよ。そういう調査も含めて出しますよって文科省は言っているわけだから、そういう制度を利用してやられたらどうですかということなものですから、ぜひやっていた

だきたいと思います。一番資料を持っていらっしゃる設計したところに確認をしていただきたいと思います。それはよろしく申し上げます。

それでは、次の中央小学校の改築の計画についてなんですけれども、先ほど答弁の中で幾つかあったんですけれども、ちょっと最終的に僕の解釈があれかもしれないので、長寿命化の話が出ましたよね。私もそれはね、昔のようにスクラップ・アンド・ビルドでやるべきではないと思うので、そこのところでね。中央小は44年たっている、耐震も終わっているということで、ちょっと答弁に、建て直したいという部分はわかるんです。僕もそうしたいなと思うんですけども、ただ、答弁の中で、長寿命化政策もあわせて考えたいというようにとれるような答弁があったと思うんですけれども、そこはどっちなんですか。どっちを主にして進められるおつもりなんですかね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 建てかえにつきましては、それこそ、昨年3月11日の東日本の震災前の計画を立てさせていただいたときには、ずっと20数年ぐらいまでには何とかしたいという希望は町長のほうと話をさせていただいたんですけれども、あの時点からちょっと状況が変わりましてですね。今、調査の段階で、町長が答弁された中身につきましては、建てかえも含めては当然おるんですけれども、そのままいいのかという形の中で、今後ちょっと方針を考えていくという意味だと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ちょっと微妙な、基本的には建てかえも考えるということで、当面は防災まちづくりの計画ということが終わるまでというような形になるんですかね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） そのように理解させていただいて結構だと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 中央小の建てかえというのは、実施計画の中でも、26年の時点で設計をするようなことがこの間の24年の実施計画にのっていたんですけれども、それはなくなるということですね、今後。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） それは28年というんですか、この3年ぐらいの間にはちょっと検討していくというふうに今、検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） この流れは、グラウンドが16、18、19年度で3年間で取得されたわけで、その後、20、21、22、23くらいまでにグラウンド整備ということで、実施計画の中では3年先には取り組みたいよというようなことがずうっとされていたんですけども、今回、26年度に7,700万でしたっけ、設計委託料のこのようなものが実施計画の3年先にはあったけれども、それも消えていくわけだと思うんですけれども。

やっぱり長寿命化のことでいくと、中央小も44年だから、ちゃんと対策をとって、リフォームして改修すれば、あと10年、15年もつのかもかもしれません。それは、そういう基本的な考

え方を町が持つべきだと僕は思うんですよ。そこを持たないで、中央小の改築を待つということですらうと今まで来ているわけですよ。というのは、前にも同僚議員が中央小の問題、トイレの問題、質問していますよ、一般質問で。町長にも現場見ましたかというような、たしか質問もあったと思うんですけども、町長、「見ました」ってたしか答えたと思うんですけども。

私も見てきたけれども、本当にひどいです、臭いです。あれをほうっておくというのは、どこかがちょっと怠慢だと思うんですけどもね。議会でもそうやって指摘されているのに、担当職員ちゃんと行かれて確認されているのかなとも思います。それをやるのはやっぱり町の、環境整備をするのは町の、さっき答弁ありましたけれども、そのとおりだと思うので、それであればぜひトイレの改修はやっていただきたいと思うし、これについても国の補助金制度を使えば、3分の1とかあるわけですよ、制度が。そういうのを私はね、もっと職員が真剣にそういう制度を使うような手だても立ててやるべきだと私は思います。その辺どうですかね。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） トイレの問題につきましては、それこそ町長の答弁の中でもございましたように、特に小学校の新1年生、1年生のときが多いんですけども、御父兄のほうから直接ではないんですけども、間接的にですね、さっき町長の答弁で申した、大便器の関係で和式から洋式に何とかならないかというようなお話は間接的には承っている。我々もそのようには感じております。

調べた結果、結構、住小から自彊小、洋式についても、便器の数は十分あると思うんです。しかし、小便器を除いて、和式の便器が多くて、洋式が今の時代にはちょっと数が少ないかなという傾向にございますもんですから、今後につきましては、中央小を中心に今ちょっと、一番おうのが中央小の1階のトイレかな、何カ所かおうところが特にありますもんですから、それを中心に今後財政当局と、交付金も、国のほうとの話も入れまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ、局長わかっていらっしゃると思うんですけども、根本的な対策を立てるべきだと思うんですよ。というのは、何かいろいろ方式があるとかって言ったけれども、専門家に私見てもらうべきだと思うんですよ。排水管含めてもう44年たっているわけですから、やっぱりどこかに問題があると思うので、そこを突きとめて、根本的な改修なりしなければ私直らないと思うので、中央小の場合ね。そこは、私、専門家にね。幾ら素人が言ったってだめだと思うので、専門業者にちゃんと見積もってもらうとか、ぜひやっていただきたいと思います。どうですか、そこは。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今、議員がおっしゃるとおりですね。それこそにおいてのこととか便器のこと、いろいろあるもんですから、当然我々では判断がつかない部分がございますので、専門家を入れて、方針を立てて、手順よく行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） では、よろしく申し上げます。

さっき基金の話がちょっと出ましたけれども、財調にという話なんですけれどもね。やっぱりこれ、中央小の場合はどこかで改築は必要になっていくと思うので、そこを見通した計画をしっかりと立てていただきたいと思うし、さっき答弁があった中では、22年度でも1億8,926万8,000円、23年度13万円増えて1億8,939万3,000円、これでは改築のときにすごく負担になると思うので、やっぱり計画的に、5年先なのか、10年先なのか、15年先なのかを考えた上でね。やっぱりこれは昔と違うんだというような言い方されたと思うんですけれども、でも、これは貯金していかなきゃいけないと思うので、そこら辺の考え方の基本的な考え方だけでも聞いておきたいと思うんですけれども、財政でもいいですよ。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 小・中学校建設基金に関することですのでお答えをさせていただきますが、現在、議員さんからおっしゃられたとおり、23年度末の決算で1億8,939万3,000円という残額になっております。

それと、建設基金の考え方でございますが、これは最も古いところでは昭和47年につくられた基金条例でございます。それが現在まで、小・中学校どちらの建設にも使える基金として残っているわけでございますが、これができ上がったころには、当町の人口というのは増加傾向にございまして、学校の整備をしていかなければいけないと、こういう中にありまして、現在税金を納めていてくださる方々からも積み立てに回して、それで、できる限り早い機会に校舎を建設できる体制を整えるという目的だったはずでございます。

それで、こういう人口増になっていないような状態で、現在の税金の中から積み立てていくかどうかと、こういうことはやはりよく考えなければいけないことでありまして、将来負担なのか、現在者の負担なのかと、こういうところもよく検討しなければいけないということになりますので、そうしたことも含めて方針をしっかりと出しまして、基金への積み立てということを考えてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 学校を建てれば相当な額がかかって、町の負担も相当あると思うんですけれども、やっぱりそこは計画的にやっていただきたいと思います。そこを計画的にというのは、やっぱり目標をある程度持つことだと思うので、それに向けて計画的にやっていただきたいということはお願いします。

それでは、最後の中央小以外のトイレのことなんですけれども、これは町長も前から言っていたことで、実際に実行されたのは中学校の体育館のトイレの改修が終わって、次へかかるところで今、今年の3.11で町の方向が大分津波防災のほうへ向いて、いろいろなものがそのままちょっとストップしているということだと思うんですけれども、それはやむを得ないなというのはあると思うんですけれどもね。でも、やっぱりこれ、先ほど来、特に私トイレばかり言いますが、トイレだけじゃなくて、学校の建物も古い、それぞれ住小も33年たっているし、自彊も37年たっている、吉中も37年たっているわけでね、建築。それぞれいろいろ改修すべきところはあると思うので、昔であれば壊して新しいのを建てるということ考えられていたけれども、今はそういう考え方ではないと思うんですよ。

先ほど来、長寿命化ということでやっていかれるほうが私もいいなと思うので、ここでちょっと副町長に、最後、考え方だけを聞いておきたいんですけども、副町長は財務省にいられて、全国のそういうものを見てらっしゃると思うので、長寿命化の進め方について、吉田町、ちっちゃな町ですけども、そういう参考になるようなね、吉田町の基本的な考え方、こういうのはどうだろうかというのがあれば、突然ですけども。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 今、議員のほうから中央小学校の改築の時期、あるいはほかの教育施設の改修についてどういうふうに考えるのかというような御質問でございますので、別に、町長先ほど答弁したとおりでありまして、私も、去年の大震災があつて、私どもの町が津波防災対策まちづくりを喫緊の課題として取り組むということですのでね。今まで、例えば中央小学校の改築についても、必要であれば——本来それがなければできたわけではありますが、財源が幾らでもあれば私ども幾らでも、特に教育施設については町長非常に大事にしておりますのでやってまいります、津波防災対策まちづくりが喫緊の課題となったことで施策展開の方向が今回変わって、優先順位を津波防災に持って行って、優先順位が下がったということではないんですけど、非常に高いものと思っております。

そういったことで、教育施設については、議員ご指摘のとおり、長寿命化というようなものの計画を立てて、その中で、議員、先ほどからトイレについては喫緊にやるべきだという御指摘でございますので、本当に緊急に必要な箇所については喫緊にやって、ほかのものについては、学校だけではなくて、公共機関については耐震性も考慮しながら、長寿命化計画といったものを立ててやっていくべきだと思うんです。それが無いために、例えばこの間の中央道のトンネル事故とか、あるいは日本の橋梁がかなり古くなっているということで、そういったものの修繕計画みたいなものも立ててまいりますので、私どもも、町の中で必要な長寿命化を図る施設があるのであれば、緊急にやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） いろいろな考え方というのはあるかと思うんですけども、やはり今、景気がいい時代と違って、何でも新しくすればいいという時代ではないと思うので、使えるものは使える限り、ただし、耐震なり改修をして不便のないようにすべきだと思います。ぜひそれは、そういうことで基本的には考えたいと思います。

最後に町長のほうに、トイレの改修というのは、住民からいろいろ町長のところへ声が届いていると思うんですけども、教育環境を整えるのが町長の役目だと思うので、そこは、特にトイレのことに限ってね、全部かかわっているかもしれないけれども、特にトイレの改修のことだけ、今後どういうふうに進められるかだけお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これまで、議会でも議員の皆さんにお話ししたことでございますけれども、基本的に学校というものは教育を提供する場所であると同時に、子供たちがある一定時間そこにとどまるわけでございますので、生活の意味もでございます。生活という意味でやっぱり大事になるのは、トイレとか非常に大事になる部分でございますので、まず手始めに中学校の体育館、あれはもともと非常に3Kでございます、汚い、くさい、暗いという評判のトイレだったわけでございますけれども、あそこをまず基本的なモデルとしてやってみ

ようという形で、乾式のトイレにしたと。今は本当に中学校の生徒さんはあそこが非常に気に入っているところがございます、皆さんも入っておわかりと思いますけれども、非常に快適なところがございます。

3.11さえなければ、中学校のトイレから一挙に改修にかかって、ほかの学校のトイレ等も乾式の方向でかかれたわけがございますけれども、本当に申しわけないと思いますけれども、3.11の東日本大震災が起きたことから、当町の施策展開というものが何はともあれ津波防災まちづくりと、これを最重要課題として取り組まなきゃならないというようなことでございますので、必要な箇所については、副町長が申しあげましたように実施いたします。その他につきましては、財政状況等を勘案しながら進めてまいりたいと思っておりますので、それにつきましても議員の皆様は御理解賜りたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ぜひ財政を何とかして、特にひどいところから順番に本当に計画的にやってください。

それでは、以上で一般質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で、7番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時33分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 杉本幸正君

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

〔2番 杉本幸正君登壇〕

○2番（杉本幸正君） 2番、杉本。

平成24年第4回定例会において、さきに通告いたしました入札の執行及び道路整備、土地利用について、町長にお伺いいたします。

第1点目といたしまして、入札の執行についてですが、町長は就任当初から、請負業務発注・入札に、より透明性を高めるために、従来の指名競争入札から抽選型指名競争入札に変えて入札業務を執行していますが、抽選型競争入札において、公平公正、透明性が十分に保たれていたのか、何か問題はなかったのか、あったのか。問題があればどのように改善、対応したのか。また、さきの10月25日に執行された抽選型指名入札14件において、2業者が4件ずつ落札しています。

そこで、1として、落札件数は妥当か。

2として、工期内に完成できるのか。

3として、工事現場代理人の配置は適正か。

4として、工事の安全管理は徹底されているか。

また、12月7日に執行された制限付一般競争入札における制限基準の総合評価値900点以上及び本店を島田土木事務所管内に置く等の制限基準は、何を根拠に決定したのかをお伺いいたします。

2点目として、道路整備及び土地利用についてですが、町の発展について、町長が進めてまいります防災に強いまちづくりにおいて、道路整備と土地利用は重要と思われるので、次の点についてお伺いいたします。

都市計画道路榛南幹線などの幹線道路の整備が数年で終わりますが、町の発展、防災まちづくりのために、新たな都市計画道路の計画があるのか。

防災計画において、町南部に居住する住民の避難道路として、あるいは通学路としての既存の道路整備あるいは新設計画があるのかどうか。

3として、都市計画道路整備、浜田土地区画整理事業の進捗により、防災まちづくりによる用途指定の見直しについてお伺いいたします。

以上について明快な答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） すみません。杉本議員、今、質問の一つ目ですか、指名競争入札のところですが、入札が何社というところが通告されたものとちょっと数字が違ったように思いますが、その辺をいま一度ね。通告書は「2社」と書いてあるんですが、今「12社」というような……

○2番（杉本幸正君） 2社です。2社が4本ずつということです。すみません。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、議員にちょっと考え方を変えていただきたいんですけども、「入札の執行について、町長は、町長就任当初から入札業務の透明性をより高めるために」とございますけれども、私、以前は真っ黒でございまして、透明性はございません。より高めるためにやったわけではございまして、透明性を確保するためにやったわけでございますので、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、2番議員からいただきました御質問で、町長は、町長就任当初から入札業務の透明性をより高めるために、従来の指名競争入札から抽選型指名競争入札に取り組み現在に至っております。また、積極的に制限付一般競争入札等により入札業務を執行しておりますが、次の点においてお伺いいたします。

1点目の指名競争入札から抽選型指名競争入札に移行した中において、本年10月に入札執行されました入札において2社が4本ずつ落札したが、次の点において問題点はなかったのかお聞きしますについてお答えいたします。

まず、質問事項の1項目めの入札の執行についての1点目のうち、(1)落札件数に問題はないか（請負金額等）についてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、当町では、平成15年度から抽選型指名競争入札制度を導入しております。この導入の趣旨につきましては、これまで幾度となく申し上げておりますので、周

知のことであると認識はしておりますが、今回の御質問にお答えするために必要となりますので、あえて申し上げますと、請負業者決定の過程で談合などの不正行為が行われていないことを町民の皆様方が実感できる透明性を確保すること、及び地元業者を擁護することでありますので、制度の骨格には、談合の防止及び地元業者の参加の二つの観点を据えております。

地元業者、つまり地域を限定する中で、客観的透明性を保つという特殊な条件を満足しなければならないわけでありますが、これには入札はもとより、受注後の工事の適正な施工を確保していかなければなりません。このために、入札適格業者の選定において、保有する主任技術者等の全員が、町の発注する工事について専任義務のある工事を除き、1人当たり工事請負金額が2,500万円を超える状況にならないことを基準の一つとして、吉田町抽選型指名競争入札実施要領において規定をしております。

入札適格業者の選定につきましては、当該対象工事を担当する課長が指名委員会の委員長に選定を依頼し、同要領の基準に基づき決定するものです。この時点におきまして、保有する主任技術者等の全員が1人当たり工事請負金額が2,500万円を超える状況にある場合には入札適格業者として決定されないため、既に受注している工事が完了し、この状況が解消されるまでは入札に参加できない仕組みとなっております。

したがって、抽選型指名競争入札に参加することとなった場合は、当然先ほど述べた基準を満たした上での参加となるため、この範囲内で工事を複数落札することにつきましては全く問題がないと言えます。

また、入札執行中におきましても、落札することによって、保有する主任技術者等の全員が1人当たり工事請負金額が2,500万円を超える状況になった場合には、当該工事以降の入札には参加できないことになっております。これは、先ほど述べましたとおり、地元業者を擁護しつつ、自社の能力以上の工事本数を受注することによって、施工管理や工程管理、安全管理に対する意識が低下し、粗雑工事となることを防止する意図があるわけですが、現在ではこの制度が町内業者に浸透し、業者間に価格競争が行われる状況も生まれ、行政コストの低減につながっておりますことは周知の事実でございます。

また、御質問の(3)工事の現場代理人の配置は適正かについても、関連しますのであわせてお答えをさせていただきますが、現場代理人についても主任技術者と同じく、工事着手前に業者から提出をされる主任技術者等通知書により確認をしておりますので、適正に配置されているものと御理解いただきたいと思います。とっております。

次に、(2)工期内に完成できるのかについてお答えします。

当町では、建設工事の発注に当たりましては、道路改良工事、下水道工事、水道工事等、工事の種別ごとにそれぞれの積算基準書を用いて設計を行っております。これは、工事金額の算出はもちろんであります。工事の標準日数につきましても工種ごとに基準がありますので、これを参考に工期を設定をしております。したがって、入札を執行する時点で、それぞれの工事に対する適正な工期は既に確保されており、完成できるものと認識をしております。

次に、(4)工事の安全管理は徹底されているかについてお答えします。

当町に限らず、すべての工事発注者は、建設業者の技術力、施工能力等を信頼して建設工事の施工を託しております。建設業者は、その能力を発揮して、その信頼にこたえる責任が

あります。特に、工事現場におきましては、建設業者の組織として有する能力と、施工管理者である技術者個人として有する能力が相まって発揮されることにより、初めてこの責任を果たすことができるものであります。

したがって、工事現場における技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に置かなければなりません。このため、建設業法では、第26条におきまして、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、必ず現場に主任技術者または監理技術者を置かなければならないことを規定しているわけでございます。

この主任技術者または監理技術者の職務は、工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うほか、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生を防止するための安全管理、労働管理等を行うものでございます。こうした業務を実施することによりまして、工事の的確な施工の確保に重要な役割を果たし、必然的に施工の品質に結びつくものでありますので、各業者において意識向上に努めているところでございます。

また、発注側である当町におきましても、吉田町請負工事監督要領を整備し、工事ごとに監督員を配置しております。監督の目的は契約の適正な履行の確保でございますが、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものにつきまして、その施工の過程におきまして、安全管理も含んだ施工状況、工程等を確認することによりまして、工事の進捗を確保するものでございます。

したがって、安全管理につきましては、御質問されている8本の工事はもとより、すべての工事において発注者と受注者が相互に確認をしておりますので、十分な管理体制ができていますものと認識をしております。

このようなことから、一つ目の御質問でございますが、本年10月に入札執行された入札において2社が4本ずつ落札したことにつきまして、何ら問題はないものでございます。

次に、2点目の制限付一般競争入札において、12月7日に執行する津波避難タワーの入札執行において、総合評定値900点等の制限基準は何を根拠に決定したのかについてお答えします。

今回の津波避難タワー設置工事K、L、O工区における入札参加資格要件であります、次の八つの資格要件を設定をいたしました。

一つ目としまして、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

二つ目は、吉田町内において、土木一式工事について吉田町一般競争参加資格審査申請書を提出して受理された者。

三つ目としましては、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札のときまでの期間に、吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者。

四つ目は、会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがされている者でないもの。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。

五つ目としましては、本工事に係る設計業務等の受注者または当該受注者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でない者。

六つ目としましては、本工事に必要な資格を有する主任技術者または監理技術者資格者証

の交付を受けている監理技術者を当該工事専任で配置できる者。

七つ目は、建設業法第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者で、島田土木事務所管内に本社を有するもの。

八つ目としましては、土木一式工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値を有する者で、その評定値が900点以上のものという、八つの資格要件をすべて満たしていることを条件にしております。

そのうち、法律等の規定を受けて定型的に定まっているもの以外で、当町が工事ごと独自に設定した七つ目の建設業法第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者で、島田土木事務所管内に本社を有するものにつきまして、及び八つ目の土木一式工事に係る建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値を有する者で、その評定値が900点以上のものにつきまして、この2点をまとめて御説明をさせていただきます。

本工事は、吉田町における初の津波避難タワー設置工事であることから、地域要件としましては、地元建設業者を中心に考え、なおかつ工事施工中の連絡体制が密にとれるなどの要素を勘案し、島田土木事務所管内に本社を有するものといいたしました。

また、当町が建設する津波避難タワーは、国土交通省が初めて関与しました国内初の標準仕様設計基準により設計を行った成果に基づき建設をするもので、その設計の趣旨に沿った適切な施工を行うことが期待できる建設業者を選定したいとの観点から、一定水準の技術力や施工能力を持った建設業者に発注して、確実な施工と良質な出来形の納入を見込むことができるよう総合的に勘案し、土木一式工事に係る総合評定値を900点以上といたしました。

なお、この総合評定値は、建設業法第27条の23の規定に基づいた経営事項審査において、経営状況分析、経営規模、技術力、その他の審査項目（社会性等）のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、建設工事の種類ごとに算出をされた客観的な指標でございます。

次に、質問事項2項目の道路整備及び土地利用につきましてのうちの1点目の新たな幹線道路計画はあるのかについてお答えします。

まず、幹線道路の状況でございますが、当町の都市計画道路は平成14年4月1日現在、10路線、3万5,170メートルが計画決定をされており、そのうち供用部分の延長は2万456メートルで、供用率は58.2%でございます。現在整備中及び事業化した幹線道路は、東名川尻幹線2,910メートル、中央幹線177メートル、榛南幹線3,358メートル、大幡川幹線489メートル、住吉幹線230メートル、富士見幹線540メートルの合計7,704メートルでございます。未整備区間のある幹線道路は、富士見幹線1,740メートル、片岡幹線1,100メートル、大幡川幹線2,003メートル、中央幹線2,167メートルで、合計7,010メートルでございます。

町としましては、幹線道路を主軸に現在道路整備を積極的に進めている状況であります。今後におきましては、未整備区間のある幹線道路の整備にも着手していかねばならないと考えておりますので、現時点では、これらの幹線道路を整備していかない限り、新たな幹線道路の計画は考えておりません。

次に、2点目の既設町道の整備についての考えはについてお答えします。

町道と呼ばれる路線の中には、都市計画決定された道路幅員の大きな道路、いわゆる幹線道路や、比較的道路幅員の小さな道路である生活道路も含まれておりますが、1点目の御質問の内容で幹線道路につきまして御答弁させていただきましたので、ここでの町道は地域に

密着した生活道路についてお答えいたします。

まず、現状を申し上げますと、今年度から都市防災総合推進事業の避難路整備として、町道亀の尻線や町道高島4号線、町道日の出線など5路線の整備を行っており、来年度におきましても、町道東向2号線ほか2路線を新たに事業化する計画でございます。

また、県費補助を受けて整備してきました町道西の坪大浜5号線につきましては、すべての用地取得が終了し、工事着手できることとなりましたので、本年度末の完成に向けて努力をしております。

町道の整備につきましては、実施計画上に50路線もあることから、今後においては、地域の特性や事業の必要性、財政面などを考慮し、計画的な道路整備を実施しております。

次に、3点目の都市計画道路及び主要町道整備による用途地域指定の見直しはどうかについてお答えします。

当町の用途地域の都市計画決定は昭和59年10月1日であり、将来の人口や産業の増大等における都市化の激しい変化に対応すべく、それらを勘案した土地利用計画を作成し、用途地域を決定しております。

工業用用途は、1級河川大井川に接する地区及び海岸線沿いに指定することで、住宅地の保全に努めております。商業系用途は、主要地方道焼津榛原線沿いの既存商業の集積地区と国道150号沿いの一部の既存商業の集積地であり、既存商店街として近隣商業地域に指定をしております。その他の区域は、当時、人口の増大による住宅需要が年々増加し、供給数が不足していたことから、住宅不足解消のために住居系の用途指定を行い誘導を図ってまいりました。

平成5年の用途地域の変更では、都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、新用途地域に変更した経緯がございます。これは、住居系用途を細分化により新用途に変更した形であり、用途指定の考え方自体につきましては従来と変わりませんでした。

以上のことを受けた平成20年4月現在の用途指定状況は、住居系が356ヘクタール、62.6%、商業系が14ヘクタール、2.5%、工業系が198ヘクタール、34.9%となっております。

将来の都市像が描かれている吉田町都市計画マスタープランの中では、川尻地内の榛南幹線と東名川尻幹線の交差点付近は、新居住拠点交流ゾーンと位置づけられ、町内外の交流が生まれる新たな拠点として、沿道の利便性を生かした商業、業務、サービス、住宅を中心とする機能を誘導する旨の方向性が示されております。今後開通を予定している幹線道路や土地利用の動向、幹線道路と沿道の土地利用の調和、円滑な道路交通網の確保等を含め検討してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今、明快な答弁、ありがとうございました。私としては、何点かの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、入札についてでございますが、10月25日に2社が4本ずつの落札を得たと。この業者が9月18日にも8本の入札をしたわけですが、1件あるいは2件の入札を得ております。そうなりますと、やはり、先ほど町のほうでは2,500万円以上は技術者等の問題が、単独ですけれども、以下は複数できるということになってございます。それから、町の職員の中で

監督員がやはりこれだけの発注をしていくと、複数持たなければならないということになりますので、その辺が十分いっているかということをお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 抽選型の主任技術者の配置と現場代理人の配置につきましては、それぞれ要綱の中で決めておまして、兼ねることができるということで、2,500万円以上ですと専任の義務が発生いたしますけれども、議員から御指摘の案件につきましては、すべての確な配置がされておりますので、特に問題ないと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私としては、やはり安全性ということを見ると、この辺を十分していかないと工事の安全性、それから速やかに行うということは十分可能じゃないかと。

そこで、工事の着工ということで、建設執行規則の19条に「請負契約締結後、速やかに建設工事に着工しなければならない。」ということなんですが、この速やかとはどれくらいを指すのか、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 日数的なものはちょっと言えないと思いますけれども、できるだけ早くという解釈だと思います。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の関係ですが、できるだけ早くですね、そういう答弁でしたね。そしたら、10月25日に落札した業者は、書類的なものは済んでいると思いますが、現場の案内看板等が出ていないところが多数あるじゃないですか。その辺を確認しておりますか、どうですか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、都市建設課としましては、4本の事業が当課の担当になっております。その4本の事業、1事業者が1本、それからもう1事業者が3本というような形になっております。

いずれにしても、その全4事業とも10月30日からの工期になっておまして、10月末という形になっておまして、着手届は出てきております。現在は準備工というような形でやっておりますので、現場のほうはまだちょっと出ていないと思われましても、確認していないので申しわけありません。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の中で、やはり町の体制ができていないと、監督員がそれだけの工事の受注者に指導しておらないのが1点あると。それから、受注者は、やはり現場代理人なり技術者がそれなりの対応をしていないと、こういうことで、町長が先ほど立派なことを言われましたけれども、全くそういうことがなされていないということは、非常にこれ問題だと思います。やはり安全性って考えると、看板を立てて早く皆さんに知らせるということが必要だと思いますので、やはりこれは問題があるかと、私はこう思っております。

そういう中では、規則の中にありますように、速やかということとは、やはりそれなりの準備、工事をしていただくということで、工期内に間に合わせると、こういうことで、おくれおくれにいきますと、もう1カ月以上たっているわけですが、1カ月半。そうなりますと、工期に間に合うかという問題もありますので、最終的に先ほど質問した中にも、工期内に完

成できるのかという問題も出てきます。

そういう中では、昨年あるいは今年度の中で、工期内にできないものもあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません。ただいまの質問ですけれども、平成23年度に工期内にできなかった事業があったかということによろしいですか。

○2番（杉本幸正君） はい。

○都市建設課長（八木三千博君） ありました。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） そうなると、やはり非常にまずいじゃないかなと、こう思います、長くなるということは。それなりの契約をきちっとしているということで、どちらが契約違反したのか、うまくないと、こう思いますので、その辺は今後ないようにしていただきたいと思いますので、ぜひ対応をしっかりとお願いしたいと、こう思っております、私としては。

それから、先ほど町長が抽選型でということで始めておりますが、私としては、公平公正、透明性ということになると、やはり1業者がたくさんとるとことは非常に問題があるのかなということです。やはり、どの業者も少しずつとって、町の予算が分散されるということが、それがまたいろいろな中につくるということになりますと、こういう形で9月にやったのが2本、1本とって、その業者がまた4本とるということになると、ほかの業者へばらまいていかないと業者が育っていかないという問題もあるじゃないかなと思います。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 先ほど言いました現場代理人と主任技術者の関係でございますけれども、現場代理人につきましては、工事請負契約約款、例えばあと建設工事執行規則、これらで決まっているわけですが、主任技術者につきましては建設業法で定められております。現場代理人につきましては、国におきましても、現在は兼ねることは、兼任する工事の件数が少数であれば認められておりますし、兼任する工事の現場間の距離が5キロ以内、当町でいいますと5キロ以内で行けますので、そういうような中で2,500万円以下でしたら認められているというような状況でございます。主任技術者につきましても、建設業法の中で兼務することは認められている経緯がございますので、議員おっしゃるようなことは特にないと感じておりますけど。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） いろんな中で、私そういうことを聞いたんじゃないかと、全然違う答えなんですよ、はっきり言うと。よく聞いてください。私はそういう質問しておりません。

何を質問したかというのは、限られた業者が複数の多くの入札を得るということは、やはりこれはうまくない、経済性ということで。町の予算ですので、ある程度広く皆さんにばらまかれていくというのが必要だと思いますが、こういうことになると非常に限られたところにしか行かないということですね、町の予算が。やはりそれなりの業者がありますので、別に業者の味方をするわけじゃないですが、経済性を考えたらもう少し公平な広い意味でのあれが必要かなと、そういうことで質問したので、全然違っていると思います。その点もう一度お願いしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員が経済性を考慮してもっと各社に均等にということでございますけれども、私が抽選型を導入した最大の原因というものは、単純な話、発注者の恣意性を排除するということをごさしまして、私、以前の町長が、有名な「ガイアの夜明け」の中で、業者はいわば談合しているんだと、はっきり申しておりますので、それではまずいというわけで、はっきり透明性を確保する、すなわち発注者の恣意性を排除するということでもやりましたので、結果としてそこが一番重要でございますので、今回の場合、2社が4本ずつとったというような結果が生まれたわけでございますけれども、私は何ら問題はないと思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今、町長さんの中で透明性ということをやられたと。ただし、そういうことが全然考えていられないじゃないかなと、私はこう思っています。やはりもう少し、抽選型でやるにしても、何らかの方法で変えていくということも検討したほうがいいのかかと、私個人的にはこう思っておりますので、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そのようにおっしゃるのであれば、具体的な提案をしてください。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） さきの入札で4本ずつとったということですが、やはりそういう中じゃなくて、複数という2本とか、そういう形の中でとったら御辞退願えるような、そういうあれを指導していくとかですね。やはり、競争ということになりますけれども、抽選型ですので、あくまでも競争じゃないと、くじ運ですと。あとは入札でやりますけれども、やはりそのところで非常に問題があるなと思っておりますので、そのところで技術的な問題とかいろいろな問題で落ちていく要素もあるということで、やはりその辺を。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） もうお話ししているわけですがけれども、恣意性を排除するということでもって、言えば単純な話、くじをやって、業者のいわば選定は発注者でやる。また、受注者は談合しないようになっているわけをごさしまして、そこが最大の問題でございますので、あと経済性を考慮して、はっきり言えばばらまくと、そういうようなことは一切考えておりません。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 私はそういうことではなくて、抽選型でやっても、やはり2本とったらもうあれだとかということで、幅広い中で皆さんに公平にいくということも考えたほうがいいじゃないかなということで質問させていただいたんですが、その辺がわからないということですが、私としてはそう考えています。その辺はぜひ検討をお願いしたいと、こう思っています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員が経済性を考慮してと言うんだったら、1本とったら全部引き下がれということになれば一番よろしいわけでしょう、そういうことですよ。議員がですね、経済性を考慮して、各業者が満遍なくとるというようなことになれば、これ完全に談合でございますよ、そういうことでしょう。発注者が恣意性をいわゆる発揮しているわけ

ですから。透明性を確保するというのが最大の問題でございますので、そこを確保するためにこのようなものを行っているわけで、それは全く問題ないと。むしろ基本的には、これによって、町民の皆様からの、いわばうちの発注工事が透明性を確保されているというようなことがあるわけですから、それは全く問題はないと私は思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今の点については、私としては、町長の言われる透明性を確保する。だから、抽選も、やはり複数とるということになったら、何らかの方に何本かでは御辞退願えるような形で、ほかの人にもやはりチャンスを与えるということも考えていただけないですかということをお聞かせしていただいたんですが、その辺はまたいろんな中で、私としても町長に御回答を求めるとしていきたくて、こう思っております。

それから、今月12月7日に行われた入札ですが、吉田町の業者は何社、この中でその資格がある業者があったんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の御質問でございますが、今回の条件で、先ほど町長のほうから7番目と8番目ということで、島田土木事務所管内に本社があるところで経営審査点が900点以上、この業者に該当する吉田町の業者としましては1社ということは事前には確認してございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 吉田町では恐らく一、二社しかないかと私は思います。900点とかいろいろこういう条件、そういうことであつたら、やはりいろんな中でもう少し考えた中で、吉田町の建設業界の技術力を上げるとかいろんな面では、共同体というような形の中で少なくとも入れるような形でということでは私は考えますし、今3件の発注をしましたけれども、あと12件あるわけですね。そういう中ですと、莫大な全部で数十億円というお金を使いますので、外へ行っちゃうという可能性もありますので、やはりそういう中ではジョイントを組んで、幾らかでも吉田町へお金が落ちるとということも考えていただいたらどうかと、その辺をお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） ただいまの質問の件でございますが、今回の条件、経営審査点が900点以上という部分は、先ほど町長から回答させていただいたとおり、おのおのの工事によってそのような条件を、制限をつけてまいります。今後発注する12件の工事につきましても、今後このままでいくのか、またはいろんな部分で、今の議員からのいろんな御指摘、御意見等もございまして。総合的に判断しながら、今後の制限の内容につきましては検討していきたくて思っております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。やはり、そういうことも考慮していただきたいと思いますので、ぜひ今の答弁を確実に、私聞いてうれしく思っておりますので、ぜひ実行をということでお願いしたいと、こう思っております。

それから、あと……

[発言する人あり]

○議長（八木 栄君） どうですか、いいですか。

理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の議員からの話ですね。私は、議員の御指摘等も踏まえながら検討させていきたいということだもんですから、そのとおりにいかどうかというので今回お約束はできませんので、このような御指摘があったということは重々承知をしておりますので。ただ、今後の発注の内容とか、先ほど述べさせていただいたとおり、技術的な部分の要素の関係とか施工能力の関係等で今回決めさせていただきましたので、先ほどの御指摘の中ではJ Vのような話かなとは思いましたが、その辺の部分につきましても検討の一つにはさせていただきますが。ですから、次の部分からは、その部分が全部条件に入ってくるということは御認識なさらずに、そういうような御指摘があったという観点で検討させていただくということでございますから、ちょっと御確認の御答弁させていただいたこととさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） すみません、ありがとうございます。それでは、十分検討させていただいて、また私の言うのになるようお願いしたいと、私としては一議員として思っていますので、ぜひその辺よろしくお願いしたいと、こう思います。

それから、あと道路整備の問題ですが、やはり榛南幹線あるいは東名川尻、大分ここ二、三年で整備されてくるという問題があります。それから、既設の道路ということで、住吉、川尻の南部は、非常に今、吉田町の中でも置いていかれるというようなことがありますので、そういうことを考えますと、やはり榛南幹線、東名川尻が開通するというところで町の発展ということも出てきますが、それに付随した既設の道路の拡幅とか新たな町道の新設ということで、これはなぜかということ、防災では南の人は北へ逃げるといことですね。北へ向かって逃げていくということが、これが一つだと思います。そういう中では、やはりいろいろな中で、そういうものを絡めて真剣な考えをしていただきたいなと思います。その辺の考えがどうか、お聞きいたします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、先に幹線道路についてちょっとお答えさせていただきます。

幹線道路につきましては、議員がおっしゃるように、25年度末をもって供用開始、供用開始といっても一部供用開始という形になりますけれども、このような予定の道路があります。しかしながらですけれども、多くの路線はあくまでも、先ほど言いましたように一部開始ということになりますので、今後も未整備区間に工事着手をしていって、まずは計画道路の完了を目指して進めていきたいと、そのように考えております。

それから、何ていいますか、一般の町道というのか、生活道路関係につきましては、同じようなことでありますけれども、ただ、都市防の中で何本か新たに採択された道路もありますので、そちらのほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） 今、課長が答弁されたように、ぜひそういう中で早く整備していただきたいと、こう思いますし、いつ来るかわからない地震等もありますので、やはり道路整備は必要だと思います。それから、子供の通学にしても、道が整備されれば安全ということも備えられますので、ぜひお願いしたいと、こう思っています。よろしくその点をお願いした

いと思います。

それから、もう1点お聞きしますが、県は総合評価の中でランクをつけております。そういう中で、町もそういう中を加味しながら入札業務を抽選型でも行っていいのか。この総合評点は、資本金とか売上高、請負高、あるいは技術者等の人数で評点が決められていくと思うんです。それによって先ほど言った900点とかいろいろな問題が出てくると思うんですが、やはり吉田町もこういう中でいくと上げにゃいけないということもありますし、今劣っているところもあると思うんですよね。

そういう中で、低い業者があるのではないかなと思いますし、そういう中でいくと、やはり工事も、県Aランク、Bランク、Cランクというような形で、Aは1億以上、Bは5,000万から1億までとかなっているわけですが、やはりそういう中でいくと、吉田町にもDとかEの業者もあるかもしれません。そういう業者は1,000万以下とか云々と決まってくるので、その方が2,000万とかとるのもおかしいなと私はこう思って、やはり技術力とかそういうものも、資本金もないということになりますので、その辺はどういうお考えですか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今、議員の御質問のほうは、県なり国なりも、いろんな事業の規模によって業者をランクづけをしております。その辺を役場のほう、町の事業にも取り入れたらどうかというような御質問だと思います。

私も国にいたからということでございますが、逆に国の場合は、A業者というものは本社が東京にあるような一般にいうゼネコン、あとB業者というのは、地域の基幹的な業者でございます。静岡県でいきますと1社しかおりません、B業者。あとはC業者ということで一般的な、国でいきますと3億円以下の工事をとれるのをB業者とっておきまして、それが今回、経営審査点さっき900点とございましたが、900点クラスの方は大体B業者ということになります。ですから、3億以下の工事はとれません。それ以下のD業者という部分がございます。そのD業者は、それより小さい1,000万以下ぐらいの工事しかとれないという、そのD業者というと、町内でいきますと、大部分が国でいきますとD業者になります。

そのような部分で、規模の大きい工事、いろんな3億以上のもの、10億円以上、または7億6,000万でWTOということで外国の企業が入ってこれると、そういうような大規模な工事を発注する場合にはそういうランクづけが必要なのかなというようなことは考えてございますが、役場のような規模の小さい部分、下水道の工事、また、水道工事から土木工事、今回タワーの工事はちょっと規模は大きゅうございましたけど。

そういう規模の中で、規模のバランスがそう大きいのも小さいのもあるというわけではございませんので、ちょっと今のところまだ役場のほうで議論はしてございませんが、ランクづけをしてまで業者の選定の中で推していくということは、私、今の個人の考えでございしますが、必要ないかと思っております。

ただ、この案件につきましては、ただいま初めての御提案でございまして、役場の中では議論してございませんが、私が国からの経験からすると、このような役場の中の事業からしますと、ランクづけはせずに、地域の業者さんに参加していただけるような地域密着型の公共事業にしたほうがよかろうというような考え方ではないかなというふうに感じてございます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番(杉本幸正君) その中には、評点の中に技術力というのがありますので、やはりそれなりに技術のない業者が受けるということは非常に難しいと、こう思いますので、やはり技術力を上げるように、ぜひ町のほうで指導していただいて、そこへ追いつくようにという方法もあろうかと思っておりますので、その辺は十分やっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと、私はこう思います。

それでは、時間もないものですから、次のほうの第2点目の関係でお伺ひさせていただきます。

今、幹線道路が整備されております。そういう中で、用途は、土地利用を考えますと非常に重要だと思っております。そういう中で1点、防災を考えますと、榛南幹線沿いのところは低層住宅の1種、2種なんですけど、そういうところへ行きますと、やはりそこをですね、低層ということは建築基準法でいくと10メートル以下のものですよと、それ以上は建てられないということですね。

町は避難タワー等をつくりますけれども、やはり身近な避難をするということになりますけど、これから個人のお宅が家を建築するとき、津波等に耐えられるようなものであれば、そういうのもできるような考えをしていただきたいなと、こう思います。その点の考えはどうですか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) すみません。ただいまの御質問ですけれども、大規模な建物を建てて、津波にももちこたえられるような建物はどうかということによろしいですか。

○議長(八木 栄君) 2番、杉本幸正君。

○2番(杉本幸正君) そういうことではなくて、一般の住宅も津波に耐え得るような耐久力を持った建物で、やはり3階、4階等を建てられれば、そこへ避難できると、そのお宅は。その近所もそこへ行けるよと。それと、タワーまで行くに云々ということもありますので、そういう考えはないかということですね。やはり、用途の中で、低層でも特例をつけるとか、あるいは低層から何かに変えるとかということで、そういう考えがないかということでお聞きしたいと思っております。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、個人の方が家をやるということになりますと、民間の住宅メーカーみたいな方たちがやるようなことになると思っております。そういった場合に、そのお宅がどれくらいの耐震性を持っているか、あるいは津波に対してどれくらいの能力が発揮できるかというのは、私どもではちょっとわかりませんので、もつか、もたないかというのはちょっとわからないことですが、高いものという話の中になりましては、今すぐに用途を変更するということは少し難しい話ですので、今後また何かの機会を持って検討していくというような形にしたいと思っております。

○議長(八木 栄君) 2番、杉本幸正君。

○2番(杉本幸正君) 今の点ですけれども、やはりタワーをつくって逃げることよりも、そういうものができれば、そのお宅は耐久力があれば、高さがあれば、津波に耐えられるよということ逃げられると。あるいは隣近所からもそこへ来れるということで迅速にいくということもできますので、ぜひその点は検討していただきたいと、こう思いますし、用途の変更をするとき、その辺も願ひしたいと、あるいは特例でやってもいいんじゃないか

など、こう思いますので、防災に強いまちづくりということで、津波防災にということをやっていますので、その辺をぜひ御検討願いたいと。できるか、できぬか、個々の個人のいろいろなあれがありますけれども、ぜひそういうものもお願いして、なるべく安全を確保すると、個人でも、お願いしたいなど、こう思っています。

それからもう1点、用途ですが、やはり先ほど町長が、榛南幹線沿いはいろいろな用途で変えていきたいという、交差点、東名川尻あるいはということがあるわけですが、町内にも住吉幹線とかいろいろありますので、やはりそういうところも変える必要があるのかなと、こう思いますし。

それから今、住居系以外の用途でも指定してある商業系もあるわけですが、果たしてそこがどうかということも非常に多いじゃないかな。住吉のお宮の付近、あるいは150号線の片岡の辻あたりというところが非常に家も込んでいるということで、それなりのものが、当初理想したものは絵にかいたぼたもちじゃないかなと思いますので、ぜひそういうことにならないよう中で用途をしっかりとやっていただきたいと。これは、吉田町の将来の発展、町づくりということで非常に絡むということで、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと、こう思います。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、確かに議員がおっしゃるように、住吉の県道沿い、こちらのほう昔は非常に栄えていました。現在のところは、商店もまばらになってきたような状態であります。こういう現状を踏まえた中で、先ほどもちょっと言いましたけれども、今後、町で都市計画マスタープランというものを見直しをやるという予定になっております。その中でやはり検討していきたいと考えます。

○議長（八木 栄君） 2番、杉本幸正君。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。ぜひそういう中で真摯にさせていただいて、ぜひ間違いがないような町づくりをお願いしたいなど、こう思っています、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） すみません。先ほど、一番最初のころちょっと御質問のあった、工事がおくれたことあったかという御質問がありました。それに対して私、簡単にありましたと答えましたけれども、言葉が足りなくて申しわけなかったんですけれども、補足的にちょっとさせていただきたいんですけれども、23年度におくれた工事はあるかということでしたので、23年度から24年度に繰り越し事業という形で、繰り越しをした事業がありますということでありましてと言ったんですけれども、当然繰り越しに対しても正規の手続を踏んで繰り越しをしておりますので、その辺よろしくをお願いします。

○2番（杉本幸正君） ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で、2番、杉本幸正君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時ということでお願いします。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

〔4番 平野 積君登壇〕

○4番（平野 積君） 平野でございます。

今回の一般質問では、通告書に従いまして、現在の吉田町にとって最も重要な課題でございます津波防災を題材に、町が物事を決め実行していくときの考え方というのを引き出しまして、かなうことなら是正していただきたいという思いで一般質問をさせていただきたいというふうに考えております。

では、通告書に従いまして質問いたします。

私は、より多くの人命救助のために、海岸沿いには計画よりも多くの避難タワーを建設する必要があるというふうに考えています。ただ、今回的高額な入札価格を目の当たりにいたしますと、ちょっと思い悩むところがあるわけでございますけれども、ハザードマップ発表以来、幾度となくその主張をしてきました。しかし、町の答えは、内閣府のより精度を上げた試算が出たら見直す。それが出れば、今度は来年6月の県の第4次被害想定が出たら見直すと、引き延ばしを続けています。計画どおり進め、つくった後、必要なら補完をするものをつくればよいというような答弁もされています。そんな継ぎはぎを前提とした計画は、私はあり得ないというふうに考えています。経費の無駄であると思います。

また、避難タワー設計に関しては、役場として考えられることはすべて考えてやっている。皆さんの意見を聞いてやればよいとは思いますが、計画が1、2、3年延びると。スピードを重視して計画に当たっていると述べています。

吉田町の重要な課題である津波防災に関して、だからこそトップダウンではなく、住民の声をしっかり聞き、吉田町の全英知を結集して計画・設計を見直し、吉田町民みんなでつくる、町民が納得してつくる津波避難タワーにしていきたいというふうに考えております。

上記に関連して、以下の質問をいたします。

一つ目は、津波が防潮堤を越える想定に関してです。

町長は、ハザードマップ配布後の本年1月の「広報よしだ」津波防災まちづくり③において、防潮堤の整備に関して河田教授著の「津波災害」の文章を引用し、津波が護岸や堤防にぶつかった瞬間、理論的には衝突前の1.5倍ぐらいの高さになるとの趣旨の記載をされ、8.6メートルの津波が防潮堤にぶつかれば、理論的には12.9メートルの高さになると述べております。

しかし、昨年配布されましたハザードマップでは、津波が防潮堤を越えるのは防潮堤の高さである6.2メートルに達したときとして試算していることが、防災課に問い合わせた結果判明いたしました。これは、考え方として矛盾しているわけであります。町長は、津波が防

潮堤を越える想定に関して、本当はどちらの考えを支持されているのでしょうかというのが質問です。

1.5倍説というものを採用すれば、津波が防潮堤を越える時間はハザードマップ作成業者の推定よりも約1分早くなります。別紙を用いて説明したいと思います。付録の地図のあるほうを見ていただけますでしょうか。

この地図に6.8から7.2、7.2、7.6、7.8、8.3と海岸沿いに数値が記載されておりますが、これがハザードマップ作成業者のパスコの推定であります波が防潮堤を越える時間でありませぬ。

下に表がございますけれども、下の表は水位ポイント、地図で示しておりますけれども、そこで2メートルから8.6メートルに津波が達する時間を記載しております。その右の表は、パスコのデータをもとに3メートル、4.5メートル、5メートルの津波が到着する時間を計算した結果を載せています。河田教授の1.5倍説であれば、津波が4.5メートルを越えたころ6.2メートルの防潮堤を越えることとなります。よって、津波が3.7分、つまり3分40秒ぐらいで越えることとなります。右の表ですね。そういうこととなります。

そうすると、約1分早くなるということになるわけでありませぬけれども、加えて、一番下の表は、これ内閣府が発表した吉田町への津波到着時間を記載しております。このデータは整数で表現しておりますので、解釈が難しいところではございますけれども、ちょっと遅くするように考えて、四捨五入で6.4分でも6分と記載されていると解釈しても、4.5分ではさらに早くなるという結果になり、パスコのデータよりも約1.5分早くなるということとなります。ということは、避難可能な時間が短くなると。AからZの今の街区分けというのは本当に大丈夫なんですかということでございます。

二つ目が、津波避難タワーの設計についてです。

本年度作成予定のK、L、O街区の津波避難タワー地域説明会実施後、お祭りの屋台が通らない、山車が通らないということの理由から、K及びL街区の避難タワーを高くする設計変更がなされました。

質問の1として、その原因はどこにあったとお考えでしょうかということです。

また、町は、町として考えられることは考えていると理事はおっしゃっていますが、次のような質問のようなことを考えていらっしゃいますでしょうかということです。

2番といたしまして、津波避難タワーの下に避難住民が結集するわけですね。そこから階段に上がっていくわけです。その結集する時間及びその階段を上って上に到達する人数の時間分布のシミュレーションはございますでしょうか。

例えば例として、K街区はどうなっておりますでしょうか。K街区というのは、約1,200人の方が津波避難タワーに集まることとなります。階段は4カ所です。階段を上る避難住民が集中し、上るのに時間がかかるというようなことはございませぬでしょうかということでございます。

三つ目は、被害者救済の優先順位に関してです。

議会への津波避難タワー説明会において町長は、非常時の場合はすべての方を救うのが基本だが、より多くの方をいかに救うかを考えて進めていると述べられました。では、町は津波被害を受ける町民及び吉田町に働く方々をどのような優先順位で救済しようとしているのか、具体的に御教示くださいというのが質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の一般質問にお答えする前に、一言お話し申し上げたい事柄がございますので、少しばかり時間をいただきたいと思っております。

それは、議員の一般質問の要旨を読み進むにつれて、私の胸中をよぎり、読み終わった後もぬぐってもぬぐっても消えることのない、おりのように心のひだにひっかかっている、言いやうのない困惑の気持ちでございます。

私は、先月の29日に開催されました行政報告会でも、今月3日の議会定例会のあいさつの中でも議員の皆様にお話し申し上げたこととございますが、現在、当局が行政の最重要課題として推し進めている津波防災まちづくりの事務事業は、一般に正統的、オーソドックスと認められているプロセス等を踏んで進めており、また、周囲もそうであるからこそ後押しをしてくださっているものと受けとめております。

この津波防災まちづくりの事務事業のプロセスの特徴は、まず津波防災まちづくりの計画を策定する準拠となる津波ハザードマップを作成したこと。次いで、作成した津波ハザードマップに基づいて津波避難シミュレーションの解析を行い、避難計画及び津波避難施設建設計画を策定したこと。とりわけ、津波避難施設の準拠を国土交通省や警察庁の関与のもとに作成しました津波避難タワーに係る標準仕様設計基準に求めることができたこと。最後に、当町の津波防災まちづくりの事務事業は、国土交通省中部地方整備局に設けられた地震・津波に強いまちづくり検討委員会においてモデル地域に選ばれたことによって、国の関与が裏づけられたことが挙げられます。

このように、当町の津波防災まちづくりの事務事業のプロセスは、国の津波防災への対応の機先を制する形で、津波防災事業を所管する国土交通省の大臣を初め、副大臣、事務次官、国土交通審議官、関係局長等に、津波避難タワーやスーパー津波堤に関する具体的な提案を全国の自治体に先駆けて行い、政府における津波防災事業にかかわるボトムアップの政策形成が時間を要することを見越して、大臣をターゲットとしたトップダウンで政策提案を行い、当町の考え方の浸透を図ったこと。また、事務事業に予算づけを行い、事業採択の決定権を握る財務省の局長や官房長に、当町の津波防災まちづくりの考え方を説明できる機会を得ることができたこと。さらに、内閣官房を巻き込むことができたことなどにより、津波防災まちづくりを推し進める上で、内閣官房、財務省、国土交通省のトライアングルによる強力なバックアップ体制を構築することができたことがつけ加わり、他の自治体の津波防災まちづくりへの取り組みと比較して、一頭地を抜く優位性を持ったポジションを獲得することができたものと考えております。

また、当町の津波避難タワーの事務事業の方策におきまして、他に例を見ない特筆すべきことが二つございました。一つは、当町の計画している道路上の津波避難タワーが衆議院予算委員会において取り上げられ、当時の国土交通大臣から「道路は地域の方々に認識されているので、タワーがどこにあるかわかりやすい。なかなかユニークで有効な手だてだと思う。そういう意味で、ぜひこういったことも進めてまいりたいと思っております。」との前向きな大臣答弁が引き出されております。大臣答弁というものは、所管する省庁が当該事業に対してポジティブな評価をしたことを物語るものであり、当該事業の推進が公に認知されたことを意

味するものと受けとめ、大変名誉なことであると喜んだ次第でございます。

もう一つは、当町の津波避難タワーは、現行の法体系では、道路法第20条第1項に定める横断歩道橋にその他の工作物として津波避難施設が相互に効用を兼ねる施設、すなわち兼用工作物として整備されることになりましたが、その後、平成23年3月に発生した東日本大震災における津波被害等を踏まえ、占用許可対象物件として津波避難施設を位置づけてほしい旨の当町の要望を受け、国土交通省は平成25年4月1日以降、道路法第32条第1項に関するその他これらに類する施設として、もしくは道路法施行令第7条改正による新たな占用物件として、津波避難施設を整備する方向で作業を進めておりましたが、12月7日に道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令案について閣議決定がされ、12月12日に公布され、来年4月1日より施行の運びとなりました。

これら二つの当町の津波避難タワーにかかわる特筆すべきことは、まさに当町の津波避難タワーが、大臣の衆議院予算委員会における発言や法律の改正においても裏づけられたように、今後の国の推奨する津波避難タワーであることの証左であり、これまでの当町の津波避難タワーの考え方や取り組みが、今後の国の考える津波避難タワーの整備方向となったものと受けとめております。

今後、町民の皆さんに対しまして、津波避難施設が道路の占用許可の対象物件として閣議決定されたことにつきまして大いにアピールし、当町のこれまでの苦勞が報われたこととお話ししてまいりたいと考えております。

議員は一般質問の要旨におきまして、「私は、より多くの人命救助のために、海岸沿いに計画よりも多くの避難タワーを建設する必要があると考えています。ハザードマップの発表以来、幾度となくその主張をしましたが、町の答えは内閣府のより精度を上げた計算が出たら見直す。それが出れば、来年6月の第4次被害想定が出たら見直す、引き延ばしを続けています。計画どおり進め、つくった後、必要なら補完をするものをつくればいいではないかと答弁をしています。そんな継ぎはぎを前提とした計画はあり得ないと考えます。経費の無駄です。また、津波避難タワーの設計に関しては、役場として考えられることはすべてやっている。皆さんの意見を聞いてやればよいと思うが、計画が1、2、3年延びる。スピードを重視して計画に当たっている」と述べています。「今こそ、住民の声を聞き、吉田町の全英知を結集して計画・設計を見直し、吉田町民みんなで作る津波避難タワーにしませんか。」と述べています。

まず最初の、海岸沿いに計画よりも多くの避難タワーをつくる必要があるとの御意見ですが、私も議員と同じように、海岸沿いにお住まいの住民の皆様が昨年3月11日を境にお持ちになられた不安の大きさは、十分理解しているつもりでございます。そうであればこそ、海岸沿いの避難タワーの建設につきましても前向きに考えてまいりました。

しかしながら、内閣府が8月29日に発表しました南海トラフ巨大地震による津波高（10メートルメッシュ）、人的・物的被害等のⅡ津波高、浸水域等（第一次報告）についての5、主な留意点について、(2)地方公共団体の被害想定についてにおきまして、次のように述べられております。「今回の被害想定は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものである。したがって、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。」、こんなふうに書かれております。

したがいまして、当初から述べておりますように、県の第4次被害想定を待って答えを出したいと思っておりますので、議員にお願いでございますけれども、いましばらくのお時間をいただければありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます次第でございます。

次いで、先日の地域防災訓練の際に各町内会を回らせていただきましたが、居合わせた住民の皆様は、異口同音に「一刻も早く避難タワーをつくってくれ。町長さん、頼みます。」と訴えるようにおっしゃっていたことが印象的でした。町民のお気持ちが痛いほど私の胸に突き刺さってまいりました。町民の皆様のお気持ちに寄り添えば、いざという場合に命を安心して託すことのできる避難タワーをスピード感を持って建設することが肝要であると受けとめておりますので、津波避難タワーに係る標準仕様設計基準に基づいた避難タワーを一日でも早く建設することが、町民の皆様が安心していただけることではないかと考えております。

そうであるからこそ、これまでに幾度か町民の皆様のお意見を伺う機会を設けてまいりました。議員のお考えでは、これまでの御意見聴取の機会は十分でないとお考えかもしれませんが、私は町民の皆様から、避難タワー建設を可とする、少なくとも必要最低限の御意見はいただけたものと考えております。言いかえれば、町民の皆様の一日も早い避難タワーの建設要求と避難タワーが具備すべき要求との吻合は図られておるものと判断させていただいておりますので、恐れ入りますが、御了承賜りますようお願い申し上げます。

最後に、住民の声を聞き、吉田町の全英知を結集して計画・設計を見直し、吉田町民みんなで作る津波避難タワーにしませんかとの御意見でございますが、これまでに策定した避難計画、津波避難タワーの建設計画、避難タワーに係る標準仕様設計基準をすべて御破算にして、新たなものをつくることになるとは思いますが、その帰結は、津波避難タワーの建設が先延ばしとなるものは必定でございます。

そうであれば、どのようにして吉田町の全英知を結集するのか。まず、全英知を結集する組織の問題から始まり、避難計画、津波避難施設建設計画、津波避難施設の建設が準拠する設計基準を策定ないし策定する工程表、これまでの計画・設計を見直すわけでございますから、私が命がけで手がけてまいりました国のバックアップ体制はなくなりますので、全英知を結集した組織からつくり出される避難計画、津波避難施設建設計画、津波避難施設の建設が準拠する設計基準を含めて、当該事業の事業採択の要件である予算づけの要望を永田町の政界、霞が関の官界を巻き込んでどのように国に認めていただくのか、具体的な算段を含めお示ししていただきますよう切にお願い申し上げます。

さらには、当町の津波防災まちづくり事業は、最終的には大井川の堤防や海岸の防潮堤、はたまた港の津波堤の強化、かさ上げまでも視野に入れたものを考慮したものでなければならず、そうであるとすれば、議員の御提案は、これまでの1年8カ月の当町の津波防災まちづくりのプロセスを結果としてすべて否定することになりますので、そのあたりの事情をすべて御承知の上で御提案されておられると受けとめております。

私は、政策は実現されて初めて意味を持つものと考えております。議員のお考えになる津波防災まちづくりの考え方の最終到達点までお示しなされた射程と政策実現性についての予算の裏づけを含めた実現の道筋を明確にお示し申し上げますよう、重ねてお願い申し上げます。

計画が成就の一手手前で瓦解した場合にどのようなことが起きるのか、私は当事者として

体験したことがございますので、議員の御参考までにお聞きいただきたいと思っております。

今から7年前、平成17年のことでございますが、広域施設組合の旧焼却炉の解体の補助申請が認められるように、あらかじめ環境省にお願いしまして、地元の同意書を待つのみとしたものでございますが、最終的に地元から1日前に同意書が提出されなかったことから、すべてが一瞬にして瓦解しました。その後、何年も補助申請は見送られ、現在に至っております。

また、当町の道路上に設置する津波避難タワーの考え方は、先ほどお話し申し上げましたように、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令として閣議で決定され、津波避難施設が道路占用を許可する対象物件となりました。吉田町のようなほんの小さな町のお願いというものが国を動かし、閣議決定され、まさに法律が改正されたことは、私にとりましては非常にこの町の努力のしがいがあったと受けとめております。

議員の御提案は、国が推奨し、名実ともにバックアップするものと受けとめております津波避難タワーの考え方に対して、真っ向から異を唱えるものとなると思っております。今、私は腹の底からわき上がってくるような、震え上がるような怖さを覚えております。議員の御提案が実行されれば、これまでの当町の努力は帳消しとなり、すべてがもとのもくあみどころか、それよりももっと悲惨な状況になると思われまますので、そのあたりを踏まえて、議員のお考えを私が理解できるようにお示しくさせていただきますよう、伏してお願い申し上げます。

町の津波防災につきまして、1点目の、津波が防潮堤を越える想定に関して町長は、ハザードマップ配布後の本年1月に「広報よしだ」津波防災まちづくり③におきまして、防潮堤の整備に関して河田恵昭教授の「津波災害」の文章を引用し、津波が護岸や堤防にぶつかった瞬間、理論的には衝突前の1.5倍ぐらいに高くなる趣旨の記載をされ、8.6メートルの津波が防潮堤にぶつかれば、理論的には12.9メートルの高さになると述べております。しかし、昨年配布されましたハザードマップでは、津波が防潮堤を越えるのは防潮堤の高さ6.2メートルに達したときとして試算していることが、防災課に問い合わせた結果判明しました。これは矛盾です。町長は、津波が防潮堤を越える想定に関して、本当はどちらの考えを支持されているのでしょうか。1.5倍説であれば、津波が防潮堤を越える時間はハザードマップ作成業者の推定よりも1分早くなりますについてお答えします。

本年1月の「広報よしだ」において、「町長からのメッセージ」として津波防災まちづくりの記事を掲載をさせていただきましたが、この中ではインフラの整備の必要性につきまして、町民の皆様メッセージを発信させていただいたものでございます。これにつきましては、関西大学の河田教授が述べられている、津波が防潮堤にぶつかった瞬間、理論的には衝突前の1.5倍ぐらいに高くなるということを当町に置きかえますと、8.6メートルの津波が防潮堤にぶつかれば理論的には12.9メートルの高さになることから、津波を防御するためには、津波の高さや圧力を考慮した防波堤の整備が必要であり、整備につきましてはこれまで以上に国に働きかけていくことを申し述べさせていただいたものでございます。

想定する津波につきましては、昨年11月に公表した津波ハザードマップの被害想定をもとに、これまでも津波防災対策を推進してきたところでございまして、これからもその方向性には変わりはありません。

次に、2点目の津波避難タワーの建設につきまして、本年度作成予定のK、L、O街区の津波避難タワーの地域説明会実施後、K街区の避難タワーを高くする設計変更がなされる事

件がありました。その原因はどこにあったとお考えでしょうかについてお答えします。

今回のK、L、O街区の津波避難タワーの整備につきましては、タワー建設にて津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会の運営から、タワーの設計を含んだ業務委託を発注し事業を進めてきたところでございますが、設計業務委託につきましては、津波避難施設（道路上）設計技術検討委員会で示された道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準をもとに設計したものでございます。

この設計基準では、津波余裕高は四つの項目の条件を考慮して設計するものとされております。まず一つ目が建築限界でありまして、道路の建築限界を侵さない高さとするため、町道路上に設置する場合は、車道の建築限界である4.5メートルの高さに将来の舗装オーバーレイなどによるかさ上げを考慮しまして0.2メートル加算し、4.7メートルの高さとしたしました。

二つ目は、想定浸水深からの余裕でありまして、津波に対する余裕を確保できる高さとするため、津波避難タワーの下を流れる津波の流量を算出した上で、河川管理施設等構造令の堤防高さの考え方をもとに、想定浸水深からけた下までの余裕高を0.8メートル以上の高さとしたしました。

三つ目は、交差点付近における信号、標識等の視認が可能な高さでありまして、K街区は信号交差点付近に津波避難タワーを設置することとなりますので、道路種別、設計速度より決まる視認距離から信号機の視認可能な高さであることを確認することとしております。

四つ目は、その他の制約条件、固有の条件でありまして、近接する家屋や構造物等の関係から制約条件がある場合や、津波避難タワーを設置する道路におきまして地域固有の条件がある場合につきましては、関係機関と協議の上調整を行い、必要な高さを決定することとしております。これらの四つの項目を満足させる施設余裕高として当初、けた下5メートルで設計したところでございます。

こうした中で、10月11日に設計しました津波避難タワーの一般図を説明しようとして、K街区及びL街区の対象となる町内会へタワー建設の説明会を開催させていただいたところでございますが、地元の祭典に伴い、山車が通行できる高さとしてほしいとの要望がございましたので、町といたしましては、昔ながらの祭典も大切な地元行事でありますことから、山車の高さを確認し、津波避難タワーのけた下を5.6メートルに変更したものであり、議員がおっしゃられるような事件と言われるような物騒なものではございません。

今後、残りの津波避難タワーの建設につきましても、地元説明会を通じ、町民の皆様の御意見もお聞きしながら整備をしてまいります。

続きまして、津波避難タワー設計についての御質問のうち、2番目の津波避難タワー下に避難住民が集結する人数及び上に上がった人数の時間分布のシミュレーション結果をご教示ください。例として、K街区はどうなっておりますか。K街区は1,200人を収容する予定で、階段は4カ所です。階段を上る避難住民が集中し、上るのに時間がかかることはありませんかについてお答えします。

K街区における津波避難タワーの方向別避難者数でございますが、北西側からの避難者数が336人、南西側からの避難者数が648人、北東側からの避難者が36人、南東側からの避難者数が180人を想定をしております。

タワーの階段の幅員でございますが、津波避難シミュレーションにおいて算出された当該

地の方向別避難者数をもとに設定しておりまして、この設定につきましては日本道路協会の立体横断施設技術基準、同解説をもとに算出をしてございます。また、階段の幅員の設定に必要な歩行者速度及び歩行者密度につきましては、建築基準法に基づく工事をもとに、建築基準における避難行動を想定した値を採用することといたしました。

いずれにいたしましても、津波避難シミュレーションにおいて算出をされた方向別避難者数をもとにタワーの階段の幅員を設定するとともに、収容人数につきましても余裕を持った施設としておりますので大丈夫であると認識しており、避難体制を確立するためにも訓練を重ね、検証していくことが重要であると考えております。

次に、3点目の被害者救済の優先順位に関して、議会への津波避難タワーの説明会において町長は、非常時の場合にはすべての方を救うのが基本だが、より多くの方をいかに救うのかを考えて進めていると述べました。では、町は津波被害を受ける町民及び吉田町で働く方々をどのような優先順位で救済しようとしているのでしょうか、具体的に御教示くださいについてお答えします。

町民の皆様の命は平等であり、優先順位はございません。命の優先順位を論じること自体が理解に苦しみます。町といたしましては、すべての町民の皆様を救うため、あらゆる手段を講じてまいる所存でございますが、自助・共助の取り組みにつきましても意識を醸成し、津波からの避難体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 御答弁ありがとうございました。

先に言うておきますけれども、私は、町長が国に、県とか、働きかけていただいていることに関しては、全く否定するものではないし、評価しています。その中において、よりグレードアップするものがないかという思いでお話ししていますので、全否定しているという思いは全くないので、そこは御理解いただきたいと思えます。

その中において、我々が、町長がどういうことを国に対してお願いして、こういう結果お金をたくさんもらっているわけですね。それはすばらしいことだと思っています。しかし、どういうふうなことをお伝えすることによってこういう結果になっているのかということは、我々知らないわけです。いまだに津波防災計画の全体像というのが見えてこないんですよ。年度予算というのは出てきます。その中でどういうことをやるということはお話ししていただいています。しかし、全体像が見えない中で、今私が質問したことが、すべて町長が行っていることを全否定されると言われる根拠もわからない。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それでは、議員にお聞きしますけれども、議員は町の津波防災につきまして、一般質問の要旨において、「今こそ、住民の声を聞き、吉田町の全英知を結集して計画・設計を見直し、吉田町民みんなで作る津波避難タワーにしませんか」という文言ございますよね。そもそも一般質問の中において、ましてや、私がこれまでオーソドックス、正統と一般的に言われるところの事務事業の進め方をして1年8カ月がたちます。そのことにつきまして、結果として議員は計画・設計を見直すということをおっしゃいます。

この期に及んで議員からこのような言葉が出ることは、いわば中央にしてみたら、吉田町

というものは一枚岩ではないのかと、むしろ反対に、疑念の声を当然のことながら中央というものは感じるものです。そういうふうなことを考慮しますと、私は先ほど申し上げましたように、本当に腹の底からわき上がってくるような恐怖、国が最終的にこの町に対してこれまでの1年8カ月のすべてを否定した場合、どういうふうなことになるかということはおおよそ頭の中で描くことができますので、震え上がるような恐怖というものを感ずると申し上げた次第でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 町長がそういうふうにお考えになるということは、私の説明の仕方が足りないのかもしれませんが。計画・設計、基本的に私が言いたいのは、町民の声を聞きましようよということです。今、ずうっと町民の声を聞きましようよと言ったら、聞きます、聞きますというお話がありました。住民説明会もありました。それは認識しています。それで、出ました。

そうしたら、山八の説明会だったと思いますけれども、皆さん集まった、30人から40人が集まってくれたと思いますけれども、2回目はそんなもんでしたよ。その中で、きょう皆さんの賛同が得られれば、即もう発注作業にかかりますという御発言がありました、説明の中で。それまで、少なくとも町民の声を聞いているという認識がないわけですよ。かつ、その山八の中で、山車が通らないという意見が通って設計が変わるといようなお話がありました。そういう話は、もっと前に住民の声を聞いていれば、もっと設計に生かされたのではないかという思いで私は今お話ししています。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の山八の説明会のときの御質問でございましたので、私もそれに出ておりましたので、内容についての御回答をさせていただきたいと思っております。

山八の説明会の今の言われたのは、10月11日の工事の設計書ができた段階での説明会のことだと思います。その段階につきましては、先ほど町長の回答がありましたように、技術検討会の中で基準ができて、それに基づいて設計をしたということで、これに対しましては町民の方についても初めて御披露させていただいたところでございます。

その中で、私どものほうとしましては、その内容のことを御理解いただければ、次のステップは工事の発注というところでございますので、次の工事の発注のステップを踏むためには、皆様方の御意見の確認をしなければいけない。そういう意味で、最終的には皆様方の内容を御確認いただければ次のプロセスに進むということをお話をさせていただいた。それがまだちょっと早いのではないかと、もうちょっと住民の意見を聞くべきではないかという御意見もございますが、やはり私どもは町民の命を一日でも早く守りたいということで、スピード感をもってやっという事で、今年度につきましては当初予算でお認めいただいた3基につきましては是が非でも早期に工事発注をして、年度内にも完成ができればという意気込みでやっという事で、そういうようなことを説明会の中で話をさせていただきました。

その中で、また議員の中から、そういう中で出てきた質問に対して修正の意見があつて、それを役場がのんだということは、住民の意見を聞く場が今まで足りなかったではないかという御趣旨だと思いますが、私どもとしても、これで今までやっていることですべて満足しているということではございませんが、すべての意見を聞いていくというやり方もい

ろんな部分がありますが、このスピード感を持って事業を進める上では、今のやり方が最善とまでは申しませんが、今のやり方自体は間違っていたというふうな認識はしてございません。

ただ、皆様の意見が全部聞き取れなかったという部分もありまして、そういうことで一部変更した部分がございますが、逆に、議員の皆様方からもそういうようないろんな御意見があれば、役場に伝えていただければ、そういう意見も加味しながら施設計画、いろんな設計なんかには反映していきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほど、議員の皆様方にもお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 後半の部分は理解していただけたのかなと思いますけれども、要は言いたいのは、もっと早い段階から町民の声を聞けば、ああいう設計変更なんて起こらなかったんじゃないかなと思っています、私は。そういうことがなかなかいろんな事業において、町は町民の声を聞くと言いながら、決まった段階においてお話をして、これでいいですねというようなことを繰り返していないかというのが私の考えであります。もっと前から町民の声を聞けばもっといいものができるのではないかというふうに私は考えているということで、そういうのもっとどんどん前倒しにさせていただいて、議員に聞いてもらってもいいし、町民に聞いてもらってもいいし、もっとそういう、町内部だけじゃなくて、住民の声をしっかり聞いた上でいいものをつくっていきましょうというのが私の基本的な考えです。それはちょっと理解していただきたいと思うし、町長の働きを全否定しているつもりも全くございませんので、私は評価しているところは結構あるので、頑張っていただきたいと思っております。

ただ、最初の質問ですけれども、ハザードマップの推算が6.2メートルを越える。河田教授は1.2倍になるというので、スーパー津波堤は15メートルを要求しているわけです。これ、要するにハザードマップの推説を採用するとすれば、15メートルなんて要らぬはずですよ。10メートルあれば十分なはずですよ。しかし、それを15メートルを要求するというのは、どちらが正しいか答えてくれていますから言いがたいですが、スーパー津波堤というのは10メートルでいいはずですよ。それを15メートル要望しているのはおかしくありませんかと。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、スーパー津波堤として、いわば大臣を初め国土交通省、それから財務省、また、内閣官房にもお話し申し上げていることでございますけれども、じゃあ、津波堤の高さというものはどの程度あれば大丈夫なのかと。

これは、昨年7月に岩手県の普代村に視察に行っていました。そこにいる防災課長なんかも連れて行ったわけでございますけれども、そこが東日本大震災のたった一つの無傷のまちでございました。その高さが15.5メートル、津波の高さが参ったのは14メートル、14メートルの高さまでいわゆるはね上がってきたそうです。そのまちでは15メートルでもって、だれ一人死んだ者もおりませんし、家屋の損壊もなかったわけでございます。当然、防潮堤の前は港でございますから、そこはもうめっちゃめっちゃにされ、また、その津波を見に行った人が1人亡くなっておりますが、これは見に行っても亡くなってしまったわけですから、直接被害とは関係ないんですけれども。そういうものを見まして、ああ、この高さよ。

当時、その防潮堤をつくった村長さん、今から40年ぐらい前でございましょうかね。記憶として、このまちには15メートルの津波が来たという言い伝えがあって、だからこそ15メー

トルにしたというふうな話で、それは一つの言い伝えでございますから、理論的な裏づけはないわけでございますね。

私、帰ってきました、「津波災害」という河田さんのあれは新書でございますかね、ベストセラーでございますけれども、それを探して、読み進むうちに、理論値、津波は水平方向のエネルギーを持って、それは一般的には直立性でございますよね。直立でどんとぶつかった場合は、この方向のエネルギーがゼロになりますので、基本的には垂直方向でエネルギーに変換されると、そのときの高さが理論値では1.5倍になりますよというようなことでありましたので、当町のスーパー津波堤を考える際に、また、関係省庁等をお願いする際に、単純にやはり8.6だから、それに1.5掛けてどうのこうので、余裕高を持って15メートルとしたわけでございます。

それで、津波はですね、何秒でどうのこうのというふうなことが、平野議員はそのようにおっしゃっておりますけれども、私その関連につきましては、津波工学の専門家ではございませんので、素人でやるのは非常に危険なことであると思っておりますので、それにつきましては回答を私しないほうがいいと思っています。

それで、一つの回答がですね、来年6月に予定される、少々おけるとおっしゃっておりますけれども、県の第4次被害想定というふうなことが出されると思っておりますので、先ほど申し上げましたように、昨年8月29日のいわば内閣府に出したこんな書類がございますけれども、その4次想の中において、先ほど申し上げたような記述がございましたので、いわば県の第4次被害想定を待って答えは出したい。もし、どうしても津波工学の専門を連れてこいとおっしゃれば、それはそれでまたお願いしてまいりたいと思っておりますけれども、それについてはそのとおりのことでございますので、御了承願いたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 15メートルの根拠、感覚で15メートル、その理論づけのためにあれを持ってきたというお話なんです、それは一つの手だというふうに思いますが、私自身はどっちが正しいかというのを答えづらい、私も結論を出しかねています。

ただ、津波というのは、波がこう漂ってくるわけじゃなくて、水の塊が来るわけですよね。そうすると、町長がおっしゃるように、河田さんが言っているように、ぶつかりゃ行き先ないんだから、上がるのは当然だ。それが1.5倍になると言われると、私も正確には答えられません。しかし、越えると、はね上がる。はね上がって、それが次から次へ来るわけだから、ぽーんとはね上がるわけじゃなし、もう乗り越えるというふうに考えているわけです。そうしたときに、ハザードマップを見たときに、ハザードマップは6.2メートル来るまで越えないというのが前提だとしたら、物すごくそれを心配しています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 要は、何度も申し上げますけれども、ぶつかってはね上がる、水平方向のエネルギーが垂直方向のエネルギーに転換される。こう行く、当然ある波が来ますよね、理論値で6.2メートルに達すると。そのとき、恐らくそれは水ががぼがぼといくと思えます。ただ、問題は、東日本大震災で我々がテレビの前にくぎづけになったあの映像、すなわちぐーっと来ると、そのまま全部越流のような形で来る、ああいうようなものになるかどうかというのは私もわからないというふうなことでございますので。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 同じような考えだと思います。しかし、やっぱりそこは、越えるという事は――越えるんじゃないかと思っているので、基本的には最後の、もうちょっと細かくつくってよというのが最終的なお願いなんです。だから、そこをしっかりと配慮していただいて、多分つくるのもおくれるんじゃないかと予想していますので、そこをしっかりと6月なら6月で配慮していただいて、安いものじゃないので、しっかりとつくっていただきたいというのがお願いで、再度言いますが、否定していませんからね。

もう余り時間もないので。そうそう、最後の平等だということに関しては、基本的には私も平等だと思っています。ただし、1万7,000人を救おうとしたときには、1万7,000人の中のこういう人たちはこういうふうに救うんだと、こういう人たちはこういうふうに救うんだと、それぞれ分かれた中において、それが全部集まれば1万7,000人が救えると。そういうカテゴリー、健常者なら健常者、幼児、子供、要援護者、単なるお年寄り、単なるというのは失礼だけれども、そういうお年寄り。そういうことを、この人たちはこういうふうに救うということ考えた上で平等というものを言っていたらいいんだけど、とにかく平等だから全部一緒に救うんだよというのではなかなか計画は進まないというふうに考えています。

○議長(八木 栄君) 町長、田村典彦君。

○町長(田村典彦君) 命の問題というものをこういうふうな公の席で話題にすることは、非常にはばかれることではないかと、こんなふうに思っています。なぜといいますと、これあんまり言いたくない話でございますけれども、東日本大震災で起こった事実でございますので、また、学者等についてはもう正々堂々と意見として申しておる方もございますので、お話し申し上げる次第でございますけれども、東日本大震災では、いわば要援護者、寝たきりの人もおられますでしょうし、歩行困難な方もおられるでしょうけれども、そのような方を助けに行った若い方々、消防団を含めて物すごく多くの方々が亡くなりました。

今、議員のおっしゃられたことをですね、一つの具体的ないわゆる話として設定した場合、例えば寝たきりの方がおられます。また、非常に歩行困難な方がおられます。その方々を当然助けるためには何人かの方がそこに行かなきゃなりません、そういうことですね。そこに仮に4人とか5人の方が一応もう白紙的に決まるとします。実際に地震が来た場合、その方が行けるかどうか、行くかどうかというのは全くわかりません。もしそういう場合に特別立法がございまして、決められた人がその方を助けにいかなければ懲役20年に処するとか、そういうようなことでもしない限り、まず人というものは本当のパニック状況に入りますね。そのようなことではなくて、自分の命のことをまず第一に考えると。今度の東北の場合でも、昔から言われているように、それぞれ行けと、津波てんでんこ、津波が来たらもう親も子も捨てて全部行ってしまえと、自分のことをまず考えてやれと、そういうようなことでございますので、当然そうならばいろんな悲惨な事態が起きるわけでございますけれども。

しかし、そこは当然地域共同体でございますので、そこに寝たきりの方もおられる、それから歩行困難な方もおられる、さまざまな状況を持った方々が住んでおられます。だからこそ、その辺の連帯、きずなというものを濃くするような形で、常日ごろからそういうおつき合いをして、自分で、それから自助・共助と、そういうふうな意識を地域の皆様に醸成していただいて、お互いがいざという場合に助け合おうと、そういう気持ちにされるのが一番でございます。余りですね、この人はこうだからこの人とこの人が行けとか、そういうこと

が実際上起きるかどうか、私非常に疑問に思っておりますので、そのようなことについて、余り機微にわたってつくることはまさに計画のための計画になりますので、計画でもってよしとすればそんなものは簡単にできますけれども、そういうものではなくて、今申し上げたようなことをですね、意識を醸成して、地域の皆さんがみんなで助けていくんだと、そういうようなことを常日ごろから人々の中に強く植えつけていけば、皆さんのほうでそのような場合にも助け合うことができるのではないかと考えておりますので、命というものは余りこのような場において軽々に取り扱うものではないと私は思っておりますので、御勘弁賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 考え方は一緒というか、近いというふうに思います。それを、優先順位というのはちょっと言い過ぎたところがあるんですけども、しかし、最終的には考えなきゃいかんということもあるという認識は持っています。

今、町長がおっしゃったように、住民の意識を熟成すると、自助・共助、醸成するということをその人個人任せにするのではなく、やっぱり町は1万7,000人を救おうと言っているわけだから、そういう風土、考えというのを醸成するような雰囲気というか、ある面指導していくということが重要で。だから、なかなか個人には入っていけないと言うけれども、それはやっぱりある面入って行って、その中で議論しながら、話ししながら、一緒に助かろうよというような話をみんなができるような情勢をつくっていくことを進めていただきたいと思っております。

3月にも言いましたけれども、そのときは津波避難タワーが4億5,000万で、防災意識向上が18万でした。もっとそういう防災意識向上というところに力を入れていただいて、今おっしゃっているようなことがどんどん吉田町に広がるというふうなことを熟成させていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お手元に配付のとおり、町長から、第69号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（K工区）請負契約の締結について、第70号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（L工区）請負契約の締結について、第71号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（O工区）請負契約

の締結についての3件の追加議案が提出されています。

ここでお諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第69号～議案第71号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（八木 栄君） 会議規則第35条の規定により、追加日程第1、第69号議案から追加日程第3、第71号議案までの3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成24年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第69号議案は、平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（K工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額4億4,940万円で株式会社橋本組、代表取締役橋本勝策と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（L工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額3億1,710万円で株式会社山田組、代表取締役山田寿久と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（O工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、川尻地内に新設する津波避難タワーの設置工事につきまして、一般競争入札により、契約金額3億240万円で大石建設株式会社、代表取締役大石卯吉と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします3議案の概要でございます。

なお、3議案を御審議いただくに当たりまして、まず理事から議案上程に至るまでの経過を御説明させていただき、次に各議案につきまして、詳細を担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

〔理事 梅村 博君登壇〕

○理事（梅村 博君） ただいま町長のほうから議案の上程説明させていただきましたが、ここまでに至った経緯につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

議員の皆様方に対しましては、今まで津波避難タワーが1基当たり約1億5,000万というような御説明をさせていただいた経緯がございます。今後も追加予算につきましても、9月の議会のお認めいただいた段階にも、予算の範囲の中でということで1基当たり1億5,000万円ぐらいを見込んでおり、6基ぐらいの追加を予定しておるといったような御説明をさせていただいた経過がございます。その経過からすると、今、議案として上程させていただいた分につきまして、建設費が大分増加しているというようなことがあろうかとございます。そのようなことの御質問をいただく前に、経過を説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、今回のこの設計でございますが、これにつきましては、先ほどの議員からの一般質問の中にもございましたが、標準設計というものをつくったことでございます。これにつきましては、町道上につくるということを基本に当初考えてございましたので、その辺の基準をつくらなければ、道路の上につくるということ、また、一番安全なものをつくらなきゃいけないということで、それに対する基準を探したところ、全国にはどこにもございませんでした。要するに、今のまま何もしなければ設計ができないという状況が、予算を確保する段階では判明をしたと。

そういうところから、じゃあ、基準をつくらなければいけないということで、4月20日でございますが、私と町長が霞が関の国土交通省のほうを訪れまして、国土交通省の幹部、国土交通審議官または技術的な幹部であります技術審議官等のところに訪問しまして、吉田町だけの技術力では、また、いろんな経験とか人材だけでは道路上につくる津波避難タワーの技術的な基準ができない、または法的ないろんな課題もあるから難しいということで御相談をした段階がございました。その中で、国土交通省の幹部の中から、それならばやはり委員会を通じてやったらどうだと。委員会を通じてやれば、その成果が全国にも使えるからいいことだという示唆をいただきました。国土交通省からはそのときには、そういう意味で国土交通省もバックアップをすると、委員会をつくれれば人材も派遣をすると、また、委員会のメンバーに対してもいろんな助言を与えるということでございました。そういう経緯が4月20日にございました。

それ以降、私どもとしましては、では、具体的な工事をどこにやるかという部分を決めなきゃいけないということで、施設計画をつくりながら、ゴールデンウィーク明けの5月7日から30日にかけて12回の地元説明会をやらせていただきました。その中では、浸水地域内をA地区からZ地区、20の街区に分けまして、そのうち15基タワーをつくらせていただきたいという説明をしまして、その中で住民の方に説明した段階で、役場の方向性については御了解が得られた、そういう段階が5月の末の状態でございます。

それをもとに、私どもとしましては、先ほど言いました基準をつくらなきゃいけないということで、コンサルタントにそれは委託をしなければいけないと、コンサルタントに委託契約の手続きをして、コンサルタントと契約ができたのが6月29日でございます。コンサルタントと契約をしまして、それと並行しながら全国的な基準になり得るようなタワーの設計基準をつくらうということで検討会を発足を、1回目の検討会が7月30日に発足をさせていただきました。これにつきましては、メンバーにやっぱり国土交通省の本省の方、霞が関の方、あ

とは国土交通省の出先機関でございますが、総合研究の国総研でございます、それはつくばでございます。そういうような方とか、あと東京での在住の学識者等もございましたので、東京で7月30日に1回目の委員会をやりました。2回目の委員会が8月29日に同じく東京で、最終委員会が9月27日、これは当役場の町民ホールでやりましたが、その9月27日の段階で、この技術基準、設計をするための基準が大方できてきたというところでございます。

その基準の内容は後ほど御説明させていただきますが、まず経緯からしますと、その検討会の中で9月27日に大方のこういう基準になるだろうというのがわかりました。そのものをもちまして、地元の方に、今年度はKとLとOを先行して整備をするということで、KとLにつきましては10月11日、Oにつきまして、これは川尻地区でございますが、10月12日に地元説明をさせていただいたということです。地元説明でいろんな御意見をいただきながら、その辺の部分を反映しながら、今回の建設に至る段階で、午前中の一般質問でございましたが、入札の業者を決めなきゃいけないということで、役場の中で入札参加資格委員会というものを11月7日に開催したところでございます。そのものの札入れが12月7日にされたというところでございます。その間、行政報告ということで、11月29日にやらせていただいたというような経緯がございます。

そのような経緯の中で、当初、先ほど一番初めに申しましたように、1億5,000万というふうに考えてございましたが、その委員会の中で検討する段階でいろんなものが判明してきました。大きいものを三つぐらい挙げますと、行政報告会でもさせていただきましたが、通常地震が来たときには、その上に人が乗っているというところで計算します。通常の横断歩道橋のような部分は地震を想定したときに人は余りいないということで、1平米当たり100キロぐらいの計算をするんですけども、今回の部分は津波避難タワーだということで、避難した人がたくさんいたときに地震が来るということで、地震時にはそうではなくて3.5ニュートンと前御説明した、大体350キロ、1人当たり70キロにしますと5人ぐらい、1平米、1メートル角のところ350キロぐらいの荷重が必要だというような結論が出ました。これによりまして、通常はりというんですか、柱があって、横のはりがあります。そのはりが通常のはりよりも、当初想定した1.5倍ぐらいの重量が増えてしまったというのが1点ございます。今のは地震が来たときの荷重でございます。

それ以外にも、地震が来たときに、普通はその上で避難をします。その後また地震が来たということが通常想定されるんですけども、今まではそういう計算はあんまりしておりませんが、今回の設計の場合は想定外のそれがないようにということで、地震が来て避難をしたと、避難したときに、余震としても震度7程度、本震程度の地震が来てもいいように、来た場合を想定をして地震荷重を計算をしたということ。

また、吉田港には一番大きいので10トンクラスの漁船がございまして、その船が津波で来てタワーにぶつかっても大丈夫だというようなことも勘案して設計をするようなことで、弾性設計と申しましたが、そういうものがあったとしても、ぶつかっても、一時的には斜めになるんですけども、またもとに戻るといような設計をしました。その関係で、先ほど、はりのほうは1.5倍ぐらいになったと言いましたが、柱のほうは通常の荷重より約2倍になりました。あと、同じく、そのぶつかった力は地下の基礎工というくいのところでもちますけれども、くいと柱の連結してあるのをアンカーボルトといいます。溶接する場合もございまして、今回の場合ボルトで考えておりまして、アンカーボルト、アンカーフレームとか柱が通

常より約2倍の重量がかかったと、はりが1.5倍、柱が約2倍ぐらゐの重量が当初予定よりかかったと。

あと、下部工のくいでございますが、これは当町は液状化があるということをはザードマップでも張ってありますが、そういうようなことで、今回の設計に際しまして、K地区、L地区につきましては2カ所ボーリングをしました。中央幹線の南側と北側、あとO地区につきましては浜田区画整理のところでございますが、あそこでも1カ所ボーリング調査をさせていただきます。その結果、約30メートルぐらゐまでの間は液状化をするようなちょっとまだ脆弱な層だと、30メートルぐらゐ行けば支持層というものがあるということが判明しました。今まで、通常でいきますと10メートル程度のくいを考えているところがございますが、今回の部分は、地震が来た後にまた地震が来るということも想定して、液状化した段階でもまだもつということ、くいを支持層という30メートルの下まで入れさせていただきます。そういうようなことから、くい長が当初10メートル程度かなというふうに予想していたの30メートルで、3倍ぐらゐになったということです。

総合的にいきますと、くい長が増えたことで、くい長は3倍になりましたが、費用的には大体、ほかのいろんな部分なんですけれども、下部工事でいきますと3倍ぐらゐの費用が増加するようなこと。あと、上部工は、はり柱のことでございますが、上部工は倍ぐらゐになりそうということになりまして、結果的に2.2倍とか2.3倍ぐらゐのお金になっているということでございます。

今の段階では、1平方メートル当たり大体約80万円ぐらゐの積算でございます。今回、役場の平均でいきますと、800人避難するところは400平米、0.1平米当たり2人というふうに予想してございますので、400平米でいきますと、平米80万円を掛けると約3億2,000万ぐらゐになると。今回のところのL地区がちょうど同じく800人規模のところでございます、400平米ぐらゐの避難施設が要るところになってございます。

当初予定したものは大体平米当たり35万円ぐらゐかなと、それは通常の横断歩道橋の考え方、または沼津市等でも実績、また、焼津市でも契約したという部分がございます、その辺から勘案すると平米当たり35万から40万ぐらゐかなというようなことで、1基当たり1億5,000万を想定してございましたが、結果的に先ほど申しましたような、はり太くなった、柱が太くなった、くいも長くなったというようなところから、当初予定しましたより2.2、2.3倍かかったというのが実情でございます。

この辺につきましては、11月29日の行政報告会では増加傾向と説明をさせていただきましたが、そのときにはまだ入札手続中であつたというようなことで、細かいことは説明をさせていただくことができなかつたということでございます。

また、今回の額がこのぐらゐに増加したというのがわかつたのが11月の初めごろでございます。それは、先ほど申しましたように、地元説明等でこれが了解できたということで積算の手続に入りましたので、10月11日、12日にかけて地元説明をさせていただきます、大体これで工事発注できるということで、それをもとに積算をさせていただいたということでございます。

そうして、11月の初めごろに大体積算金額が出たというところでございますが、その段階とあわせまして、入札執行の手続に入つておりましたので、詳しい話を皆様方に言うということがちょっとできなかつた。入札の手続中だということにかこつけまして、ちょっと議

会への説明不足があったのかなというふうに思っております。これにつきましては、今後改善していかなければいけないというふうに思っております。

あと、あわせて、今回のこの増加した部分で技術検討委員会をつくらせていただいて、先ほどやったというふうに御説明させていただきましたが、そのメンバーも、先ほど申しましたように国土交通省のメンバーが入っているということ。また、国がいろんな基準を決めると同じようなやり方で委員会をつくらせていただいたということでございます。この内容につきましては、私、11月15日に仙台で全国の方が集まる都市交通全国会議ということがございまして、その中でもパネラーという形で出させていただきます、発表させていただきます。

また、これが全国の基準になるということで、ホームページにもアップしようということで、皆様方に行政報告会のときに配付させていただきました抜粋版でございますが、標準基準というものも今ホームページにアップをさせていただいているところでございます。

さらに、全国からですね、高知県の黒潮町とか大分県の日出町、また、三重県の御浜町といった津波被害が予想される場所の議員の皆さんも役場のほうに御視察いただいているということで、今回つくったこの基準が今後、全国仕様になっていくのかなというふうに考えておるところです。

先ほどまた、町長からありましたように、これに基づいて、吉田町がこの技術基準をつくったから、逆に政令改正がされて、道路法の占用物として認められたということです。これはなぜかといいますと、どんなものが占用と、道路の上に建てていいかという基準がないものですから、許可できないわけです。今回はこういうような基準ができたということがあったからこそ、法律が改正されて、津波避難施設を道路上につくってもいいということになったということでございますので、これは本当に吉田町としては誇れるものだと思っております。これに基づく基準の第1号の工事がこの3本ということでございます。

先ほど申し上げましたように、議会への説明につきましては一部説明不足があったかなと私個人的には思っておりますが、今後はこのようにないような形で進めていきたいということでございますので、今回に至った経緯につきまして、雑駁ではございますが御説明をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

都市建設課長、八木三千博君。

〔都市建設課長 八木三千博君登壇〕

○都市建設課長（八木三千博君） 都市建設課でございます。

都市建設課から、第69号議案と第70号議案、そして第71号議案の3件について御説明いたします。

最初に、平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー建設工事（K工区）の請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の1、2ページと参考資料No.5をごらんいただきたいと思います。

10月末に実施伺い決裁後、一般競争入札により入札を実施するため、入札参加資格委員会において資格要件の決定を受け、11月12日から11月19日までの募集期間に9社の申請がありました。この9社について、11月22日に開催された入札参加資格委員会において審査が行わ

れ、この9社の参加資格が確認されたことから確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、12月7日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、株式会社橋本組が4億2,800万円で落札し、12月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります4億4,940万円で仮契約を締結しております。

なお、工期は12月20日から3月15日までとしております。

参考資料の5の工事等概要書をごらんください。

鋼橋架設工事として、工場製作物とそれを現場に設置する架設工事があります。また、河川・道路構造物工事としまして、道路土工が入っております。

基本性能としまして、収容人員約1,200人、有効面積628平方メートル、想定浸水深3.75メートルが車の通れる部分になりますが、設計荷重は1平方メートル当たり3.5キロニュートンとなっております。耐震性能はL2対応としております。

構造形式は、上部構造としましては鋼床版桁立立体ラーメン構造です。下部構造は円形鋼製橋脚となり、基礎構造は支持ぐいとなります。

主要材料は、上部構造が普通鋼材で、下部構造が一般構造用炭素鋼管となります。基礎の構造は、鉄筋コンクリートの基礎ぐいとなっています。防さび方法は、溶融亜鉛メッキに塗装となっております。

橋面工としましては、舗装、防護柵、落下防止柵、ソーラーの照明装置などがあります。

工事概要は以上です。

なお、今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、「予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上が第69号議案の説明でございます。

続きまして、第70号議案 津波避難タワー建設工事（L工区）請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の3、4ページと参考資料No.6をごらんいただきたいと思います。

L工区においても、先ほどと同様に、11月12日から11月19日までの募集期間に9社の申請がありました。この9社について、11月22日に開催されました入札参加資格委員会において審査が行われ、この9社の参加資格が確認されたことから確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、12月7日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、株式会社山田組が3億200万円で落札し、12月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります3億1,710万円で、工期は12月20日から3月15日までとして、仮契約を締結しております。

L工区の工事概要は、大きさが異なる関係で基本性能が変わりますが、そのほかはK工区と同様となっております。

今回この請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、

議会の議決に付すべき契約として、「予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。以上が第70号議案の説明でございました。

続きまして、第71号議案 津波避難タワー建設工事（O工区）請負契約の締結について御説明いたします。

議案書の5、6ページと参考資料No.7をごらんいただきたいと思います。

O工区においても、さきの2件と同様に、11月12日から11月19日までの募集期間に9社の申請がありました。この9社について、11月22日に開催された入札参加資格委員会において審査が行われ、この9社の参加資格が確認されたことから確認結果を通知するとともに、設計図書を提供し、その後、質問書の提出とその回答の縦覧を経た後に、12月7日に町民ホールにて入札が遂行されました。

入札の結果、大石建設株式会社が2億8,800万円で落札し、12月11日に落札額に100分の5を加えた金額であります3億240万円で、工期は12月20日から3月15日までとして、仮契約を締結しております。

O工区の工事概要も、大きさが異なる関係で基本性能が変わりますが、そのほかはK、L工区と同様となっております。

今回、請負契約を本契約とするため、地方自治法第96条の議決事件の規定により、吉田町が定めた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付すべき契約として、「予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」という規定に基づき、本工事請負契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、第71号議案の説明でございました。

上程させていただきました3議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆さんと当局の皆さんは、第2会議室にお集まりください。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時15分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名全員です。

先に、都市建設課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 先ほどですけれども、本会議の中で上程させていただいた議案の説明を私のほうからさせていただきました。そのときに、議案のタイトルですけれども、69、70、71号議案、三つとも「設置工事」という言葉になっているのを私が「建設工事」と、「設置」を「建設」と読み間違えて言ってしまいました。訂正させていただきます。

○議長（八木 栄君） それでは、先ほど説明のありました第69号議案から71号議案についま

して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま上程されました第69号議案から第71号議案までの3議案につきましては、会議規則第37条の規定により産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、第69号議案から第71号議案までの3議案について、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時17分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会第11日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 三 輪 正 邦 君

○議長（八木 栄君） 5番、三輪正邦君。

[5番 三輪正邦君登壇]

○5番（三輪正邦君） おはようございます。

5番、三輪正邦です。

それでは、私は教育環境の整備ということで、吉田中学校の部活動について質問させていただきます。

町の宝である吉中生が毎日クラブ活動に汗を流しています。第1グラウンドは野球、サッカー、ソフトボール、第2は陸上部が使用しております。県下のマンモス校であり、部員も多数です。ちなみに野球部は46人、サッカー部は63人、ソフトボールは21人、陸上部は52人です。

平成28年度までは毎年卒業生が300名を超え、これは行政の施策も効果を上げた結果であろうと思います。地方教育法23条に教育委員会の職務権限が規定されております。教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し、及び執行すると規定されております。その中で、第7項に、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。第9項に、校長、教員その他教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関することとつたわっております。

私は、以下のことについて質問いたします。

第1グラウンドの現状を見ると、野球部はそこそこのポジションを確保しています。問題がないというわけではありません。サッカーは、ゴール間は本来110メートルから115メートルなのに、そのスペースは60メートルから現在70メートルで練習しております。ソフトボールにおいては、このサッカーと競合しますので、ライトの守備位置がないような状態です。しかし、生徒も指導者も不平一つ言わず、工夫して練習しています。このような第1グラウンドの過密状態を把握しておったのかいなかったのか。

二つ目は、これに対する対応策はどのように考えますか。

三つ目として、過去こういった過密状態による大きなけがはなかったのか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田中学校の部活動についての御質問にお答えいたします。

吉田中学校の部活動でございますが、ただいま運動部といたしまして野球部、サッカー部など17部、文化部といたしまして吹奏楽部や美術部など6部が開設されており、合計23部がそれぞれ部活動を行っております。

そして、吉田中学校は生徒数が多い学校でありますことから、主としてグラウンドを使用して練習を行っている野球部、サッカー部、ソフトボール部の3部につきましては、生徒数が多い特徴を生かして試合形式を取り入れた練習を多く行っていることであるとあります。

また、グラウンドの使用状況でございますが、第1グラウンドでは、東側の半分を野球部が使用し、残りの半分をサッカー部とソフトボール部が区分して使用しており、第2グラウンドは陸上競技部が常態的に使用しているとのこととあります。

このような実態にあることを踏まえまして、ご質問の1点目、第1グラウンドの過密状態を把握していたのかいなかったのかについてお答えいたします。

グラウンドを使用して行う部活動の場合の理想的な環境づくりとは、一つの部活動が1カ所の仕切られた空間を使用できるようにすることだと思われませんが、学校施設にありましては、こうした状況をつくりだすことはなかなか難しいこととありますので、できることは、この環境に少しでも近づけるように努力することと考えるます。

こうした観点で吉田中学校の部活動を考察いたしますと、第2グラウンドを独占して使用している陸上競技部につきましては、かなり理想に近い環境を提供することができていると言えます。

また、第1グラウンドで活動する三つの運動部につきましては、完全に仕切られた空間の中で活動できる状況にはありませんので、理想的な環境にあるとは言えませんが、比較的恵まれた環境の中で活動できているのではないかと認識をしております。

恵まれた環境と言えるかどうかの比較のため、吉田中学校と近隣に所在する中学校とを比べてみますと、まず吉田中学校の場合は1万5,956平方メートルの広さの第1グラウンドで、野球部、サッカー部、ソフトボール部の三つの部の所属部員130人が活動しており、7,947平方メートルの広さの第2グラウンドで専ら陸上競技部員52人が活動をしております。これから単純に1人当たりの面積を割り出しますと、第1グラウンドは約123平方メートルとなり、

第2グラウンドは約153平方メートルとなります。

次に、近隣の中学校である牧之原市に所在する榛原中学校を見ますと、2万4,500平方メートルの広さのグラウンド1カ所を、野球部、男女のサッカー部、ソフトボール部、陸上競技部の5つの部の所属部員240人が使用をしております。これから単純に1人当たりの面積を割り出しますと、102平方メートルとなります。

次に、焼津市の大井川中学校でございますが、1万7,241平方メートルの広さのグラウンド1カ所を野球部、サッカー部、ソフトボール部、陸上競技部の四つの部の所属部員141人が使用しております。これから単純に1人当たりの面積を割り出しますと、約122平方メートルとなります。このように、吉田中学校の第1グラウンドにつきましても、活動するのに必要な広さは確保されていると言えますし、活動している部数が近隣の中学校の部数と比べて少なく、3部でありますことから、使用する部の間の調整が容易な状況にありますので、決して過密と言われるような状態にはないと認識をしております。

次に、2点目の対応策はどのように考えますかについてお答えします。

ただいま申し上げましたとおり、部活動時における吉田中学校の第1グラウンドでは、過密状態と言われるような状態にはなっていないものと認識はしておりますが、部活動を行う生徒たちの安全確保には万全を期してまいらなければなりませんので、現在も学校現場で実践していただいているように、今後とも第1グラウンドを使用する際の、使用する部の間の連携を密にし、安全を確認しながら活動に励んでいただけるよう教育委員会にお願いをしております。

続きまして、3点目の過去に過密によるけが等はなかったのかについてお答えします。

教育委員会に確認いたしましたところ、これまで吉田中学校の第1グラウンドを使用した部活動で、過密が原因となって事故が発生したり、けがにつながったりしたことは1件もなかったということでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問がありますか。

5番、三輪正邦君。

○5番（三輪正邦君） ただいま町長から答弁いただきまして、ありがとうございました。

確かにあのグラウンドとして1平米当たりのそういった形は、当然吉田中は恵まれていると私は思います。そういった中で、彼らが試合形式で練習していると。これも一つの方法、やり方であると思います。それはなぜかという、思い切った練習ができないためにそのような形式をとっておるのではないかなと、私はそのようにちょっと思ったんですけれども、ここで翻って見ますと、これから今、吉田町で小学校では三つの区がございます。それは、住吉小学校区、中央小学校区、自彊小学校区。この中で、今、野球、サッカー、これを一生懸命やっているスポーツ少年団がございます。このスポーツ少年団には、野球が90人、サッカーが180人あります。これらの生徒たちが次々と吉中に入ってまいります。そういった中で、彼らは夢と希望を持って吉中のサッカー部あるいは野球部に入ってくると思います。そういった観点から、私はこの恵まれている中でも、現状を打破して、もっと思い切った練習をさせてやりたいなど、このように自分自身は思います。そういった中で、例えば吉田中学校の野球、そしてソフトボールを現状を使い、サッカー部は、吉田町には多目的広場が能満寺公園の下にあります。ここをうまく活用できないかなと、このように考えますが、いかが

でしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会事務局長でございます。

ただいまの御質問でございますけれど、結論から申しますと、大変いいアイデアというか、議員さんのおっしゃることも大変わかるわけですが、距離的と、あと時間、それから今の現状の施設、それから多目的施設ということになっているものですから、独占的に中学校のサッカー部、今言われた特にサッカー部でございますけれど、できる状態ではないと。それから学校側のほうの管理する側の要望というか意見としましては、ちょっと学校から距離が離れていて、それから特に冬場の練習がちょっと時間的にとれないと。今でも各運動部は特にそうなんですけれども、今のこの時期になりますと、日が短いものですから、もう帰宅時間が限られておまして、部によったらユニフォームとか支度をしている間にもう時間がたってしまうような状況もありまして、そういう中で話をさせてもらって、今のこの時期だもので余計にそういうふうに感じると思うんですけれども、ちょっと練習時間が確保できない。

それと、これはまだ関係の管理する課に確かめていないんですけれど、多目的広場のこの用地を確保するときに、何か観光とか地元の地場産業の関係を中心にやっていきたいということで認めたということは聞いております。そういう中で、今議員さんがおっしゃられることは大変よくわかります。だがしかし、現状、今の現状ではちょっと無理があるんじゃないかというふうに判断しております。

以上でございます。

○5番（三輪正邦君） それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で、5番、三輪正邦君の一般質問が終わりました。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（八木 栄君） 続きまして、12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番。

さきに通告いたしました職員給与が調整され、アップした理由はについて町長にお伺いいたします。

まず、本日、参考資料として資料を配付させていただきましたので、参考資料1を見ていただきたいと思います。

この表は、吉田町と類似しています町村の平均とのラスパイレス指数を比較した表でございます。各年4月1日現在の数値でございます。

見ていただきますと、平成23年の数値でございますけれども、過去と比べ急激に増加し、また町村の941団体の中、部1に区分されている吉田町と同じ40団体の類似団体と比較しましても急激に上がっていることがわかつて思います。

それでは質問を行います。

平成23年4月1日現在の吉田町ラスパイレス指数、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数でございますが、95.4と発表があり、吉田町職員給与水準は前年と比べ3.1ポイント上昇しました。

その理由につきましては、9月に行いましたさきの定例会で一般質問を行った結果、答弁から、昇給時号給対応表の3級部分の一時改正が一つの要因となっているということがわかりました。

詳しく述べますと、例年職員は1月1日付で昇給を行い、4月1日付で昇格が行われております。今回の吉田町職員の給与に関する規則の一部改正で、それらとは別に3級職以上の行政職員の給料が4月に号給調整を行われたという説明でございました。これは、前回の設問で新たに判明した事実でございます。

後日、私は担当の総務課に伺い説明を受けましたが、私たちにはその理由がよくわかりにくいものでございました。そこで、関係すると考えました公文書の開示請求を2度行い、関係書類の一部を開示していただきました。しかしながら、書類だけではなかなか理解しにくい内容でしたので、今回の質問とさせていただきます。

また、町職員の給与に関することであり、ぜひ町民の多くの皆様にご覧いただき、広く公表する必要も、あわせて考えた次第でございます。

では、戻りますが、平成23年4月1日に行われました給与調整について、以下町長にお伺いいたします。

1、今回2級職14号給から同級職55号給の行政職員が3級職に昇格したときに、昇格後の号給を引き上げる改正が行われました。職員の給与に関する規則の一部を改正した理由はどのような御理由でしょうか、お教えてください。

2、改正では、施行日の前日から引き続き行政職の3級職以上にある者の号給については、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができるかとされております。今回、その調整はどのような理由から行われ、どのような内容であったのか。また、調整されました規模について、該当者数と金額をお教えてください。

3、人事院勧告を受け、官民格差を解消するために給与の引き下げを行う給与条例の一部改正を行っている中で行われました今回の調整でございます。人事院勧告との整合性はいかがですか。

4、毎年1月発行の「広報よしだ」に町の職員数と給与などが掲載され、公表されております。なぜ、今回の調整内容が報告されなかったのか、理由をお示しください。

最後でございますが、どのような理由から平成23年4月1日という時期に今回の調整を行ったのか。

以上、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、12番議員からの御質問につきましてお答えいたしますが、まず初めに、当町のラスパイレス指数を含む吉田町職員の給与等の現状について述べさせていただきます。

これは、御答弁させていただく上で必要な基礎データとなるものでございますので、御理

解をお願いいたします。

まずは、当町の職員数の関係でございます。

当町の職員定数は、吉田町職員定数条例、昭和60年吉田町条例第2号により235人と定められております。ここ数年の当町の職員数でございますが、平成22年4月1日現在の職員数は208人、平成23年4月1日現在は209人、平成24年4月1日現在は213人となっております。

また、静岡県内の他市町との職員数の比較状況でございますが、平成23年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査によりますと、当町の人口1,000人当たりの職員数は6.2人で、県内の町の部では函南町の6.0人に次いで2番目に少ない職員数でございます。また、市の場合は、人口規模が異なりますが、市を含めた県内の35市町の中でも、当町は6番目に少ない職員数となっております。

次に、当町の人件費の関係でございます。

静岡県が取りまとめました平成22年度市町財政の状況によりますと、当町の普通会計による職員人件費は13億3,851万3,000円で人件費比率は14.3%でございます。県内の町の中では一番低く、市を含めた県内の35市町の中では、当町は2番目に少ない人件費比率となっております。なお、この人件費には職員給与のほか、時間外手当、期末・勤勉手当等のもろもろの手当が含まれているものでございます。

次に、当町のラスパイレース指数及び職員の平均給与の関係でございます。

まず、ラスパイレース指数でございますが、平成22年4月1日のラスパイレース指数は92.3で、政令市を除く県内33市町の中で3番目に低い状況でございました。平成23年4月1日のラスパイレース指数は95.4で、前年と比較しまして3.1ポイント上昇したものの、政令市を除く33市町の中では7番目に低い状況でございます。なお、平成23年4月1日のラスパイレース指数が前年と比較しまして3.1ポイント上がった要因につきましては、平成24年第3回吉田町議会定例会の議員からの一般質問で御答弁させていただきましたとおり、最も大きな要因は、経験年数25年以上の高校卒の区分における職員の平均給料月額の上昇でございまして、その他要因としましては、経験年数階層区分内における給料月額が低い職員が退職したこと及び昇格時号給対応表の3級部分の一部改正が上げられるものでございます。

そして、今回議員からの御質問の昇格時号給対応表の3級部分の一部改正に起因するラスパイレース指数の上昇要因の分は、3.1ポイントのうち1ポイント程度という試算結果でございます。

また、当町の一般行政職の平均給料月額でございますが、平成22年4月1日現在は28万9,600円、平成23年4月1日現在では28万7,800円となっております。2年連続して静岡県内の市町では一番低い状況となっております。

議員におかれましては、ただいま申し上げた点につきまして、ぜひとも御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、議員からの御質問にお答えいたします。

まずは、職員給料が調整され、アップした理由はのうち、1点目の今回、2級職14号給から同級職55号給の行政職員が3級職に昇格したときに、昇格後の号給を引き上げる改正が行われました。職員の給与に関する規則の一部を改正した理由はについてお答えします。

現在、国と地方自治体の関係は対等な関係は、対等な立場へと転換が図られており、平成21年12月15日に閣議決定されました地方分権改革推進計画に基づく地域の自主性及び自立性

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月に公布され、自治体に係る義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大が進められております。

当町におきましても、今後予想される本格的な地方の自立の実現に向け、時代の変化、業務の変化、さらには町民ニーズの変化に的確に対応し、より質の高い行政サービスを町民に提供していくためには、職員の資質をより一層向上し、その可能性や能力を最大限発揮することが必要となります。

当町では、平成20年に策定いたしました人材育成基本方針におきまして、吉田町職員を目指すべき職員像として、地方分権の受け皿となり、自律して行動できる職員を掲げ、人材の育成に取り組んでいるところでございます。

特に、人材育成の手段のうち研修事業への参加につきましては、研修事業費を確保しながら定期的に研修情報を提供し、職員が研修に参加しやすい環境を整えるとともに、指名による研修参加も積極的に進めているところでございます。

一方で職員の資質の向上につきましては、採用後の研修による人材育成だけではなく、採用時に、より優秀な職員を確保することも非常に有効でありますので、より優秀な、より多くの人材が当町に就職をしたいと思える職場環境及び処遇を整備することが大変重要であります。

近年における当町は、人口や財政規模に見られる町の勢いを感じながらも、職員の給与に関しましては、平成21年度における一般行政職のラスパイレス指数が93.4と県内で6番目に低く、さらに平成22年度におけるラスパイレス指数が92.3と、県内で3番目に低い状況となりました。また、平成22年度の一般行政職の平均給料月額が28万9,600円と県内で最も低く、唯一の20万円台という状況でございます。

そのような状況の中、平成22年度に実施いたしました採用試験におきましては、内定者の辞退が複数生じまして、次年度の職員確保も難しい状況となりました。急遽2次募集を行いまして、必要な人材を何とか確保した経緯がございますが、この際、辞退者に理由を確認しましたところ、他の地方公共団体への就職を優先したためということがわかりました。

就職活動を行う者が、就職先を選択する際に労働条件として重視されるものには、賃金、賞与額、勤務日数、労働時間、通勤の便利さ、雇用形態等がありますが、同じ雇用形態、勤務日数、労働時間となっている地方公共団体でありながら、他の団体を優先することの理由として考えられるのは、当然処遇の差でございます。

このため、町では、平成22年12月に吉田町人材確保対策検討委員会を立ち上げ、優秀な人材を確保するとともに、職員のやりがい、モチベーションの向上を図るための対策等につきまして、町の給与に関する現状を確認するとともに、他の市町の状況も調査し、どのような対策をとるか検討を重ね、必要な制度について提案がなされました。

この提案の中で、一つが、町職員の中でも特にラスパイレス指数の低くなっている経験年数10年から30年の職員の処遇の改善を図ることを目的とした昇格時号給対応表の改正でありまして、平成23年4月1日に吉田町職員の給与に関する規則につき改正を実施したものでございます。この昇格時号給対応表の改正が提案された理由は、委員会の調査の中で県内他市町の給料表及び昇格時号給対応表などの比較を行いましたところ、県内の政令市を除く33市町のうち8割以上の市町で国家公務員の昇格時号俸対応表とは異なる内容で制定していることがわかったためであります。

改正の内容としましては、経験年数10年の職員は2級職であることが一般的であることから、2級から3級に昇格した場合の給料月額が、これまでよりも改善されることとなるよう、当該対応表2級から3級に昇格するときに適用される箇所につきましては、4号給を限度とした改正を行ったものでありまして、条例の範囲内で、かつ予算の範囲内で私の裁量権の中で運用を変更したものでございます。

次に、2点目の改正では、施行日の前日から引き続き行政職の3級以上の職にある者の号給につきましては、権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより必要な調整を行うことができるとされています。今回の調整は、どのような理由から行われ、どのような内容であったのか。また、調整された規模につきまして該当者数と金額はについてお答えします。

今回の調整につきましては、吉田町職員の給与に関する規則の附則に記載してございますように、権衡上の理由により行われたものでございます。つまり、今回の規則改正が行われる前と後に2級から3級に昇格した者の間のバランスを考慮して実施したものでございます。

今回の規則改正は、昇格時号給対応表の2級から3級への昇格時に適用される昇格時号給対応表につきまして、一般的な昇格時に適用される箇所を中心に4号給を限度に引き上げたものでございます。

当町の3級職は一般職であり、2級職からの昇格につきましては、吉田町職員の給与に関する条例に基づき、経験年数により行われますもので、職員が3級に上がる際に昇格時号給対応表の適用される箇所は、休職など特別な事情がない限り同じとなります。

今回の規則改正におきましては、この一般的な昇格時に適用される箇所につきまして、4号給の引き上げを行っておりますので、規則の改正前に3級へ昇格している者が、もし規則の改正後の昇格時号給対応表により昇格したと仮定した場合は、4号給以上に決定されていたと考えることができるものであります。

このため、今回の規則改正では、既に3級以上の職のにある者につきましては4号給を基準とした調整を行っておりますが、3級職以上の者の中には、これまでに降格した者及び昇格をせずと同じ級にとどまっていた結果、最高号給になっている者がおりますので、これらの職員につきましては調整を行っておりません。

調整の規模としましては、105人の職員が調整対象となり、金額としましては、月額で54万5,900円の調整額となっております。

次に、3点目の人事院勧告を受け、官民格差を解消するために、給与の引き下げを行う給与条例の一部改正を行っている中で行われた調整であります。人事院勧告との整合性についてはお答えをいたします。

平成22年度に行いました人事院勧告に基づく給与条例の改正は、給料表の一部改正と期末勤勉手当の支給率の改正であり、国家公務員に準ずる内容となるように改正を行ったものでございます。

この人事院勧告は、公務に市場の抑制力という給与決定上の規約がないことから、給与水準は経済、雇用情勢等を反映して労使交渉等により決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるという考え方にに基づき、民間事業所の個人別給与を実地調査して行われます。また、人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対して適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

となるものでございます。

このようにして行われる人事院勧告は、月例給とボーナスの官民格差を給料表の改正及び期末・勤勉手当支給率の改正を主として解消しようとするものであることから、人事委員会を持たず、国家公務員の給料表及び期末・勤勉手当の支給率を準用している当町におきましては、常に同様の改正を行っているものでございます。

特に、給料表と期末・勤勉手当の支給率につきましては、職員給与の基礎となる大変重要なものであり、吉田町職員の給与に関する条例に定められ、その改正に当たりましては、議会の議決が必要となるものでございます。

しかしながら、国家公務員と同じ給料表を用いているにもかかわらず、国家公務員とは異なる昇給・昇格制度を持ち、国家公務員の10級制と異なる課長職の6級までしかない当町におきましては、その組織、職員構成の違いから、国家公務員の給料との差が徐々に生じてしまい、平成22年度には、ラスパイレス指数が92.3となってしまった次第でございます。

ちなみに、人事院勧告による官民格差の是正は、国家公務員の給料をもとに算出をされ、地方公務員は各都道府県の人事委員会がそれらに準拠して官民格差の是正を行っているものでございますので、ラスパイレス指数では100の状態が官民格差のない基準値となるものでございます。

議員のおっしゃるとおり、人事院勧告は、官民の格差を解消することを目的として実施されるものでございますので、決して給与を引き下げることだけが勧告でないことは御理解いただいているものと思っておりますが、平成23年4月1日に行われました吉田町職員の給与等に関する規則の一部改正は、官民格差の解消という趣旨との整合性とは一致しているものと考えております。

次に、4点目の毎年1月発行の「広報よしだ」に町の職員数と給与などが掲載されています。なぜ、今回の調整内容が報告されなかったのかについてお答えします。

当町では、職員数、給料及び各種手当につきまして、町民の皆様の御理解をいただけるようそのあらましを毎年「広報よしだ」においてお知らせをしております。この中では、職員の平均給料額や期末・勤勉手当の支給率など、その年に現に支給された具体的な数値を公表をしております。この公表項目は、毎年、国から指定された統一様式により報告をしております「給与、定員管理等について」の調査結果から抜粋したものを公表しているものでございまして、この際、当町が人事院勧告に準じて行った給与条例の改正内容につきましては、毎年度簡単な説明を加えておりますが、数値以外、いわゆる結果以外の運用変更等の細かな給与規則の改正につきましては、これまでも掲載をしておりませんでした。このため、今回の調整内容につきましても掲載はしていないものでございます。

今回の吉田町職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定といった規則の改正につきましては、条例と同様に、例規集への掲載及び告示を行っているところでございますが、町民への情報の公開という観点からも、大幅な運用改正が行われるものや、組織全体に反映されるような改正につきましては「広報よしだ」への掲載を行うとともに、議会に対しましても行政報告会を通じ、御報告してまいりたいと考えております。

次に、5点目のどのような理由から平成23年4月1日という時期に今回の調整を行ったのかについてお答えします。

今回の調整につきましては、さきにご説明申し上げましたとおり、平成22年12月に、吉田

町人材確保対策検討委員会を立ち上げ、優秀な人材を確保するための対策について検討をしました結果、提案された内容に基づき、町職員の中でも特にラスパイレス指数の低くなっている経験年数10年から30年の職員の処遇の改善を図ることを目的とした昇格時号給対応表の一部改正を行い、平成23年3月2日に決裁、同年3月10日に公布したものでございます。

この施行に当たりましては、その趣旨から、できるだけ早い時期の実施が望まれましたが、実施に当たりましては、当然予算を伴うものでございましたので、新年度の予算により実施でき、かつ異動、昇任の時期であります平成23年4月1日から施行することとしたものでございます。

今回の議員からの御質問は、財政が厳しい中、人事院勧告では官民格差の是正のため、人件費の抑制をしているが、当町では、町長の裁量の中で給料の調整が行われ、ラスパイレス指数が上昇したのではないか、また津波防災町づくりを強力に進める中で、人件費を含めた歳出は大丈夫なのかという御心配からいただいているものと推察をしております。

今回の御質問の昇格時号給対応表の3級部分の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえつつ、県内市町の状況をかながみながら、給与条例の範囲内で、かつ職員による検討委員会等の結果を踏まえまして、適正な手続により規則の一部改正を行ったものでございますので、議員におかれましては御理解くださいますようお願い申し上げます。

財政健全化のために経常経費となる人件費を抑制していくことは必須事項でございます。今後も引き続き人事院勧告に沿うよう努めるとともに、定員とラスパイレス指数、財政に占める人件費の割合、住民1人当たりの人件費などを参考に、職員のモチベーションを維持し、給与の適正化を図ってまいりたいと存じます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 明確な御答弁ありがとうございます。

御答弁の中で今回参考資料につけさせていただきましたけれども「広報よしだ」のほうに掲載が、参考資料の3と4でございますけれども、それはその参考資料5と6、平成21年第4回臨時会と22年の第4回臨時会で0.1、0.2引き下げた内容が載っているんですけども、今回たまたま上がった部分が報告するところの規則でございますので、そういったことがありましたけれども、御答弁の中で議会のほうにも行政報告を行って、そういった給与ということで私も2回連続でこの質問したわけなんですけども、非常にやりづらい質問であります。職員の方々、皆様にかかわることでございますけれども、しかし町民のため、公僕として一生懸命働いている皆様の給与を適正にやっていたいことを証明する意味からも、今回質問させていただいたわけでございますので、そういったことも議会のほうに行政報告で逐次報告されるということと、町民の方々にも報告するというところで、非常に明白な形でクリアになるということの御答弁いただきましたので、私の今回質問のほとんど済んだような形でございますけども、せっかくでございますので、25分間ほど用意してございますし、たくさん資料用意しましたので再質問させていただきます。

人材確保の検討委員会のほう、12月につくって行われたということで、今回でありますけれども、ちょうどその当時でございますけれども、世の中を見ますと、学卒の方々なかなか就職が決まらなくて、フリーターをやったり、卒業したんだけど就職ができなくて、就

職ができないために学校に残って、卒業してしまうと就職が新卒として扱われないために留年すると。ご父兄の方々が御負担しながらやっている中で、吉田町に内定した方が御辞退されたということなんですけれども、当時の倍率というんですか、求めている職員に対する求人割合というのはどのくらいだったんですか。

御答弁できないようなら、また後でも結構です。

内定を御辞退された方、何名いらっしゃったんですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） その点におきましては、内定辞退者が3人おりました。そのような状況でございます。現実には13人をあれしたわけでございますけれども、3人が辞退されましたので、2次募集で1名を再度募集したという経緯がございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 13名中3名という形で、高い割合で御辞退されたというと、やはり先ほど町長が答弁されたような内容の原因もあるのかなと率直に私も感じますし、優秀な人材確保のために今回やられたというのはタイムリーな施策かなと思います。

そういった実態があるなら、なおさらそういったことのために処遇改善を行ったということで、広く広報して、優秀な方がより一層入りやすいような格好での対応もお願いしたいと思うんです。

そこで先ほど検討委員会のほうで県内の8割以上が、今回改正しました対応表のうち、号給が国に準じた形になっていきますよということでおっしゃいましたけれども、私も調べました。改正前の吉田町と同じのが牧之原市、ラスパイレスが94.4、森町95.5、函南96.3、不交付の町村の雄であります長泉町、これラスパイレスは97.9ですけれども、同じような格好です。今回の号給対応表で変えましたので、平均年数でいきますと、2級職32号で3級に昇格したことを考えますと、吉田町の場合は16から20になりましたけれど、4号給上がりしましたけれども、4号給のままのところ、現在でございますけれども、牧之原、森町、函南、三つあるわけですね。長泉に至っては12号なんですよね。そういったこともあるものですから、検討委員会で比較したということであるんですけれども、その情報も間違いはないですね、8割以上ということよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 当時の検討結果では8割以上が国との昇格時号俸対応表と異なる内容だということを伺っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） そうしますと、今四つ、うち入れて五つなものですから、ちょっと私8割とは思えないんですが、その辺のところも御指摘しておきます。

それと、今回のラスパイレスで3級職の方々が低いということで、処遇改善になったわけでございますけれども、今回の引き上げで確かに平均給与は非常に低いということでございますけれども、役場に入られて、経験年数でいきますと、大卒でございますけれども、10年、15年、20年という形で公表されております。22年と23年を比較したときに、10年経過した平均年数で22年が24万50円、23年は23万9,850円下がっています。15年選手でいきますと22年が28万8,400円、15年選手で平成23年でいきますと27万5,325円、これも下がっているんですね。しかしながら、平均年数20年の経験年数を持ちます大卒の方なんですけれども、平成23年

が33万8,033円だったところなんです。それが、23年の今回の改正を行ったことばかりではないかもしれませんが、35万8,500円。20年以上の方が、20年以上というのは先ほど25年の方が課長職が多くなったから上がったというのはわかるんですけども、課長職についていない人たちが20年選手が約2万円ほど上がっているんですよ。何かその処遇のところアンバランスなところがあるんじゃないかなと思われるんですけども、この理由というのは何ですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 今の御質問ですけれども、ちょっと手持ち資料がないものですから、また後日御報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） トータルの上がるということならいいんですけども、偏った上がり方になっているのではないかなと。10年、15年の方々は下がっている。20年は2万円も上がっているということで、非常に処遇改善において検討委員会ということでやられたと思われるんですけども、その辺の上がったときの後のシュミレーションというのはこの検討委員会の中では行ったんですか。

結果報告と提言書のほう情報公開いただいておりますけれども、この検討委員会も12月1カ月だけなんです。内定辞退が3名出たために急遽つくって行ったかもしれませんが、1カ月の間で優秀な人材確保をするための検討委員会、処遇改善のための検討委員会。1カ月、12月に策定しましてこの検討委員会つくったんですけど、1カ月の間でそれだけのことをやるというのはどうなんですかね、町長。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的な問題意識は、当然その委員会に参加した人間持っておりますし、基礎的な資料はすべてそろっておりますので、別に問題はないと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） できれば、提言は提言で、今回1月1日付で昇給があるということでございますので、それに合わせる形で提言はされたかと思っておりますけれども、先ほど御答弁の中でありました、これもちょっと今回私初めて知ったわけでございますけれども、人材育成基本方針というものが高らかに掲げられているということでありますので、そういったこともやはり処遇改善とあわせて、こういったことも恥ずかしながら私ちょっと知らなかったものですから、議会のほうにまた報告等していただいて、こういったことで職員のスキルアップ等やっているんですよということでやっていただきたいと思うんですけども、そういったことも、またあわせて行政報告等々で報告していただけますでしょうか、どうですか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 検討させていただきます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） ぜひとも、いいことをやられているんですけども、我々が知らないためにでございますので、我々もいろんなところで報告もさせていただいておりますので、そういったものをやはり町民に広く知らしめてお教えしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それで今回、先ほど給与調整の話がございまして、給与調整対象者、この平成23年4月1日以前に3級職になった方々で降格とか最高号給にある方を除く105名の方が給与調整されたということでございます。その金額が54万5,000円ということでご答弁いただきました。その金額の割合なんですけれども、月の給料が約6,000万ですね、吉田町。そのうち54万5,000円ということになりますと、約0.9%の調整を行ったということでもあります。人事院勧告なんかで調整するので、そんな大きな調整があったら大変なことではございますけれども、0.1とか0.2ということ。こちらの参考資料見ていただければわかるとおり、0.1、0.9なんですよね。しかしながら、今回、今後は公表されるということでもありますけれども、議会もだれも知らなかった。確かに決算、予算は通っておりますけれども、そういった細かいことまではなかなか、理解されている方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、恥ずかしながら私はわかりませんでした。しかし、今回の質問を通じて、この約0.9%の、毎月ですよ、毎月0.9%の給与改善が行われたということをごだれも知らないというのは、やはり問題ではないかなと思いますので、これさかのぼってこういうことを行ったんだよということは、やはり周知すべきだと思われるんですが、今回の質問を通じまして、議会だよりの中にはしっかりと書かせていただくつもりですけれども、こういったことは今後ないような形でやっていただけないということではありますので、ぜひともお願いしたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 検討の上、実質的には議員のお伺いございますので、やはり大事なことでございますので、その方向で考えていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 大変前向きな御回答をいただきましてありがとうございます。ぜひともお願いしたいと思っております。

今回、先ほどの検討委員会の話でございますけれども、検討委員会の中で処遇改善とモチベーションを、給与、処遇を上げることによってモチベーションを上げるということでお話がありました。

すいません、1点ちょっと忘れたことがあったものですから。

この対象者105名を均等で上げたというところが、私が少しね、まあ担当課のほうへ行っただけで何回も聞いて情報公開もさせていただいたんですけれども、納得がいけないというかね、確かに、その前に3級に上がった人は、例えばその方が23年4月1日以降にその立場に上がってれば待遇は変わりますけれども、そういった理由だけで過去に上がった昇格と最高号給という縛りはありますけれども、ほぼ全員という語弊があるかもしれませんが、何%かちょっと調べていないものでわかりませんが、すべて幕なしに調整されたというのがちょっと理解できないんですよ。

これというのは、違う理由があって、今回のことで上げたということであるならば、先ほど御答弁あったとおり、ラスパイレスは低い、1,000人当たりの職員の割合も6.2と低い、平均給与も低い。非常にハードな仕事をこなしている。大変一生懸命やっているから、この際と言うとまた語弊がありますので、それに報いる形で権衡上調整したということなんですかね。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員のおっしゃっている意味が私には全くわかりません。それは、たまたま昇格時が1年前であったために、1年後からの人が上にいくということは、通常の会社であれ、公務員であれ、当然のことではないでしょうか。そのときに、たまたま後で改正されたために飛びつきが高くなった、そのために給与が高くなった。それより先に昇格したために、その給与が低いということは人事管理上あり得ないということではないでしょうか。事務年数、事務成績全く同じで、たまたま1年先に昇格したために後から来た人が追いつく。そういったことは、公務員であれ、民間企業であれ、通常そういった調整をするためには全体を見て調整をせざるを得ないのは、これは当たり前のことであり、何ら問題はないというふうに私は考えますが。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、副町長が言われたとおり、1年とか2年の場合はそうですね。しかしながら、20年、25年経過した方々までも同率に4号給上げるといのはいかがでしょうか。基本給、初任給も上下しております。上がる場合もありますし、ことし入った人、来年入った人で初任給が上がった場合どうするんですか。その初任給の差分全員上げるんですか。一番最初のベースとなる初任給から少しずつそれがベースになって上がっていくんですね。だから途中でそういった調整をしたときには、私それがちょっと理解できないものですから、例えば10年以下の方々であれば、そういったこともあるかもしれませんが、先ほど言いましたように、今回の調整で20年選手が約2万円も上がっているわけなんですよ、平均でございますけれどね。そうすると、そういった方々はある程度権衡上の調整をされて4号を少し3号とか2号にして、それ以前にその方のスキルとか役割とかさまざまなことで昇給、昇格もされているわけでありますので、そこはしなくてもいいんじゃないかなと思います。

もう1点理由がございます。

吉田町職員の給与に関する条例の中の第4条第6項でございますけれど、これは55歳以上の方々に昇給において通常の昇給を半分にすることがうたわれてございます。55歳を超える職員に関する場合は、昇給の場合、4号給昇給するところを2号給にするという形で抑制しているわけなんですよ。そういったこともある中で、確かに副町長が言われるとおり、1年とか5年の場合だったら後から入った後輩が自分よりよくなるというのは不公平があるから、そういったところは調整していいですよ。15年くらいまではいいんじゃないかなと私は思います。しかし、今回2万円も極端に上がった20年以上の方々までも、ここにいらっしゃいます課長さんたちはみんなそうですね。皆様方も4号給と同じように上がっているわけでございますして、やはりこういったものは明確な形の理由がないと。中で一律4号給というのはどう考えても私ちょっと理解に苦しむんですが、お願いしたいと思っております、明確な回答を。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほどの議員、20年の職員が、私ちょっと資料持っていませんので、先ほど課長が答弁させていただいたとおり、後ほど調べてお答えはしますが、議員の指摘は、混同があると思います。多分、20年というような人は、要するに補佐から課長へとか、統括から補佐へというような昇格あったことによって、さらに言えば、ラスパイレスというのは、毎年学歴、経験年数別で比較をしますから、その平均が多分2万円上がったというのは、この調整というより、これも後ほどきちとした説明をさせていただきますが、20年選手が、

もし2万円上がっているというようなことがあるのであれば、それは調整ではなくて昇格。課長になった、あるいは補佐になったというような形で給与が上がっているのであって、この調整と混同していらっしゃるのではないかと思うんですが、それについては後ほど調べて詳細な御説明はさせていただきますが、そこはいかにもこれが、これ105人で54万円ですから5,000円ですよ、平均して5,000円。それが2万円上がるということはありませんから。2万円上がるというのはほかの理由があるということです。ですから、105人で月額54万円ですから1人5,000円ですよ、月額。それが2万円上がるというのは、ほかの理由でしかありません。そこは御理解をいただきたいと思います。ちょっと資料がありませんので、そこはおわびさせていただきますが、後ほどそこについては御説明をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今…。時間がないもので。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ちょっと誤解されると困りますので申し上げておきますが、初任給が変わった場合にはどうするのかというようなことがございましたけれども、初任給の額が変わった場合は、ただの額の変更ですので、それは給料表全体の中で額が定まっていますので、別に問題はないわけです。ところが、初任給の適用基準を変えた場合です。どこの号給を適用するかということを変えた場合には、制度の変更になりますので、これは従来でもそうですが、人事院勧告等で初任給の適用基準を変えるということもやってきました。その場合にはどうしたかといいますと、今、給料受けている者全員がその適用基準が変わったときに直して、すべてを見直します。適用基準を変える場合には、今、適用を受けている者がどのところに飛びつくかということすべてを対応表というものをつくりまして、それも一緒に公布されます。そういう制度の変更の場合には、現在適用を受けているものがすべて見直されるということになります。これが、最も最大と言われる権衡上の問題というのはこれを言われているところでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 誤解しないでくださいよ。何かあったとかそういったことを言っているわけでは全然ないですから。ただし、55歳以上はそういうこともやっているものですから、やはり今回一律という、やはり誤解があるかなど。いろんな職員もいらっしゃいますので、105名のうちの中にはいらっしゃると思うものですから、いろんなことがあって、今あると思います。ですから、今回のこういったことが機会でございますので、一つ提案でございますけれども、やはり人事院を吉田町の場合持たないということでもありますので、今回の検討委員会も情報公開したら副町長を頭に課長さん、まあ公域職員の方もいらっしゃいましたけれども、内部組織なんですよ。できれば、今回吉田町、行政改革のほうもやっているんですけども、これも庁舎内の組織、こういったことも庁舎内ということであるものですから、まあ費用弁償等発生するかもしれませんが、やはり有識者とか地元の方とか外部、例えば県の人事委員会とかそういったところからのアドバイスとか、そういった内部組織だけでやると、やはり自分たちのことだからというような誤解を生まないためにも、やはり外部の力、その一つの例が議会ですよ。こういったことをやったから、議員の皆さん我々はこういうふうにするんですよということで議会に報告してもらおうということをお願いしたいと思いますが、今後されるということでもありますので。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） うちの副町長、それから企画課長から議員にお話申し上げたことでございますけれども、議員もう少し勉強していただきたいと思います。誤解ではなくて誤ったデータで論理を構築されますと、副町長とか企画課長がお話申し上げたような結果になります。

それともう一つは、内部組織であるからだめだというわけでございますけれども、内部組織がどうして悪いのかという一つの問題です。結果が非常に問題があるというのなら、これは内部組織の問題です。これは、当然ながら私の職務管理がうまくいっていなかったということになるわけでございますけれども、それがなければ、基本的に、いわば外部から批判に耐え得るものであるならば、それでまた機能を果たしていると私は思っております。

それから有識者という場合ですね、有識者というのは、常に民間の方といいますけれども、それは必ずしも今言ったようなことを啓発してくれるかどうかわかりません。議員の皆様のように資質が非常にすぐれている方ばかりでは、うちの場合ありません。うちの場合、職員は。そうした場合、中で申し上げましたように、これから都市間競争というのが物すごい勢いで始まります。そうした場合に、内定した職員がうちのいわば給料と、いわば待遇の面からほかのところに行ってしまうというのがここ近年目立っております、それではどうにもならないと。いわば、本当に職員の資質をアップするためには、やはりそれ相応の待遇を示さないと、やはり職員が集まってこない。その結果として、いわば都市間競争に勝てないという結果がございますので、大局的な見地というものをぜひとも基盤にして考えていただきたい。それが、町のためであり、また町民のためであると私思っておりますので、ぜひともそれにつきましては御高配賜りたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） すいません。時間オーバーして申しわけなかったですけれども、非常に新たな事実もわかりましたし、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

[3番 山内 均君登壇]

○3番（山内 均君） 3番、山内です。

近年、少子高齢化社会の中で、団塊の世代の私たちにとって、子供が本当に少なくなっているのを感じています。私の隣組でも小学生が2人か3人くらいしかおりません。子供たちを守ることはもちろんですが、大人たちをも守りながら、交通安全などから、とにかく、子供たち、大人の事故を守る交通安全の立場からこのテーマを考えまして質問させていただきます。

第4次吉田町総合計画後期基本計画、第2章、生活環境、交通安全対策、交通事故のない住みよい町、第4章、都市整備、道路交通網、安全で円滑に移動できる道路交通網が整った町、第8次吉田町交通安全計画では、計画の基本理念、交通安全のための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に基づくのはもちろんのこと、交通事故がもたらす大きな社会的経済的損失をも勘案して、交通事故及びこれによる死傷者根絶の究極目標を目指す立場から、交通事故の実現に対応した安全施策を講じていく必要がある。そして官・民一体となった参加、協働の交通安全活動を推進するものとするかと結んでおります。

また、土地利用の基本方向(5)道路では、一般道路については、子育てがしやすく高齢者が暮らしやすい町づくりの実現。町内や隣接市町村との連携強化などのために必要な土地を確保し、適切な管理と整備を推進する。また、整備に当たっては、安全性や快適性の向上及び生活環境の保全、道路景観の向上に配慮し、産業経済活動、都市防災活動、道路の多面的機能の発揮にあると記されております。

その中で、一つ目、吉田町には交通事故の多発する地域、場所、交通量が多く、速度の速い自動車などの危険に思われる場所、またこれから開通する予定、25年度には幾つかの幹線道路が開通します。そういう開通する予定の道路の危険の予測できる場所がこの町にも多くあります。どのように把握しているのか、実態調査、他道路などへの誘導計画など安全シミュレーションなどはしているのでしょうか。

二つ目、小学校・中学校周辺及び新興住宅地としても開発された住宅の建設が増えてきている地域が多くあります。生活道路としての整備は重要な課題であり、児童や高齢者の交通事故を避けるためには交通量を分散させ、絶対量を減らすことが有効であると考えております。トラックは幹線道路に誘導する必要がある。そのためには、道路交通網の整備が必要である。規制するだけでは解決にはなりません。道路拡張、整備が必要になると思いますが、実態調査はしているのか、誘導計画はあるのでしょうか。もしあれば、どのように考えているのでしょうか。

三つ目、地域の安全性の確保のためには、計画された道路交通網の構築が必要であります。また、有効で最大の効果をもたらすためには、検証と総括が有効となる計画、実行、検証、総括のできるようなシステムがあるのでしょうか。なければ、構築する考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

二つ目には、ペットの斎場についてでございます。

東日本大震災の映像の中で、津波で流された住宅の屋根の上において保護された愛犬が3週間後に飼い主のもとに戻り、飼い主が大切な家族を迎えるようなシーンを見かけました。私の周りでも愛犬や猫など、いろんなペットを大切に育てている人を多く見かけます。また、アニマルセラピーという医療従事者が治療の補助として用いる動物介在療法や、動物との触れ合いを通じた生活の質の向上を目的とする動物介在活動があります。

現在吉田町には1,837頭の犬が登録されています。しかし、猫や他のペットに関しては登

録システムがありませんので数はわかりません。しかしながら、ペットが亡くなったときに、吉田町には頼れる斎場がありません。島田に頼っているのが現状です。また、島田市での手数料は、島田市民が3,150円、島田市民以外は7,870円かかります。近隣では焼津市が火葬場を持っておりますが、焼津市の火葬場は藤枝市民に限り使用することが可能です。その場合の手数料は焼津市民、藤枝市民とも3,300円です。互換契約をしていると思われま

そこで質問をします。

一つ目、吉田町では隣町との共同とか、現在の斎場の施設としてつくる考えはありませんか。吉田町の案内には島田市の斎場にと記載されています。島田市との契約はしているのでしょうか。あるとしたら、どのようなシステムなのですか。ないとしたら、今後考える予定はありませんでしょうか。

以上、二つの点で質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町交通安全計画に基づく町づくりについてにお答えをいたします。

まず、1点目の交通事故の多発する地域、場所、交通量が多く速度の速い自動車など、危険と思われる場所、また、これから開通する予定の危険の予測できる場所がこの町にも多くあるが、どのように把握しているのか、実態調査及びほかの道路などへの誘導計画など、安全のシュミレーションなどはしているのかについてお答えします。

吉田町の平成24年1月から11月までの交通事故件数の合計は668件であり、その内訳は、人身事故件数が217件、物損事故件数につきましては451件であり、人身事故の発生件数とけがをされた方の人数は、昨年と比べて減少はしているものの、物損事故件数等は昨年と比べて増えている状況でございます。

牧之原警察署管内における当町の交通事故多発地点につきましては、吉田港幹線と国道150号の交差点、舞台民附線と横山森下線の交差点、川尻高畑高島線と西の宮線の交差点、西の宮公園西側交差点、富士見幹線と主要地方道島田吉田線コンビニ付近の交差点などを交通多発事故地点として認識をしております。また、交通量が多い路線といたしましては、国道150号、主要地方道焼津榛原線、主要地方道吉田大東線、同じく島田吉田線、町道大幡川幹線、町道東名大井川線などが考えられます。

そして、比較的スピードを出して危険と思われる路線につきましては、榛南幹線、中央幹線、東名川尻幹線、海岸幹線、吉田大東線のほか、本年3月30日に供用を開始しました町道富士見東名線などであると受けとめております。これらは幅員も広く比較的スピードが出てしまう路線と考えられています。今後、供用を開始していく道路としましては、大幡川幹線、東名川尻幹線、住吉幹線、中央幹線、榛南幹線でございます。これら順次供用開始される道路で、危険が予測される場所の把握につきましては、供用開始前に各路線ごと、事前に交差点協議を牧之原警察署に依頼し、その中で各種指導を受け、あわせて現地での安全確認のための立ち会いをこれまでと同様に行ってまいります。

ほかの道路の誘導計画や安全シュミレーションなどにつきましては、現在は実施はしていませんが、車の誘導などに効果があると思われる道路交通法上の規制につきましては、警察の管轄でございますので、町といたしましても、地元と一緒にあって要望活動を行ってま

いりたいと考えております。

次に、2点目の小学校・中学校周辺及び新興住宅地としても開発され、住宅の建設が増えている地域が多くあり、生活道路としての整備は重要な課題である。児童や高齢者の交通事故を避けるためには、交通量を分散させ、絶対量を減らすことが有効である。トラックは幹線道路に誘導する必要がある。そのためには、道路交通網の整備が必要である。規制するだけでは解決にはならない。道路拡張、整備が必要となるが、実態調査はしているのか、誘導計画はどのように考えているのかについてお答えします。

吉田町の住居系の開発につきましては、平成23年度に北区地区2件、片岡地区1件の開発が行われ、平成24年度につきましては、片岡地区で1件開発中という状況でございます。片岡、北区地区につきましては、今後住宅が増えてくる状況が推測をされ、人口の増加による通学路を含む生活道路などへ流入する交通量も増えていくことが考えられます。児童や高齢者の交通事故を避けるためには、交通量を分散させ、絶対量を減らすことが有効であるとの御質問につきましては、児童と高齢者に限らず、歩行者や車両の交通事故につきましても同様であると考えております。

こうした中で事故防止につきましては、啓発活動などのソフト面と道路構造を改良するなどのハード面の対策を考えていかなければなりません。そこで、ハード面の交通事故防止対策につきましては、一般的に車両を主要幹線に誘導するための道路網の整備や、歩行者と車両を分離する方法などが考えられます。また、主要幹線に誘導する方法として、車両の交通規制も考えられます。交通規制につきましては町では実施できませんので、公安委員会において審議し決定されますが、各自治会などの地元意見などが大変重要となってまいります。

交通規制の手順としましては、地元から提出されました要望書を警察署に進達し、それを受けた警察署は現地調査等を行った上で、公安委員会の審議にかけるかどうか判断をしております。したがって、先ほども申し上げましたとおり、地元と町と一体になり、要望活動を行ってまいりたいと考えております。

また、道路構造上などの問題点につきましては、警察署及び関係機関と協議を行い、交差点のカラー舗装や外側線の設置などを含めた交通安全対策は町において実施をしております。

道路交通網の整備につきましては、第4次吉田町総合計画後期基本計画や、より細かな実施計画の数値等を目指して整備を進めております。また、現状把握を含めた実態調査は、県など関係機関による調査報告などを活用し、必要においては直接調査を行い、道路網の整備を進めてまいります。

3点目の地域の安全性確保のためには、計画をされた道路交通網の構築が必要である。また、最大の効果をもたらすためには検証と総括が有効となる。計画、実行、検証、総括のできるようなシステムはあるのか、また構築する考えはないかについてお答えします。

まちづくりを進めるに当たっては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画が果たしている役割は、当町にとっては非常に大きく、住宅地、商業地、工業地などの土地利用のあり方、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、また土地区画整理事業などの市街地整備など、多種多様な形でまちづくりに寄与しております。

また、都市計画として定められた都市計画道路は、安全かつ快適な交通体系を確保するほか、魅力ある都市環境を形成するなどの重要な役割を果たしております。都市活動を支える根幹的な施設としてこれからも推進する必要があるとございます。

第4次吉田町総合計画後期基本計画では、安全で利便性の高い交通環境をつくるための道路交通網の目指す状態として、「安全で円滑に移動できる道路交通網が整ったまち」を目標とし、現在整備を進めているところであります。

都市計画道路の整備につきましては、現在は平成17年度に策定いたしました吉田町都市計画道路整備プログラムに基づき、整備優先順位を決定し、短期整備、中期整備、長期整備の3種類に分類し、順次整備を実施している状況であり、整備率は平成24年4月1日現在で58.2%でございます。また、平成25年度末には榛南幹線や東名川尻幹線が供用を開始する計画でございますので、その後につきましては、町内における交通状況は変化していくのではないかと考えられますので、時期を見て交通量調査等の交通状況を把握する調査を実施し、その結果に基づいた対応を図るよう努めてまいりたいと考えます。

さらには、昨年度に事業の必要性や課題、費用対効果などを検証できる行政評価システムを構築いたしましたので、PDCAサイクルの考え方を取り入れた実施計画事業との事務事業評価を実施してまいります。

次に、犬、猫などのペットの斎場についてについての1点目、吉田町では施設をつくる考えはないかについてお答えします。

近年、少子高齢化、核家族化が進んだことにより、ペットを家族の一員として育てている方も多く見受けられます。このような方にとりましては、亡くなったときの悲しみは大変深いものであり、手厚く葬ってあげたいと望んでいる方も多いためと思われまます。

吉田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条、犬・猫等の死体処理では、占有者等は、犬・猫等の死体についてみずから適正な方法により処理するものとし、その処理が困難な場合は、町長の指示を受けなければならないと規定をされております。このため、当町では、飼い主の責任において適正な処理をしていただくことになっておりますことから、ペットの火葬の問い合わせがあった場合には、町内及び近隣の民間業者と、市外の受け入れをしている島田市の斎場を紹介をしております。

なお、近隣市町のペット火葬の状況を調べますと、牧之原市は当町と同様で、公設の施設はなく、民間業者と島田市の斎場を紹介をしております。御前崎市も同様に、公設の施設はなく、民間業者を紹介しております。また、藤枝市、焼津市では、志太広域施設組合斎場で火葬を行っておりますが、市民以外の受け入れを行っておりません。菊川市、掛川市では、東遠地区聖苑組合火葬場で火葬ができますが、中型犬までの飼い犬に限って受け入れをしております。

そのような状況でございますので、市外の受け入れを行っている一番近くの公設施設であります島田市斎場を、当町や牧之原市では紹介しているものでございます。

当町では、現在、動物の火葬炉はございませんが、動物の火葬炉は、火葬場や焼却場に設置されていることが多く、当町におきましては、これらの施設は吉田町牧之原市広域施設組合で運営をしておりますので、単独で動物の火葬炉を運営していくよりも、広域施設組合で運営することが望ましいと考えております。現在の施設の更新時期に合わせて、牧之原市や広域施設組合と検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の吉田町の案内には島田市の斎場にと記載されている、島田市と契約等はないのか、あるとしたらどのようなシステムなのか、ないとしたら、今後考える予定はないか、理由も聞かせてくださいについてお答えします。

1点目の御質問でも申し上げましたとおり、ペットの火葬についての問い合わせには、公設施設の島田市の斎場を紹介をしております。島田市は、島田市斎場条例で犬・猫等の火葬を行う特殊炉の使用料を、使用の許可を受けた者が市民であるときは1件につき3,150円、使用の許可を受けた者が市民以外であるときには1件につき7,870円と定められておりますことから、市民以外の方の受け入れが可能となっております。

島田市斎場における市民以外の火葬件数を申しますと、平成22年度204件、うち吉田町は84件、平成23年度199件、うち吉田町は81件でございました。当町だけではなく、ほかの市町からも半数以上の受け入れを行っていることや、飼い主の方が直接島田市へ申請していただいておりますことから、当町と島田市の契約は必要はないものと認識しているものでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 答弁ありがとうございます。

今、町長の言われた吉田町にこれから25年度たくさん大きな道路が完成し、多分吉田町の交通道路の流れというのは大きく変わってくると思っております。それに伴って、今ある危険性というものも形を変えて出てくるのではないかと。特に自彊小学校もそうです。中央小学校、今度は保育園ができます。そこは幹線道路を挟みます。そういう意味で十分に注意をしなければならぬ場所が新しく生まれてくると思いますので、ぜひそれらについても検討していただきたいと思っております。こういう問題に関しては、僕は一つの問題が、多分細かな問題が大きな問題の解決の糸口を含んでいると思っておりますので、今から再質問の中では具体的な例でお願いをしたいと思います。

現在自分の住むところ、北区では、県道吉田大東線、それを西に向かった上り坂のところですね、あの辺が大型トラックが非常に交通量が多く、特に上り坂になりますので、勢いをつけて上がるトラックなり車が非常に多く危険すぎる場所があります。ことしの9月2日には坂の途中の商店、本当にはやっている魚屋さんですけれども、その商店のところに朝7時半にこれは突っ込みました。幸い人的な被害はありません。構造上、前にブロック、階段が50センチ、60センチありまして、そこでとまり切れずに、その奥の壁をひっかけた、そういう事故があります。また2009年にも、近くの工場の事務所棟にも、これは完璧に車自体が突っ込みました。そこにはちょうど事務員の方がたまたまいなくて人身にはならなかったということも聞いております。そのうちにも過去に3回、これで4回飛び込んだということですね。そのくらいの危険な部分があそこには潜んでいます。当然スピードとかそういうものを考えると、出てくると思うんですけれども、一応そういうような事故に関して町のほうではどの程度把握をしているのか、それをお聞きできればと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 総務課でございます。

今御質問の吉田大東線の事故件数につきましては、ちょっと手持ち資料もございませんので、後日資料お持ちしてご説明させていただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件でございますけれども、吉田大東線事故の件

数でございますけれども、本年24年の1月から10月までの事故につきましては、物損が2件、人身はゼロというふうに聞いております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。

1年の間では確かに2件があります。過去たどっていきますと、かなりの件数があるはずなんですね。私、ここに住んでいて実際の情報として、過去に起きたものに関して、これから質問するに当たってと、これから町が方向性を見つけていただくに当たって、過去に起きた事例を調べていただきたい。そして、もしできたら情報として議員、町の人たちと役場、行政とが当然情報を共有するためにそういうものをいただきたいと思うんですけれども、どんなものでございましょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員にこのようなことを申し上げるのは非常に心苦しいんですが、すけれども、議場でそのことを言うよりも、所管課に行って聞いていただければ、そこでもう答えが出ますので、それをもって質問されたほうがよろしいと思いますよ。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） この件に関しては何度も言っているんです。言っています。なかなか進まない。ただ、実際には…。それ以外にはそういう部分で仕事の関係上何回も言っていますので、その中で共有するために聞きたいわけです。多分、物事の共有をしてもらわないと方向性は決まらないと思いますので、私はそういうつもりで質問していますので、どうぞ何かありますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員がそれぞれの課に言っても資料が出てこないとおっしゃっていましたが、所管に聞いたら出していると言っておりますので。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 目的は、資料をもらうためではないんです。要するに、そういう危険な部分があったときに、それをどういう方向性を持って、さっき言われました官民一体となって解決の方向に当たるか。要するに事故をなくす方向に進んでいくということが目的なものですから、情報として事実を共有をする。そして、それが進んでいかなければならんと思っております。いいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度もこういうふうな事務的な事柄について、一般質問で議員はお話されているわけですが、時間の浪費でございますので、そのような資料についてどうのこうの、共有とかなんとか言いますが、そのような資料については所管課に行けば出ますので、そうしていただきたい。

○3番（山内 均君） どうしますか。調べていただけたらと思いますか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 吉田大東線の過去の事故件数等の調査でございますよね。

それにつきましては、また調べて御報告させていただきます。

○3番（山内 均君） では、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) その中で、平成25年度に東名幹線と吉田大東線の交差点の改良工事が終了し、拡幅される予定です。入口の部分が広がります。より多くの交通量が見込まれ、さらに危険度が増すことが想像がつかます。先日交通量調査をしていただいたと思うんですが、していただいた記録というものはあるんでしょうか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件ですけれども、吉田大東線につきまして今年に入りまして交通量の調査を行っております。吉田大東線ですので、管理のほうは県土木となっておりますので、その資料につきましては、県土木のほうに提供し、県土木のほうで解析をしているんですけれども、まだその結果については私のほうでももらっておりません。以上です。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 県で話が出てくるということは想定していました。

確かに管理は県なんですけれども、そこに住むのは吉田町の人たちなんです。そういう意味で大事なことだと僕は思っています。県であろうが国であろうが、そこに住んで生活を営むのはその人たちですので、その人たちを守るために、先ほど言われた官民一体となることが必要なことだと思っておりますので、ぜひその点を認識をしていただきたいと思います。

多分、今言われた調査に関しては、千草橋の西側の辺だと思うんですけれども、どの辺なんですか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) 農免道路でありますよね。あれをずっと北に上っていたところと吉田大東のぶつかった理髪店のところの交差点、あそこの付近になっています。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) ありがとうございます。

あそこも実はたくさん車が通って危険なところなんですけれども、ちょっと今見ていたところでも、町のある人から孫があそこに、子供が通って、あの通りを非常に危険だから、通学路が重なっていますので、何とかしてほしいという要望もやはり出てきているんですね。それも心にとめておいてください。大東吉田線に関しては、そのような危険な部分がありますので、ぜひ実際の一番危険な部分での調査、調査をするには問題を引っ張り出すためには、やはり危険と思われる部分、坂の上り口あたりでやっていただければ本当に危険なことがわかると思っています。あのところと信号のところでは、どうしても大型がとまりますので、スピードを緩めますので、その辺の怖さとかたしか減少されていると思います。そういう意味で今言った調査、危険な部分での調査、そういうものを重ねてしていただける予定というのは考えておりませんか。

○議長(八木 栄君) 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長(八木三千博君) ただいまの件でございますけれども、幹線道路につきましては、現在もう交通量調査等をやる予定には、計画はございません。ただし、今後、生活道路等で必要というようなことが感じられる中で調査を実施していきたいと考えております。

○議長(八木 栄君) 3番、山内 均君。

○3番(山内 均君) 今、町長から答弁があったように、幹線道路の調査と、それはやりま

すよ、予定しています、やらなければならんですよという話があったばかりなんですけれども、その辺はどうなんですか、それでも全然やろうとは思いませんか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） 町長の答弁ですけれども、実態調査は、県など関係機関による調査の報告などを活用して、必要においては直接調査を行い、道路網の整備を進めていくということですので、どこの路線ということは特に言っていないと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） どこの路線ということではなくて、先ほど言った問題を、本当に何が潜んでいるかという問題、これからたくさん道ができますので、そういう部分を分析するために調査を自分たちでやらなかったら何が見えますか。やはりそれは、自分たちでやって自分の目で確かめて自分が分析して、分析した結果、何ができるというやつを考えてもらうことが、やはり危険性を察知する、問題を出すこと、どうして解決するかということ。その危険性を察知することで、あえて今回の町長の言われた問題に対して、わかりますけれども、問題提起をさせてもらっているわけです。

とにかく、事故がなくなることを前提、事故が起こるという前提でやってください。ないという前提でやれば他人任せでいいんですけれども、事故が起こるという前提でやっていただければ、そこには何をしなければならんというやつが必ず出てくると思いますので、自分はそう思いますけれども、関係者の方でちょっとお聞きしたいと思いますけれども、その考え方については皆さん、どのような考え方を持っていますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） 今の実態調査でございますが、まだ9月のときの御質問ありましたように、9月のときの前回議会でありましたように、通学道路のほうにつきましては道路管理者、あとは教育委員会等のことで実態調査もしているところでございます。

今の議員の御質問等にありました事故が起きているというのが、事故が一番の事例の調査だと思います。現在、吉田町内で重大事故が起きた場合には、現場の検証とあわせて現場へ道路管理者、警察の方と地元の自治会の方も一緒に現場に来てもらいまして、どこが原因だったのかという原因究明もしながら、早急に作る対策、または中期的にやるもの、長期的なものとかを分けまして現場でも調査は実施しております。その辺の調査も、今議員のほうからの御指摘ありましたように、今後とも同じ事故が再発しないようにというのが一番大事なことでございますので、まずどこに現状で問題点があるかというの把握するために、やはりどこでどういう事故が起きたというのが一番の調査の項目になると思いますので、今まで進めている調査はもとより、1件でも事故が少なくなるよう交通管理者、警察と情報交換しながら、実態を把握しながら対策に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） もちろんそのような形で対処していただけるのが一番いいんですけれども、僕が言いたいことは、物事が起こり得るという前提で考えていただきたいということ。そうしないと、やらなくてはならないものは見えてきませんので、事故が起こって、きのうも痛ましい事故がありましたけれども、起こってからどうするということが今までこの国では起きていますけれども、やはりその前に、実際に調査をして分析をして、そしてそれが起こらないために何をするかということのほうは僕は大事だと思っていますので、ぜひその点

で実態調査なり、そういうものは進めていただきたいと思います。

次、前回の質問で、自彊小学校の北側の道路の問題を取り上げました。そして、道路の通行量の納得いかなかった部分がありましたので、表として出させていただきました。10月、11月の資料です。

これは、調査をする者が調査をしたわけではなくて、自分とアシスタントなる者がやって調べたものでありますので、これ以上増えてくることは確実だと思っています。この道路も道路が7メートルです。そうしてそのわきを、1日これ見ていただきますと、多いときに50台くらい、時間的には7時から5時ごろまでの間です。多い部分で50台ほどですね。そうすると、これを見ていただくと、9月に1時間に1本ですよと言われた、それがまさに物事が起こらないという前提で出た結論だと思うんです。起こるという前提で結論を出したときには、絶対こんなことはあり得ないと思うんですね。そういう意味でこの表を見て、どなたか何か感じるものがありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 理事、梅村 博君。

○理事（梅村 博君） この表を見て感じることはということでございます。

先ほど議員の御説明ですと、この表は朝の7時から夕方5時までということで約10時間の数字だということです。それを推察しますと、大体50台くらいだとすれば、1時間当たり5台くらいの大型車、中型車が通ると。それは、幅員が7メートルということは、片側だとしても3メートルくらいの車道しかないところでございますので、この辺の道路がどういう理由で大型車が入ってこられているのか。普通、通常大型車等につきましては、道路沿道にもし倉庫とか物流、企業さんに配達するならあそこならばそこを通らざるを得ません。あとは、ほかの道が込んでいるから近道をするとか、ここが走りやすいとか、また議員からご指摘がありましたように、幹線道路のほうに、整備がおくれて、こういうような7メートルという生活的な道路のところに戻ってきているとかということがございます。ですから、この数字を見ただけで、一概にどうかと。交通の沿道の状況とか周りの道路の状況等全体でかんがみないと、この交通量が多いのか少ないのかということまで、ちょっと判断できないのかなというふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） まさにそれが、これから質問したいと思ったんですけれども、その中ではっきり言って、一つの、これは難しい問題ですので、車が行く理由があるんです。ところが、その車が今度新しくできました富士見東名幹線のすぐ近くなんですけれども、そこに到達できる道がないんですね。その会社も本社をここに構えていただいておりますので、かなりの税金としてはいろんなものが入ってきていると思います。時間の問題で飛ばしますけれど、そういう意味でこの道路に関してははっきり言いますと、東名側道南1号線です。それが新しくできた古い東名幹線につながっている道です。そこに大きな税金をいただいている中で整備をしていただいて、そしてそこに誘導していただきたいと思います。そうすればそういう形で事故が減っていくと思います。それと同時に自動車学校の周りで、今調べました。最近住宅が増えまして、170件あそこに住宅があります。そして、今度朝の規制をされることになりましたけれども、その規制をされた車がもう一つ北側の谷川東島田線にも流れ込むわけですね。そうすると、地元の人たちからも要望は出ているんですけれども、そういう部分に調査をして計画的に誘導していただきたい。そういう方向にぜひ持っていった

だきたいと思うんですけども、その辺の調査とか計画の誘導の考え方が何かありましたらお願いします。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけども、昔の広域農道、そちらの誘導ということにつきましては、道路網の整備によって、そちらのほうへ誘導できるのではないかと。議員さんおっしゃるとおりだと思います。ただ、現在町の財政状況等も考えますと、新たな道路の建設というものについてはちょっと難しいかなと、そういうふう考えております。そうなりますと、やはりまずは道路交通法の中の規制、そちらで誘導していくしかないのではないかなと思います。それは、その後で話がありました2路線についても同じようなことが言えるかなと、そういうふう考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。その程度だと思います。多分何も解決しないと思います。ぜひその辺で、もう少し現地を見ながらしっかりとした対応をしていただければと思うんですけども、またよろしくお願いします。

あとはもう一つ、ペットの斎場についての話なんですけれど、先ほどの中でもう少し細かく言いますと、吉田町には今1,837頭登録されています。牧之原には3,515頭登録されています。ちなみに、島田では金谷と合併をしまして6,220頭です。そうすると、吉田町と牧之原で島田のほうへ紹介をすと言いましたけれども、結構大きな数字があります。それでもまだ島田に頼らなければならんということであるのかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） ペットの火葬件数は、先ほども町長の答弁の中で申し上げましたように、平成23年度は、島田市の火葬件数といたしましては199件のうち81件が吉田町ということになっております。しかし、吉田町のペットの火葬につきましては、現在島田市もそうですけれども、それ以外の民間の施設等の対応で特に問題なく処理されているという状況でございますので、今後、先ほど町長申し上げましたとおり、施設の改修について検討をしてみたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました、考え方わかりました。

もう少し深く聞きたいと思いますが、アニマルセラピーというのは御存じですよ。動物介在療法ですね。それと、動物介在活動。これから少子高齢化、高齢化とかそういう控えた中でもっと大事になってくると思うんです。そうして、犬とかペットを飼うということは、そのペットを通じて人に優しくできる、人を気遣う、そういう心を養う重要な役割があると思うんです。その中に、僕もこれ調べてわかったんですけども、動物愛護及び管理に関する法律って御存じですか。その中で見ていきますと、任せていけばいいという話なんですけれども、この中に動物の死体に関しては我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うように求めること、また動物葬祭業に対する法規制のあり方についても火葬、埋葬処理施設の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で、一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状にかんがみ、動物の生命尊重を目的の一つに上げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行いたい。これが、今言った法律の流れの今年8月に改正された法律の中にあるんですね。特に3・11以来、人間の価値とか判断

とかというのが180度近く変わったと思います。特に津波のあの映像に関しては、僕はやはりその家族以上に大事にしていたかなと。実際そういうのが増えてくるのではないですかね。僕はそういうふうに思っていますので、この質問を取り上げたわけですね。

ですから、そういう意味も含めて、いろいろ斎場に関しての考えを持ち得るのかどうかをお伺いしたいんですけども。ちなみに、牧之原に関しては、やはり菊川にもお願いをしているらしいんです、島田だけではなくて。そうすると、本当のところは吉田町と広域の中でやっていただければという話があるんですけども、その辺で先ほど言った質問に関して何かありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 先ほどの規制ということにつきましては、民間の施設について住宅地であるとか規制というものがないものですから、それが…。

○3番（山内 均君） いいですか。

今言った法律の中に、動物の死体に関しての法律を読み上げましたよね。

○町民課長（久保田千江子君） その中の規制ということにつきましてはですけども、施設を申請するに当たりまして、今規制がないものですから、それについて規制を求めるといようなそういうものが近年は増えておりますけれども。

それから牧之原市につきまして菊川市のほうに依頼しているということでございますが、それは火葬場のほうで受け入れをしておりますので、大型犬以下の動物については、そちらのほうの種類以外の受け入れをいただいているということで、菊川市についてはそちらのほうで1台でいらっしゃいますので、そういう取り扱いをしているのではないかと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これからペットに関しての関心も増えるでしょうし、多くなっていくことは容易に予測つくわけですね。その中でかたくなにやらないのではなくて、やはりそういうものをどのくらいの人たちが望んでいるかを調査していただくのも一つの方法だと思いますけれども、その辺でお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、久保田千江子君。

○町民課長（久保田千江子君） 必要があれば、町長の答弁の中でもございましたように、火葬場施設にあることが多いものですから、そちらのほうの施設の更新の時期に合わせて検討させていただきたいということで考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） ありがとうございます。検討の中に加えてください。

最後に、僕はやはりペットの葬儀の件に関しては、やはりペットを正しく飼い、安心して飼うことができれば、ペットと触れ合うことによって、ペットを通じて人にやはり優しくできる。そういうような環境ができることではないかと思っています。安心してできる環境をつくる必要があると思うんですが、その辺のお考えを最後にお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） ご指摘も踏まえて、民間の施設あるいは我々の町の施設、どういうふうな方向でやるのかも含めて十分検討をしてみたいですし、今の御議論を踏まえて検討を

させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 来られている方も多分ペットをたくさん飼っていると思うんですね。

そうすると、最後に聞きます。町長、ペット飼っていますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私はペットを飼ったことはありません。

○3番（山内 均君） そうでしょうね。わかりました。ありがとうございました。

これをもちまして私の質問とさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午前11時30分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名、全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第69号～議案第71号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第69号議案から日程第3、第71号議案まで、産業建設常任委員会へ付託し、委員会報告書が提出されましたので、会議規則第38条の規定により、この3議案を一括議題といたします。

初めに、この3議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 平成24年12月12日に吉田町議会定例会において産業建設常任委員会に付託されました3件の議案審議について、委員長報告をいたします。

平成24年12月13日午後1時30分から、議場において、総務文教常任委員会と合同で審査を行いました。出席議員13名、当局から町長、副町長、理事を初め所管課長の御出席をいただき、定足数に達していることを告げ、連合審査会を開会しました。

第69号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（K工区）請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入りました。

津波避難タワーの1基当たりの金額が大幅に上がった理由、またその経過の説明不足について、津波避難タワーのくい、柱、はりなどの構造に関すること、津波避難タワーの液化化対策、荷重積載の関係、津波避難タワー点検時期、点検費用やメンテナンスの関係、都市防災総合推進事業に係る今後の財政見込みや国庫補助金について、談合情報についてなどの質疑がありました。

第70号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（L工区）請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

第71号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（O工区）請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入りました。

津波避難タワーの工期や塗装関係などの質疑がありました。

なお、この3議案の審査の過程における質疑詳細については、総務常任委員会と合同で連合審査を行っており、全議員おわかりのことと思いますので、割愛させていただきます。

平成24年12月14日午前11時30分から、役場4階第2会議室におきまして、出席委員7名、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

第69号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（K工区）請負契約の締結についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑は13日にしておりますので、討論を求めましたが討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（L工区）請負契約の締結についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑は13日にしておりますので、討論を求めましたが討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（O工区）請負契約の締結についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し、質疑は13日にしておりますので、討論を求めましたが討論はなく、採決を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案のとおり可決されました。

以上、産業建設常任委員会から3件の議案についての報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第69号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（K工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから第69号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第70号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（L工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから第70号議案について討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第3、第71号議案 平成24年度都市防災総合推進事業津波避難タワー設置工事（〇工区）請負契約の締結についてを議題とします。
これから第71号議案について討論を行います。
反対討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第62号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。
これから第62号議案についての質疑を行います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。
質疑はありませんか。
4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 今回の1,157万というのは、総選挙の費用ということだと思うんですが、選挙期間中、見ていますと、町の職員の方が結構、期日前投票とか当日もいろいろ携わっていらっしゃると思います。その中において、抜けた場合の町の業務というのをフォローするような体制というのはできているのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 順次、所内でフォローするような形の体制を整えているつもりでございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば、今回、県から来たお金の中で、例えばその業務ということに支障を来さないように、短期雇用とか派遣とか、できるかどうかよくわからないところもありますけれども、そういう方を雇って町の職員の負担を減らすというようなことはできないものなのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 臨職といいますか、雇うことは可能だと思いますけれども、選挙事務ですので、支障があっては困りますので、そういう職員に対しまして研修等を積まないで、やはり選挙でございまして、誤りがあったではいけないということで、今までにつきましては職員で対応している経緯でございます。

○4番（平野 積君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第63号議案 吉田町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

今回の防災会議条例の一部の変更の中で、町長の諮問に応じ、町にかかわる防災の重要事項の審議をするという形で、従来、ないような形で委員の方が自主防災組織を構成する、または識見を有する者の中から町長が任命するというようになっております。

我が町は、津波防災、最優先課題で、ハード的なものも整備していくわけですが、こちらの面ではソフト面的なことで、やはり自助・共助の精神でやっていくという形の中での、非常に組織的なものも位置づけが大きいと思われるわけですが、これが条例が制定した暁には、具体的な施策が期待されるわけですが、そのような内

容について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 町長の諮問に応じてという話でございますが、今までの会議条例につきましては、地域防災計画の作成というものが主なことでございました。それから、その地域防災計画についての実施の推進という話でございましたが、今後、町長の諮問にということで、地域ごとの特性に応じた防災に関する取り組みを幅広く防災会議のほうで議論していただくという話でございます。

それから、もう一点でございますが、3条の関係の8号議員、追加させていただきました。この関係につきましては、自主防災組織4人、それから識見を有する者という形でございますが、吉田町の赤十字の団体がござますが、その委員長を予定しております。それで5人という形で、今、考えているところでございます。そういった中で、防災会議の中で、そういう方々の意見も聞きながら進めていきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 新たに自主防の方々が4名と赤十字の方が1名入るという形でございます。町長から諮問ということでございますので、どういった内容がされるか、また今後、御説明などあると思われるわけでございますけれども、やはり、今回の上位法の災害対策基本法の改正に伴う改正で、さきの3.11の教訓と強化という形でうたわれたのに我が町も対応するという形でありますので、大いに期待するわけでございますけれども、町長のほうから、諮問の内容についてはまた後日あると思いますが、これをやってやり抜くということのお気持ちを確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 6月に、4次の関係が6月に出ますので、それも含めた地域防災計画の見直しも進めていかななくてはならないという形になっております。そういった中で、その地域防災計画を含めて計画する中で、この審議にも加わってもらうという形になると思いますので、その辺を見ていただくという形になると思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 地域防災計画につきましては、さきの定例会で本年度末、3月までにはやり切るということで、課長から強い答弁を、私いただいたと、津波に関してかな、は、計画をつくり上げるという形で聞いたような覚えがあるんですけども、この新たな方々の委員の方々が、どのような形でそこに参画していくかというところまで入るんですか。それともあくまでも違ったテーマでやっていくのか。その辺のところ、まだ諮問されていないと思いますので、それについてよくわかりませんが、民間の方々、自主防の方々、及び赤十字の方の専門的な現場を知っている声を反映する形でという形で理解してよろしいですか。それを最後に確認します。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） そういうことになると思います。現場のほうをやってもらっていますので、そういうのを反映してもらうという話になると思います。

それから、先ほど3月と言いましたが、4次想定が出るのが6月という形になると思うんですが、それを見ながら計画はつくっていかなくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） さきの定例会で、補正予算のときに、地域防災計画についてはやり切るという形で、大きなついででありますので、やり切るということで防災課長、答弁されたと思うんだけど、県の4次想定というよりも、我が町は独自のハザードマップを策定し、ハード的な計画も全国的にも最先端を行っている形であるもんですから、ある程度、それに沿った形で早急なる、この計画は策定すべきだと思いますので、さきの答弁を修正されるということですか。あくまでも県との兼ね合いもあると思うんですけども、3月にやり切るということで、私、確認しましたので、もし変わるようなら答弁を直していただきたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 防災課長、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） では、確認をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名全員であります。

町長から、第64号議案 吉田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、条例改正文に係る字句の訂正を求める申し出がありました。字句の誤謬による軽易な事項であると認めましたので、お手元に配付のとおり、正誤表の提出による訂正といたしましたので、御了承願います。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第64号議案 吉田町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第65号議案 平成24年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第65号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 3番です。

第3款に関する説明書の中でございます。ページの9ページを。その中に図書館の管理費の中に、施設の整備、説明の中ではブラインドの工事ということでお聞きしました。ブラインドの工事の場合には、あの高さになりますと、当然、電動になると思いますけれども、電気の使用量が発生するというのと、あとは説明の中で、エコですね、その部分を考えたときに、ブラインドそのものにはそういう熱を遮断する能力とかそういうものはありません。夏は光の調節はできます。

今、現在、いろいろな建築資材、建築のいろいろな研究がありまして、特に必要なものと感じるのは、飛散防止、ガラスが、大きな地震が来たときに、これは想定を外れたときには、もちろん耐熱ガラスを使ってあると思いますけれども、外れた場合を考えたときに、飛散すると思うし、鉄骨の建物の場合には、揺れて地震動を吸収しますので、そのときに固定されたガラスとの整合性がどうしてもとれなくなって外れてくるとか、いろいろな危険が考えら

れますので、例えば飛散防止フィルム、それ以外には技術の発達によって紫外線カットであるとか断熱性であるとか、そういうものが非常に、近年発達しまして、高層ビルとかそういうものにはいろいろ使われております。

あれだけ大きなガラスの場合には、エネルギーの損失というのはかなり考えられると思いますので、特に冬もそうですけれども、それを全体を考えたときに、ブラインドとともにどのあたりまで検討されているのか、そしてその検討の、今言った余地はないのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 教育委員会でございます。

ただいまの質問でございますけれども、まず、検討をしたかしないかという段階から入らせていただきたいと思いますけれども、検討はいたしてきております。

今回のブラインドの位置としましては、玄関入りまして階段がございますね、2階へ上がる、あそこの大きい窓、ガラスのところと、それから2階へ上がり切った正面と入ったら言い方悪いですが、理科館側の2階の部分のあそこの透明なところを予定しております。

1階の部分もそうなんですけれども、なぜブラインドかといいますと、今、議員言われるように、うちのほうは光を重要視、今回いたしました。あそこが展示物のストリート、1階の部分になっております。それから2階の図書館の室へ入る前にあそこの廊下側が2階の展示物のストリートになっておまして、非常に光が、それとあと断熱もあるんですけれども、展示物に対してかなりの影響、要するに写真であるとか絵であるとか、そういうものが、特に夏場、要するに額なんかをかけますと、ガラスとガラス、光のあれでこうなりまして、そういうことを前提に、今回、いろいろブラインドを初めカーテン、それから遮断のフィルム、張るほう、要するに飛散を含めた、それからコーティング等々を検討いたしまして、それについて補助金のあれもあって断熱ということもエコの関係でございますものですから、これの両方含めた、やっぱりブラインド、特に図書館側が求めている展示物のほうの関係でございます、重要視いたしまして、縦型のブラインドという形で微調整もきくと、それから断熱性もとれるということで、縦型のブラインドを大きい窓側。

それから、2階へ上がり切った2階の部分の高いところについてはロール型というんですか、ブラインドでありますけれども、それを今、検討しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、断熱効果の話がありました。ここに一つの資料があるんですけども、今言った技術の発達とともに20%から40%の断熱効果、もうフィルムそのものが飛躍的な発達をしまして、特にその分に関しては考えていただきたいし、今言った掲示物の劣化、そういうものに関しては恐らく紫外線とかそういうものが基本であると思います。そうすると、そういうものをカットする。

そして一番感じるのは、これからあそこの目の前を東名川尻幹線が通ります。そのときにフィルムそのものがいろいろな色がありまして、非常にコーディネートできやすくなっています。そのときにやっぱり、今の透明ではなくて、色を組み合わせることによって、非常に近代的なイメージを持たせることができるんです。

ぜひその辺で、イメージとしての思いというのはどのような形で持っていますか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） イメージとしましては、今の状況が一番いいかと思っております。というのは、やっぱり採光、光を入れて、エコの関係で今の設計された部分が一番いいと思っているわけですが、使用に当たりまして、または今後の地震対策の法案とかに当たりまして、今、議員言われるような防災の関係のあれもやっていくつもりではおるんですけれども、とりあえずは、今回、補助金を利用させていただきましたこのブラインド、とりあえず図書館側または展示側から詰めて一番いいだろうと、微調整がきいて、フィルムも当然そうなんですけれども、やっぱり色とか遮断の部分がありまして、一番融通がきくんだらうというのが今回の結論でございまして、実はこの図書館を設計された岡田建築設計事務所にも事前に相談をかけまして、いろいろな検討を重ねまして結論がここに至ったというふうな過程がございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今、答弁いただきまして、何が一番重要なのかというのを考えていますか。エネルギーですか。それとも今言われた光を遮ることですか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） エネルギーも十分考慮して考えております。それが一番融通がきくというか、幅が一番広いものが、今言ったブラインドであるというような判断に、御相談をかけまして、利用勝手というんですか、使用のほうの勝手も検討いたしまして、利用者側のほうの、今に至ったというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今のエネルギーの問題であるとすれば、今、建築基準法がいろいろ変わってきてまして、そうするとエネルギーの損失をなくすために、法的に規制をされている時代なんですね。だからまた、答えは要りませんけれども、ぜひその辺をもう一度再検討できるものであれば再検討して、一番いいものが何であるかを、ぜひ考慮していただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 要望ですか。いいですか。

○3番（山内 均君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 6番、枝村です。

予算書の4ページの民生費県補助金、社会福祉費補助金で7万4,000円、地域自殺対策緊急強化基金事業費ということで7万4,000円の県からの補助があるということで、この出については、7ページの民生費の印刷製本費が7万4,000円ということで出ておりますが、これではないかなとは思いますが、当町における自殺対策の強化というか何か事業はどのようなことをしておるのか、少し教えていただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、今、議員の話したように、これ10分の10の県の補助金でございまして、昨年度は全戸配布とってパンフレットをお配

りしたと思います。今年度につきましては、さらに啓発という意味で、ポケットティッシュを公共施設あるいは公共的施設に置いておくということで、今、考えております。

以上です。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 10番、増田です。

今回の補正予算の中では、歳入としては町税なりあるいは国・県の補助金が主でありますけれども、歳出を見ますと、主としては、過年度分の町税の還付金あるいは心身障害者自立支援事業ということで振り向けられております。このような柱の中での予算の組み立てでありますけれども、そのほかにこの予算を組む段階で御検討されたことがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） この3号補正につきましては、主によその負担金等を支出している先の決算により額が確定したものの精算、それから途中までの国・県補助金等の実績に応じて見通して修正するための補正、それから税の見込みのできるところまでの補正と、こういうようなところが収入では主でございまして、歳出につきましても、ほとんど単独で動いているものはございませんので、そうしたものへの支出ということで、内容といたしましてはほとんどが動いている中での補正と、こういうことで編成をしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 財政調整基金に1,870万という計上があるわけですがけれども、これ積み立てるとということについては理解をするものであります。しかし、地域によりますと要望事項があります。それも特に交通安全対策なり防犯対策なり、あるいは道路の維持補修といったことに地域には関心がありまして、意見をいただいているところであります。

そのようなことで、現状、手持ちの予算でその面が充足されているのか、あるいは、今後、見ていくという感覚の中での予算編成であったのかお聞きします。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 補正予算につきましては、当初予算と異なりまして、予算というのは当初で1年間の見積もりができるものを可能な限り見積もって、1年間の予定を立てることが原則でございまして。それを補う形で補正予算があるわけですが、もともと予算計上されていない新規のもの等については、単独事業としてはなかなか途中から入れ込んでいくということはいにくいところがございます。

国・県補助金とか他の制度を利用しながら行っていくというものについては、途中から動き出さないと制度に乗れないということがありますので、国・県補助金がつくもの、それから他の収入が予定できるもの、そうしたものについては途中から補正の形で施策をしていくということを行います。途中から単独事業で入れ込んでいくというのは、極力やっております。当初の中で事業精査を行って入れ込んでございますので、緊急的にどうしても対応しなければいけないというようなものについては別でございしますが、まだ時間的な経過が許されるものにつきましては、次の年度に回して事業の精査を行った中で予算づけをしていく

という方法をとっています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、増田宏胤君。

○10番（増田宏胤君） 地域においては、町内会を經由して自治会へ提出する要望というのがあります。その要望書のとりまとめは総務課で一括承知をしていると思いますけれども、現状では100%は満たされていないと思っています。そういうことで、どのようなお考えをしているか、ぜひ地域の声は100%満たしてほしいというのが要望であります。どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 地域からの要望事項というものは、総務課を通じまして、全部上がってくるわけですが、それに対する予算づけについても、当然、全庁的に対応しているわけですが。

要望内容につきましては、地域から出た生活に密着したものが多いわけですが、十分反映した予算編成を行ってまいりたいのはやまやまでございますが、その中で今後の町の計画等々も兼ね合わせまして、それから、幾らでもお金があれば、幾らでも達成をして後戻りをしてまたやり直せばいいという考えであれば、幾らでも予算づけできるわけですが、そうしたものばかりではありませんので、また方法についてもお金をつけられたいというものばかりではないと思います。

いろいろな方法、要望を達成するための方法というのはいろいろ考えなければいけないものもあると思いますので、そうしたところを十分考えながら、お金が枯渇するようなことがないように予算編成を今後ともやってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） その前の質問でもあったんですけども、要望事項が町内会から、順序で自治会から出てくることに対して、今、ここに積立金があるんですけども、これを積み立てするよりも、そっちを要望を聞いて何かやるというようなことについてはどう考えますかと、その前の質問があったと思うんですけども、要は積み立てしてしまうよりも少しでも要望をこなすことをしないですかというような質問が先ほどあったと思いますけれども、その答弁ですか、今の。

○企画課長（塚本昭二君） それは先ほどです。

年度途中からは単費でなかなか入れ込むことはしませんよと。

○議長（八木 栄君） いま一度、もう少しわかりやすく答弁をお願いしたいんですけども、企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 地域からの要望事項に対しての取り扱いでございますけれども、そうしたものを年度途中から取り入れていくということは極力慎重に行うという姿勢をとっております。課題が出てきたものについて、すぐさま常にお金を出していくということであれば、お金が幾らあっても、財政サイドとしては心配で仕方がないわけですが。

そうしたものも要望が上がって、実施計画等の予定も見比べたり、いろいろな方法を講じて、もっと課題解決ができないかということも全庁的に検討する中で、最終的に予算づけというものが最終段階でございます。そういうこともありまして、いきなり予算づけをすること、結論には至らないわけですが。

そうした予算づけをするためにも、こうした財政調整基金への積み立てというものは、余ったからすぐ使うということではなくて、一たん、保留にいたしまして、ちゃんとした施策、決定がなされた段階で予算づけをしていくということになりますので、余ったからすぐに要望事項に対してすべて予算づけをしていくというような考えは持っておりません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番議員、よろしいですか。

○10番（増田宏胤君） はい。終わります。

○議長（八木 栄君） ほかに。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） はい、1番です。

4ページの22番です。縣市町村振興協会市町職員海外派遣調査助成事業助成金ということで、モンゴルへ2名ほど派遣するという事は聞いたんですけども、モンゴルへどのような目的を持って派遣をするのかということと、あと、期間です、日程のほうをちょっと教えていただければありがたいですが。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） これにつきましては、本年の7月に静岡県とモンゴルのドルノゴビ県との友好協定の1周年に合わせまして、県民交流団の中で本町2名の職員がそちらのほうへ派遣研修という形で出張いたしました。期間につきましては、7月28日から8月2日ということで6日間ですけれども、そちらのほうへ行ったということでございます。

これにつきましては、県民交流団の一員として限られた時間の中、教育とかインフラ及び食文化をテーマとしましたモンゴルとの交流の可能性について調査をするということで、2名の者が研修へ出かけたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 同じく10ページの体育館運営費の中です。修繕費、この部分で金額が入っていますけれども、かぎの部分だと思います。説明を聞きました。そのときに、今度、総合体育館は防災の第一拠点になると思います。そして特に考えなければならないのが、大きな揺れのときに、かぎそのものが壊れる。そのときに、このかぎを使うに当たって現在では地震対策用のかぎとかいうものが出ていますので、そういうものの検討はいたしましたか。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 当然、その部分につきましても検討はしております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 建築基準法とか消防法の中で、倉庫をやったときに、緊急に火事が起きたとかというと、水圧開錠、水圧をかけることによって緊急に入れるような錠が義務づけられるんです。そうすると、今度、地震のときに、想定外のものが来たときに、それがそのものが壊れたときに中に入れられない状態、あきつ放しになる状態、そういうのが考えられますので、できれば、それはそのやつを考えるとということをどのような形で検討、どういう検討をされたか、その結果どうなったかというのをちょっと教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育委員会事務局長、高橋政旨君。

○教育委員会事務局長（高橋政旨君） 今回のこの修繕のかぎの場所でございますけれども、ステージ側の中学校の第一グラウンド側になります。そのステージのほうを見た右側とか北側の奥のところのやつが長い年月を過ぎまして、ちょっと重みに耐えられなくなって、この施錠があかないという、今、状況になっているのですが、それをとにかく施錠できるように直すというような補正でございますけれども、今言われる今後の地震対策の関係には、かぎもそうなんですけれども、あそこの総合体育館自体がいろいろ問題もあるところがあるものですから、そういうものを含めた中で考えていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今まさに、だんだん劣化して使えなくなってきた。それが実際に緊急の状態が起きたときに、要はできないわけですよ。そうすると、あらかじめそういう部分というのは、当然、検討しなければいけないと思います。ぜひ、全体を考えながら検討していただきたいと思います。要望です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明書の7ページで、民生費の中の心身障害者福祉費の補正額として2,648万2,000円が掲げられております。その中で、項目といたしましては、居宅介護給付費、共同生活介護サービス費、就労継続支援給付費と上げられておりますけれども、この2,600万円の分配をこのような項目にした理由、こういう金額にした理由というのを、予算の執行率等を含めて説明いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、ここに上げています6項目につきまして、当初予算よりも利用頻度が増しているということでもあります。したがって、例えば居宅介護の給付でありますと、これは自宅での入浴とか排泄とか食事等の介護ということになります。全体的に1人当たりの経費、費用が上がっているということで、今回、上げさせてもらった6項目について、現計予算ではちょっと歳出的に賄えないということで、今回、あげさせてもらったものです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 例えば、就労継続支援給付費というのが、これ、6、7、8で計算しますと千七百八十数万です。これを4倍すると7,000万ぐらいになります。7、8で少ない2つだけ足しても1,100万になりまして、これを6倍すると6,600万。まだまだこの補正と現予算を足してもそれには満たないわけですが、そういういろいろなトータルが少ないということがありませんけれども、どのようにしてこういう配分をしたかというところはもう少し説明いただけませんかでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 就労継続支援の給付の関係でございますが、当初、利用者としては余りふえているわけではございませんが、送迎加算の増がありまして、それが若干ふえている要因でございます。

今、お話あったように、計算でもう少し少ないじゃないかということでお話ありましたが、うちのほうとしましては、これを6,400万程度と見込んでおりますので、今回の補正をさせてもらったということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） もう少し補足説明させていただきますと、今回、この居宅介護、それから共同生活介護サービス、それから就労継続支援、それから精神の医療費の助成、それから療養介護給付、療養介護の医療費ということで、これは個々にすべての決算見込みを出した中での補正でございます。

ですから、すべてが一律に幾らということではございませんので、居宅介護でいいますと、ここに何人がいて、何時間使って、この人は何時間今後も使うよという想定をしました中での補正でございます。先ほどの就労継続支援については、送迎加算の改正がございまして、これについて、現在、1人当たりの単価が伸びています。したがって、個々においては、先ほど言いましたように、決算見込みを6,400万と見込んでの上の補正をさせてもらったものでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 最後にします。

当初予算では、療養介護医療費というのは入っていなかったと思うんですが、今回、補正で入ってきているような気がするんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、4月から新規ということで利用者が出てきたということで、これは制度改正に伴ったものでございます。ここは2人分でございます。これまでは、全体の扶助費、この中である程度の流用ということもやらせてもらったんですが、結果的には、今回、この金額を必要ということで上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番でございます。

先ほど同僚議員からも説明ありましたが、県市町振興協会市町職員海外派遣調査助成金の72万7,000万でございますけれども、当初は、人事管理費のほうで上げたのを財源振り替えで今回宝くじの関係の振興協会から出るという形であります。

職員の海外派遣に関しましては、富士山静岡空港の促進という形で、開港の翌日、ソウルのほうへ3名の職員が派遣され、上海万博及び浙江省との友好という形で、職員が副町長を頭に行かれております。モンゴルに関しましては、今回2回目の派遣でございます。富士山静岡空港の促進を近隣市町という形で積極的に推進するということは、大変にいいことでもありますし、また、職員の海外派遣に関しましても、見識を高めるという形で町にとっても有効な施策だと考えております。

ただし、その研修結果ですね、実績を上げるという形で大勢行かれるというのは、また別途評価するんですけれども、職員の研修という観点から考えたときに、過去幾たびも海外に行かれています中で、やはりそういったものをどのような形で町の政策のほうにフィードバックして生かすかということも、貴重な税金を使っていく研修ということでもありますので、大変有意義だなと思います。

町長及び上司等には、多分、研修報告という形で報告されているということは、過去の一派質問でも確認してあるんですけれども、やはりこれというのは、町民にもこういったことでこういったことを広く生かしているということで広くPRすべきではないかなと思います。

過日、八女市へ行かれた職員の災害派遣に関しましては、広報でも大きなページをつくって報告しているわけですので、海外派遣に関しましては、やはり識見を有するということが非常に有意義なことでもありますので、そういった形でやっぱり報告を、町民の方々にもこういったことがあるんですよということで報告すべきだと考えるわけなんですけれども、過去、吉田町職員で、今、私挙げました開港すぐのソウルですね、1回行かれたのと、中国、モンゴル、今回2回目です。それ以外にはありますか。報告はどうか。その2点について御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 議員がおっしゃった以外に、海外の研修はございません。

今回のモンゴルにつきましては、2名の者が先ほど行ったということでありますけれども、職員間の研修ということで行った経緯もございますので、職員につきましては、情報を職員間で共有するということが、復命書につきましては、職員のところへ皆さん見られるような形で、インフォメーションという形の中で共有できるような形で、文書を供覧をしている経緯がございます。ただ、庁外、町民に対してそれらについてやっていないものですから、それらにつきましては、今後検討していきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 我々議会も、先進地のほうへ視察した後ですけれども、議会だよりという形で、行った後、その視察の成果というものを議会だよりの中にページを割いて町民のほうに報告しております。

ぜひとも、町のほうも、今、検討されるということでありましたけれども、そういったことで先進事例、また読んだ方も興味を持って、また富士山静岡空港の促進にもなるでしょうし、またそれを見て勉強にもなると思いますので、ぜひともそういった形で広報よしのほうにページをとって報告していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

再度確認しますが、前向きな検討をお願いしたんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長（田村政博君） 検討してみたいと思います。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第8、第66号議案 平成24年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第66号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の補正は、人事異動及び職員の産休の関係及びポンプですね、消防ポンプの営繕修理という形でうたわれていると思います。

今回、企業会計の補正という形で出ているわけでありまして、この水道事業会計補正は、余り今までされてこなかったような形だと理解しているわけですがけれども、今回、ポンプの経年劣化のための改修という形で聞いているわけでございますけれども、これ以外にもそのような該当するものがあるのか。また、及び、そこの企業会計である以上、やはり前向きな設備管理も行う中での営繕という形であります、本当にイレギュラーなことであったのか、その点について確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） 水道課です。

ただいま、議員さんの御質問につきましてですがけれども、今回、補正の内容としまして、人件費並びに修繕費ということで上げさせていただきました。

人件費につきましては、議員さんも御承知のとおり育児休業中の職員が新たに第二子を授かったということで、一時的復職ということで産前産後休暇ということになりましたので、その分が給料が出るということで、その分、不足している分だけ増やしていただくということで上げさせていただきました。

また、修繕費のほうにつきましては、修繕費の予算計上、算定するに当たりまして、施設の点検等、委託をさせていただく場合には委託費等、ある程度の予算もめどが立ちますけれども、修繕費となりますと漏水等の修繕が主になってきますけれども、その中で漏水が今年度は何件あるとか、どこが漏水するとかというようなめどが立たないというか、はっきりした数値が算定できないものですから、この辺の修繕の修繕費につきましては、過去の3年ないし4年をさかのぼりまして、その辺の実績から修繕費等を算定させていただいております。

今回、修繕費、不足に至った経過でございますけれども、今回、修繕費、漏水費につきましては、昨年度よりも漏水件数も減っておりますので、金額的には昨年度よりは若干、漏水

に対する修繕費は減っております。ただし、先ほど、議員さんのほうからもお話が出ました第1水源及び第3水源が経年劣化により故障いたしまして、その分、修繕費が重なったものですから、その分につきまして、前年度、その前とは若干その分が不足するに至りましたものですから、今回、その分を補正させていただくということで、今回、上げさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の答弁は、私が質問したことを全く同じことを言ったわけで、何も答弁になっておりませんので、再度、しっかりとした答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 水道課長、このポンプというものなもので、それと同じようなものはほかにもあるかねと一つ聞いたのと、あとは定期的に点検なんかをするような、そういうことをしているかねと言ったと思うんですけども。

水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） すみませんでした。

ポンプ以外に大きな修繕は特にございませぬ。

施設等の点検等につきましては、施設の点検につきましては、毎日、職員が各施設を巡回しながら異常がないか確認しております。また、土曜日曜及び祝祭日につきましても、職員が当番を決めて点検をしております。そのほかには特にありません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはりこのポンプといいますと、第1、第3水源のポンプといいますと、やはり町民の水道という形で命にかかわるものでございます。

やはり計画ですね、何年おいたらメンテナンス、オーバーホールするとか、そういったものがあるのか。委託しているものに関しては、多分、そういった形がマニュアルでできていると思うんですけども、そういった消耗品関係に関します修繕というのは、ずっと使われるわけでもないと思われるものですから、ある程度のルールがやはり決められて、やはりあるものを長く有効に使うというのが非常に、企業会計ということでございますので、やはり利益を上げてもらうような形で、複式簿記で今、やられているわけだと思っておりますので、利益を上げるというところちょっと誤解があるかもしれませんが、やはり有効な次の設備投資もやる計画を立ててやっていかなければならないという、そういう計画を立ててやりなさいよということで企業会計になっていると思われるものですから、やはりメンテナンスに関しましても、しっかりとした計画をやるということが求められると思うんですけども、そういったものはないということですか。

そうすると、壊れると、また直すということだと、非常に問題だなと思われるものですから、そういったものはあるかどうか。ないようだったら、またつくれるかどうかということを確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） すみません。水源等につきましては、点検の内容につきましては、各職員が、毎日、施設を回りまして、電気等、総合監視盤等によりまして異常がないと確認する方法しかありませんので、今回、第1、第3が故障して、修理した原因を発見するに至りましては、第1水源の場合は水量、取水量が減ってきたということで、そういう異常が総合監視盤に出ましたので、それで点検を、というかポンプを一度抜いてやったところ、故障

していたということ。

第3水源につきましても、職員が毎日行っている中で、ことしになって異常音が発生するというので、それによってまた業者のほうにお願いしてちょっと確認していただいたところ、それこそ経年劣化で故障が来ている、交換しないとだめだということでやらせていただきましたので、ポンプにつきましても、職員につきましても業者につきましても、そのまま目視でということではちょっと確認ができないものですから、それだけ、今後、気をつけてやっていきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 今の質問ですけれども、水道課長、故障のときは当然、修理して直すのはわかるんですけれども、それ以外にちゃんと機械が大体寿命がどれぐらいなものである、5年なら5年、7年なら7年で、その都度交換していく、寿命というか、そういう計画的に、壊れるか壊れないかわかりませんが、何年で交換していくとか、そういう計画をあるかどうか。故障したら、当然直すのはわかるんですけれども、それ以外にそういう計画を持って交換したりする計画はあるかねということの質問だと思うんですけれども。

水道課長、八木利幸君。

○水道課長（八木利幸君） すみません。ポンプ等につきましても、耐用年数、一応15年ぐらいをめぐりということでやっております、計画的、その耐用年数が近くなれば、こちらの職員のほうも気をつけてやっております。

定期的に点検等を委託しているかということ、ポンプ以外の施設につきましても委託してやっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私、ちょっと最初聞いたのが、故障したので直したということでありましたけれども、今、答弁を聞く限りにおいては、職員が異常を感じて、完全に町民の皆様方に迷惑がかからない程度の前に直したということであるから、そういったことも一つは有効は施策だと思いますので、大変評価はしております。ですから、そこまでの説明をしていただければ良かったです。

今、今後、その経験則に基づいて、今後、そういったものを大きく壊れる前に早め早めの手当てを打っていただけるような御答弁もいただきましたので、大変満足しておりますので、今後、日々の点検等、充実したものを期待いたします。要望です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第9、第67号議案 すみれ保育園建設事業用地の取得についてを議題とします。

これから第67号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番です。

今回、すみれ保育園の建てかえという形で、浸水域外のところで大変貴重な土地を提供を受ける形で計画が進むわけでございますけれども。

この場所、非常に東名川尻に面しておりまして、非常にアクセスのいいという形で、東側と西側は、両側、道に面しているわけなんですけれども、やはり保育園機能と、今度、防災機能を完備した形だということで、この土地のほうも、大分大きい形で取得するわけございまして、まず懸念されることは、東名川尻の中央分離帯が東側ずっとありまして、失礼しました、西側にありまして、非常にさまざまな形で、非常に不便が想定されるわけでございますけれども、ここは県の管轄でもあると思うんですけれども、その辺について、解除をするような形での動きというのは、このずっと南側に1カ所あいているところがあるわけなんですけれども、やはり多くの方が集まるということを考えてときに、このところが東西のところができないといいますと、非常に問題があるかなと思うんですが、それについて担当課のほうはどのようなことで動いていて、どういった結果でなっているかということをお報告願いたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、あそこに用地を求めるという前提のもとに、土木事務所、それから警察署、それから内部的には都市建設課と協議が済んでおります。

今おっしゃった東名川尻の中央分離帯につきましては、例えば南からの右折が可能ということになりますと、渋滞とか事故のおそれがあるということで、中央分離帯の撤去というのは非常に難しいというのは警察のほうから聞いております。

それから、これ、防災で緊急時において、進入に限っては、可動式にかえることはできませんが、通常時においてはこれは非常に難しいという回答でございます。

したがって、東名川尻からは左折して入る。それからもう一方の右折としましては、南から来る車については町道西の宮線から入っていただくというように、今、考えています。以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 可倒式、仮設式、赤いポールのですか、撤去できる、町内いろいろなところにあるんですけれども、そういったところでこのところはやるような意向であると

いうことでよろしいですか。

それと、南側から入ってくる場合は右折できないということでもありますけれども、その前後に、先ほど、町道のほうですね、7メートル道路の東側の道路へ出るに当たって、東西の道が全くないわけですね。本来ならば、この保育園の北側、南側、どちらかに、やはりこれ東西を結ぶ道をやはりつくらないと、東西へ行く場合、非常に、敷地の中を通っていかなければならないという形で、今後、もしものときに仮設住宅を想定して防災用地を確保しているわけでございまして、非常に使い勝手が悪くなると考えられるんですけれども、将来的にそういったことも検討する計画をお持ちなのかどうか。

先ほどの撤去可能な中央分離帯の件と、南側、北側に接するところに東西を行き来する道をつくる予定は考えら得るかどうか。そういうことも考えられると、本当、この土地が生きて非常にすばらしいことになると思うんですけれども、やはり多くの方が集まるといいますと、アクセスが非常に有効な形で展開していかないとまずいと思われまますので、その2点について確認したいと思います。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほどの中央分離帯の件につきましては、基本的には分離帯の撤去は難しいということでございます。

災害時、緊急用の災害時に限っては、可動式にかえることは可能であるというお答えをいただいています。だから、それにかえるという意味ではございません。

それから、道路の関係でございますが、ちょっと私どもについては、現在、保育園のケースということであって、道路計画まではちょっと関与してございませんので、お答えはできかねます。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、町道の管理のほうは都市建設課のほうで行っておりますので、したがって、道路のほうの整備ということになれば、都市建設課のほう動くような形になります。

ただし、今回、このすみれ保育園の南ないし北側についての道路の整備ということにつきましては、今のところ計画にはありません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 中央分離帯に関しましては、南側に信号機があるところの開封してあるところがありますので、その場所の交換とか等で今後考えていただきたいと思ひますし、中央小学校も、さきの一般質問の同僚議員の答弁で将来的にはこの中央小学校のグラウンド及び校舎を含めた形で、この地域を総合的に考えるという形でありますと、中央小学校のエリアと今回のすみれ保育園のエリアとは非常に近寄っているわけで、この辺地域の一带のランドデザインですか、そういうことを考えますと、中央小学校北側の道を東名川尻まで来て、そのまま延長で保育園の北側を通るような道というのは、将来的に、非常にこの地域を有効に利用できるような考え方もあるものですから、今回の取得を契機にそういったものも将来的に検討された、一体的な開発をやっぴりやっぴり期待するわけでございますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長、八木三千博君。

○都市建設課長（八木三千博君） ただいまの件ですけれども、中央小学校の北のところの、

今、軽がやっ通れるかと、それくらいの道だと思います。そこら辺のことを利用しまして、東名川尻のほうに車がうまく流れるような整備ということ、大変いいような話だと思います。

また、社会福祉のほうの保育園の関係もありますので、そこら辺とちょっと打ち合わせをした中でちょっと検討していきたいなと思います。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありますか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 今のグランドデザインの関係でちょっとお聞きします。

先ほどの答弁の中で、車の流れが西の宮公園のほうからという話がありました。この地図を見てみますと、まさに今、東西につながる道がないのと同時に、この沿線に並行していくしか方法はないわけですが、その沿線にもう50軒、60軒のお宅があるわけですね。そうすると、当然、取得してこれからつくっていくに当たっては、防災も考えて、この交通の安全というやつも重要なテーマになると思うんですけれども、その点の考慮というのはどの程度なされていますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 先ほど申し上げましたように、町道西の宮線から入る分と、それから東名川尻から入る分ということで、これは交通安全の観点からも警察署と協議がもう済んでおります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 特にちょっと地図を見てもらいたいですけれども、先ほど言われた、南側の信号のあるところが切れていますよね。そうするともう考えられることは、ここからこのクランクに向かって入るということは、もう十分に考えることなんです。そうすると、確かに協議はされているというけれども、こういうものの協議というのは、具体的にやっているんですか。

○議長（八木 栄君） もう少し詳しくというか、わかりやすいようにお願いします。

○3番（山内 均君） いただいた地図の予定地から、これは2500分の1ですので10メートルぐらい、15メートルかな、その南のほうに信号機が現在ついていますね。あそこだけが切れています、確かに。そして歩道もついているんですけれども、そこを通るとなると、歩道の上を横切って、車が間違いなくもう予想されるわけです、殺到するのが。そうすると、今言った、協議していますという中に、危険性の歩道と車道の協議、それは本当に具体的な部分としてやっているんですか。

○議長（八木 栄君） 地図でいくと5.5とポイントが書いてあるところになると思いますが、そうですね。

○3番（山内 均君） そうです。

○議長（八木 栄君） そこから、要は対向車線から入っていつてしまう可能性があるということですか。

○3番（山内 均君） 懸念をしているのは、南側から東名川尻幹線を上がってきて、幼稚園が右に見えたときに、どうしたって人間のそこに行く、行く手段が、今、西の宮公園のほうから入ってくると言いましたけれども、その部分が非常に危険な部分を持っていると思うん

です。特に、ここには小学校の横断歩道もありますし、小学校用の横断歩道、それは横断歩道と道路交通法の関係はしてくると思うんですけども、その辺の今言った検討したと言いましたけれども、それはどのような検討をされたんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 御質問で、西の宮公園ではなくて、町道西の宮線から入る。この道路については、交通量調査を行っております。そうした状況の中で、公安当局のほうから、いいだろうという御返事をもらっています。ですから、この道路からは南から入っていただいて、それから東名川尻は北から入っていただくという形をとります。これは交通安全上、一番いいものだとということで考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） やっていること、よくわかったんですけども、僕が言っているのは、今言った横断歩道があるでしょう。今、信号がついていると思うんですけども、小学生がここをたくさん横断するわけですね、中央小学校行くために。そうすると、ここの検討をなされているかどうか。例えば、もし検討しているとしたら、1日どのくらいの車が通ることを検討しているんですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 私が申し上げたのは、町道西の宮線は、この予定している保育園用地のすぐ東側です。ですから、東側から入ります。今おっしゃっている御質問は、中央小学校の南に位置しますこの住宅街の横断歩道のことをおっしゃっているのではないかと思います。基本的には、南から入る道は、車は町道西の宮線を来てのぼって行って、そこから入ることです。今おっしゃった信号機のところの検討をしているのかというお話とはちょっと合わないのではないかと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） あのね、横断歩道というのがありますよね。それはわかりますよね。信号がついていて。そうすると、横断歩道のあそこの場合は、人間の心理として、保育園が右に見えて、そうすると必ず手前で曲がっていくと思うんです。その心配をしているんです。そのときに、横断歩道の上を車が横切って右に入っていく。その辺の検討というのが非常に重要ではないかということをおっしゃっているんです。その辺でやったかどうかの返事をお願いします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 我々が今、保育園の建設に向かって土木事務所、それから警察署等と協議する中で、使う道としましては町道西の宮線を上がっていきます。この交通調査を行っています。大丈夫だという御判断をいただいています。それから北側からは、東名川尻から入ってくる左折ラインです。この2つの路線を使ったものでございますので、今おっしゃったところを曲がっていくという想定はしていません。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） これ以上はやめます。

特に、今、心配をしているのは、幼稚園の送り迎えの方々がこの通りを通ってくるのと同じ時に、ここに今、道路沿いに50軒、60軒のお宅があります。そのお宅がやっぱり心配をして

いると思うんです。現実にはそうならないと思いますので、いかに対策を立てるかということをお願いを。やっているということですので、その中でもう少しまた可能性があればやってください。要望です。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 数点お伺いいたします。

今回のすみれ保育園建設用地については、地元の地権者から特段の協力をいただいたと、このように思います。予定地は、養鰻池、約8,400平米、農地3,700平米と、これは川尻地区の皆さんの絶大なる協力でこの話ができて上がったかと思いますが、この地権者8名の方々があるわけですが、公用地とはいえども、これ、これからの手続方法があると思うんですね。ということは、3,000平米以上は土地利用、開発行為に係るわけですが、この手続においては、どのような手法でいくのか教えてください。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 土地利用、それから開発行為、それから農地転用、すべて行っております。

土地利用、それから開発行為、それから農地転用、すべて行っていく予定でいます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） それこそ大きな予算をつけて、ことしから来年にかけてやるということですので、早急に事業計画を決めて、手続を早くしたほうがいいのではないかなと。考えているだけでは進まないと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一点。この資料からいきまして、用地費2億3,583万6,000円と、これ莫大な用地取得費でございますが、この算出方法はどのようにされたか、もう一点お伺いいたします。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、鑑定評価に基づきましてやらせてもらっています。これについては、既に議会等の報告の中でも、鑑定評価のスタート時、それから完了時ということでお話をさせてもらっておりますので、これが7月2日に鑑定評価が終わったということを受けまして、個々の単価が決まってきたということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 鑑定を完了したのでやったと、こういうことでありますね。

それから、大きなプロジェクトになるかと思いますが、大体の保育園の開園時はいつごろになるのかお教え願いたい。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 開園時ということでお話ありました。

これまでも3月の議会の所信表明で町長からは平成24年度は基本設計、実施設計を行って、25年の建設に取り組んでいきたいというお話。それから、6月の議会の行政報告においては、すみれ保育園の建設を2カ年かけて、25年の完成を目指しているということでお話をさせてもらっております。

これまで9月議会におきましても、基本設計、実施設計については3月の完成を目指しているということをお話をさせてもらっております。現在も、この3月中に完成すべく、今、取り組んでいるところでございます。

ただし、造成工事については、当初予算で5,000万を計上してあります。その後ちょっと補正がないということで御質問あったわけですが、造成工事については土地利用、それから開発行為、それから農地転用、これすべての許可がおりてからということになりますので、非常に造成工事の着工自体が年度内は難しいということを、今、考えています。

しかしながら、造成工事は平成24年度の都市防災総合整備事業の国庫補助事業でありますので、3月の議会におきまして、減額というのは難しいというように考えていますので、少しの補正をさせていただいた上で繰越明許を考えています。

そうしますと、造成工事が年度を越して行うということになりますと、本体工事はその後ということになりますので、先ほど言いましたように、25年中の完成を目指していますというお話はさせてもらってあったんですが、予算的には25年に計上させてもらうつもりでいますが、着工自体が少し遅くなるということもありまして、ちょっと26年4月スタートというのは難しい可能性が出てきたというように、現時点では考えています。

はっきりした何月開園というのは、ちょっとまだ現時点では申し上げることができませんが、これについても、また、機会を設けまして説明をさせてもらうつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 大体の計画はわかりました。予算の都合もあるから、多少の前後があるんじゃないかというふうにお伺いしましたが、やはりしっかりした計画を作って、川尻地区の方々に有効に使われるような立派な園を開園してもらいたい。また、防災施設もぜひよろしくお願ひしたい。こんなふうにあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○議長（八木 栄君） 日程第10、吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、瀧口登志男君、池ヶ谷正志君、藁科睦夫君、野中重幸君、以上の方を
指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀧口登志男君、池ヶ谷正志君、藁科睦夫君、野中重幸
君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第1順位、植田裕君、第2順位、町田吉久君、第3順位、水野吉雄君、第4順位、大石康
夫君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と認めることに御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、植田裕君、第2順位、町田吉久君、第3順
位、水野吉雄君、第4順位、大石康夫君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当
選されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した

議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。
お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議
員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第12、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所
管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則
第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査について申し
出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定し
ました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成24年第4回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しま
した。

開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から提案させていただきました議
案等につきまして、本当に真摯に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。議
決いただきまして、本当に重ねて御礼申し上げるところでございます。

議決された議案の中には、津波避難タワー、それからすみれ保育園等々入ってございまし
て、いよいよこの町の津波防災まちづくりというものが具体的な姿となって町民の皆様の目
の前にあらわれてくるというようなことで、町民の皆様も、この町の津波防災まちづくり
というものを実感していただけると、こんなふうに思っております。町民の皆様の意識の審査
を図って、より津波防災まちづくりというものが実効性を持って進むことを本当に期待する

ものでございます。

また、議員の皆様にもお願いしたことでございますけれども、要は、この津波防災まちづくりというものはこの町の命運というものをすべて決めるものでございます。恐らくこの10年以内にこのことが成就しなければ、吉田町のこの先というものは非常に不確かなものになっていくと、こんなふうに思っております。私も命にかえて、このことはやり遂げなければならないという決意をいつも持っておりますけれども、議員の皆様におかれましても、ぜひとも一枚岩となって当局の進めている津波防災まちづくりの諸事業につきまして、全面的な御理解をし、また御支援を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもって終わります。

皆様も、ぜひいいお年を迎えられ、また、3月にお会いできる日をお待ちしています。

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） 本日ここに、平成24年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月3日以来15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事、越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成24年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前10時42分